

保存資料

年少労働調査資料第⁴⁶33集

印刷及び製本業に使用される
年少労働者の実態調査

昭和34年4月

労働省鹿兒島婦人少年室

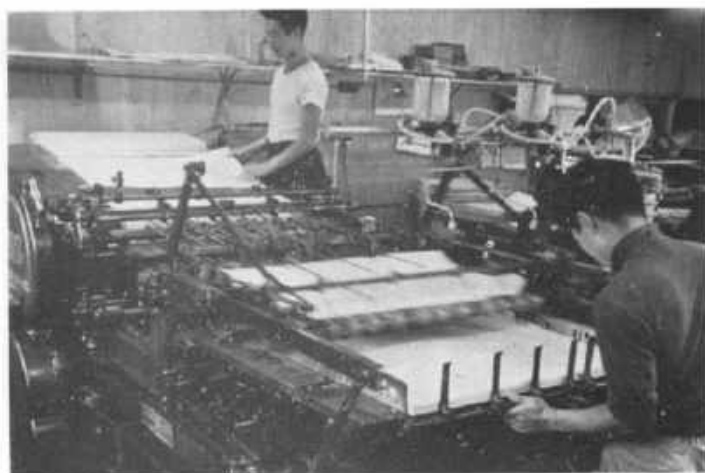
労働省婦人少年局



文 選 作 業



植 字 作 業



印 刷 作 業



折 り 作 業



丁 合 作 業



く る み 作 業

印刷及び製本業に使用される
年少労働者の実態調査

まえがき

印刷及び製本の産業は、文化の母とも呼ばれる如く、直接文化の普及発達に寄与するものであるが、それとあらはらに、企業内部の労働関係、労働条件等は他産業に比べ、後進的であって、その低位性は否めないようである。これは印刷及び製本産業の特異な構造、業務、業態の特殊性に基因するものであると思われるが、今回の年少労働者の調査に当っては、特にそれらの諸要因の分析に重点を置き、年少労働問題を先ず企業の仕組みの中で捉えた。そして年少労働者の保護や、福祉の向上も、産業の性格、企業の特異性に対応した、積極的な、企業全体の体質を改善する如き、施策の上に求めた。

調査地である東京、大阪の実態は、必ずしも全国のそれと傾向を同じくするものではないが、この二地域で、全国の印刷、製本業及びその年少労働者数の4割強を占め、最も業態の特徴を示すものである。

ともあれ本書が当該産業の年少労働の一端を知るに役立てば幸いである。

終りにのぞみ、本調査の実施に際し、多大の御協力を願った各位に、改めて深甚の謝意を表すものである。

昭和34年3月

労働省婦人少年局

目 次

一 調査の概要	1
二 調査の目的	5
三 調査の対象	5
四 調査対象の選定方法	5
五 調査方法	6
六 調査担当者	6
七 調査の時期	6
八 調査結果	7
1. 産業の概要	7
(1) 概 説	7
(2) 事業分布	7
(3) 事業工程	7
(4) 事業形態	8
(5) 事業内容(取扱品)	11
(6) 業務態様	12
(7) 産業構造	16
(8) 組織状況	22
2. 雇用状況	25
(1) 年少者及び家族従業者の割合	25
(2) 年少労働者の通勤、住込別状況	26
(3) 年少労働者の就職経路	28
(4) 親元の職業	29
(5) 年少者の勤続年数及び年令	29
(6) 年少労働者の職場配置状況	30
3. 労働条件	32
(1) 労働時間	32
(2) 休 日	46
(3) 年次有給休暇	48
(4) 賃 金	48
4. 労働契約	64

(1) 契 約 期 間	64
(2) 労働条件の明示状況	65
5. 職 場 環 境	66
(1) 作 業 環 境	66
(2) 諸 設 備	68
(3) 機械設備等への年少者の要望	69
(4) 年少労働者の仕事の程度	70
(5) 業務の習得方法	71
(6) 職場における人間関係	71
(7) 仕事に関する年少者の要望	73
(8) 住込年少者の環境	73
6. 健康管理、災害、疾病	75
(1) 健康管理の状況	75
(2) 災 害、疾 病	76
7. 保 障	78
(1) 社会保険等の加入状況	78
(2) 退職金制度の有無	79
8. 福 利、厚 生	80
(1) 施設及び行事	80
(2) 年少者の余暇状況及び利用施設等に関する要望	81
9. 年少者の将来に対する感想	83
10. 労働時間、休日及び賃金協定に関する事業主の意見	84
11. 結 語	89

一 調査結果の概要

印刷及び製本業の労働者に占める年少者の割合は、わが国の製造工業中で、紡織業、衣服及び身用品製造業について高率である。この産業の大部分の企業は、小資本経営であり、繁閑差の著しい加工業的性格が強く、それからもたらされる不安定性が、企業経営の諸性状を規定しており、このことは当然、労働条件、職場環境等に反映している。

この調査の結果の調査対策は、東京及び大阪の100人未満規模の事業場411とそこに働く1,389人の年少者中の721人の年少者である。調査結果の概要は次のとおりである。

1. 印刷及び製本業の業態

調査事業場411のうち65%は印刷業で、製本業は33%、残り2%は印刷製本兼業である。

各業種には、それぞれ数種の工程による部門があるが、その全部門を有する事業場は全業種合せて32%と少い。特に9人以下規模あるいは10～29人規模では、それぞれ11%及び17%と極めて少い。これは資本量の寡少を示すものである。製本業に比較的全部門を擁する事業場が多いが、これは製本業が一般に小資本経営が可能なためである。

これらの事業場の取扱品は、週刊誌、月刊誌、単行本、教科書、その他（事務用品、ポスター、レッテル等）と多様に亘っているが、印刷業、製本業とも「その他」を相当多く扱っている。しかし週刊誌、月刊誌、単行本等の納期限の厳格な品目は製本業で取扱品目中のウェイトが大きい。

同業者からの下請を受注している事業場は印刷業で43%、製本業では32%で、これらの事業場の全業務量に占める下請業務の受注率は印刷業が63%、製本業は69%である。また下請を受注する事業場の比率も、その受注率とともに規模が少なるにつれて高率となる。業務の一部を外注する事業場は、印刷業で30%、製本業では63%であり、その全業務量に占める外注業務量の比率（外注率）は印刷業22%、製本業37%である。ここでは下請とは逆に規模が大なるにしたがつて、外注率は大となつている。

かく、下請及び外注が多いということは、生産能力と業務量との不均衡を物語ると同時に、繁閑差の著しさを示唆するものである。

ところで、繁忙期のある事業場は308で全体の75%を占める。業種別にみると、印刷業が72%、製本業が81%で、これらの事業場の繁忙期に対処する措置で最も一般的に行われているのは時間外労働で、ついで休日労働である。この二措置はいづれも長時間労働の原因をなすものであろう。この他外注に依存するもの、臨時工を雇入れる事業場も相当多い。閑暇期のある事業場は全体で249で、60%、印刷業では55%、製本業では72%であり、閑暇期の措置としては、多い方から、機械の整備、雑用等をさせるもの、時間短縮、休業の順で、僅かではあるが人員整理をする事業場もある。繁忙期と閑暇期の状況を総合的にみると明らかに、印刷業よりも製本業で繁閑差が著しいことが認められよう。

2. 就業構造

調査事業場の総労働者数に占める年少者の割合は15%で、また家族従業者の割合は3%となつて

いる。年少者、家族従業者とも規模が小さくなるにつれてその比重が大きく、就業構造の未分化を示している。調査年少者 1,389 人の 57% は住込者で、この住込者の比率は他産業より高い。特に製本業では 65% のものが住込者であつた。また調査年少者の 41% は自都府出身者で、59% は他県出身者である。入職経路をみると、縁故によるものが 52%、学校の紹介によるもの 24%、安定所の紹介によるものは 14% であつた。縁故関係のものが半数以上占めていることは注目に値する。

これら年少者の親元の職業をみると、農林業が 32% で最も多く、つぎが無職の 14% である。以下会社員、工員、職人、工業自営業、公務員、漁業、土工の順となつている。不明というものも僅かながらいた。貧困家庭ないし欠損家庭の出身者と覚しきものが相当いる。

調査年少者の年令別構成は、17才が 45%、16才が 37%、15才が 18% で、勤続年数別構成は、勤続 2 年以上が 15%、1 年以上 2 年未満が 32%、6 カ月以上 1 年未満が 29%、6 カ月未満が 24% である。

年少者の職種は多岐に及んでいるが、印刷業では刷版、製本業では目通し、契印押し、帯掛け等の簡単な職種のもが多く、それぞれ約半数をしめ、約 25% のものは雑役である。

3. 労働条件

概して労働条件は低位である。

通常の実働時間が 8 時間を越えている年少者が約半数を占めており、調査総年少者平均の通常の実働時間は、8 時間 34 分である。製本業の方が印刷業より長く、また規模が小さくなるにつれて長い。

この産業では、一般に時間外労働が日常化しており、年少者の 72% のものが平均して月間に 12.4 回、延時間で約 35 時間の時間外労働に使用されていた。

休日が週 1 回または月 4～5 回の年少者は全体の 63%、月 3 回のもの 6%、月 2 回のもの 30% で、この他月 1 回、不定、無休というものが僅かづついる。印刷業では週休または週休に近いものが 8 割を上廻っているが、製本業では月 2 回のものが約 6 割いる。

勤続一年以上の年少者のうちで、何日かの有給休暇のとれるものは 49% で、法定通りの年次有給休暇をとれるものは、29% にすぎなかつた。

賃金水準は他産業に比して低くはないが、賃金形態は他産業にはみられないほど時間給のものが多く、事務職員を除く労働者の全部または一部に対し時間給制を採用している事業場が 5 割以上を占めており、調査年少者でも 18% のものは時間給制のものであつた。なお規模別にみると規模が大きくなるにつれて時間給制のものが多く、小さくなるにつれて月給制が多い。

中卒者の初任給は時間給で 21～25 円、日給にして 181～200 円、月給にして 5,001～6,500 円程度に定めている事業場が多く全体の 57% を占めている。

時間外労働に対する割増賃金の支給状況は規模が大きくなるにつれて良く、中には法定率以上の割増賃金を支給する事業場も相当みられた。反面小規模の事業場では不支給とか支給しても法定率以下というものが相当ある。年少者で現金と夜食を支給されているものは 35%、現金のみ支給されているものは 32% で、夜食のみを支給されるもの 21%、全然支給されないものが 10% となつており、支給状況は良くない。年少者の 1 カ月の手取賃金は平均で通勤者が 6,403 円、住込者が 3,582 円であつた。概

して規模が大なるにつれて、また製本業よりも印刷業の方が賃金は高い。

ところで、就職する際に労働条件を明示された年少者は516人で全体の72%である。明示された条件を項目別にみると、賃金が66%、労働時間が60%、休日が63%、仕事の内容が62%で、これら全部について明示されたものは52%である。明示状況は規模が大きいほどよい。

明示された年少者のうちの73人—14%は、明示された労働条件が違っていたと述べている。項目別では賃金が18人、労働時間が25人、休日が15人、仕事の内容が6人、その他15人である。

4. 職 場 環 境

作業環境についての年少者の感想によると、作業場がせまいというものが40%、整理整頓がよくないというものが13%、採光、照明が悪いというものが17%、機械カバーがないというものが13%、ほこり、ガスがひどいというものが26%、暑さがひどいというものが55%と、全体的にみて作業環境は低位であると推察される。かかる作業環境のもとで働いていて、気分が悪くなったことのあるものが10%いた。

事業場にある付属設備の状況も概して良くない。休憩所のある事業場は37%、手洗所（洗面所）は91%、食堂は34%、浴室は15%で、保護具（マスク）を備付けている事業場は僅か5%であつた。

年少者で作業設備または付属設備について何らかの具体的な要望を抱いているものは121人で15%であつた。項目別では多い方から、換気通風装置、機械の改善、冷房装置、作業場の拡張、休憩所の設置、更衣室の設置等々となつている。

2 年少者の仕事の程度については、中ぐらいだというものが40%、簡単、補助的というものを合せて47%、むづかしい、専門的というものを合せて13%である。規模が小さくなるにつれて、むづかしい、専門的というものが比較的多い。これらの業務の習得方法は、業主や先輩に教えられるという年少者が75%、見よう見まねで覚えるというものが23%である。

3 年少者の感想からみた職場の人間関係は、事業主または上役に対してはあまり好感を抱いていないものが多く、上役や先輩等の私用に使われるものが53%もあり、なお徒弟制的な人間関係が残存していることが予想された。

住込年少者410人の寝室の1人当たり平均畳数は1.9畳である。事業主の家族と寝室が区別されていないものは34人おり、また、南京虫、騒音、せまい等の理由で熟睡できないものが56人—14%いる。

業主の家族と差別的待遇を受けているという住込年少者は20%、業主の家事に使われるというものが30%いた。

5. 健康管理及び疾病

労働者の健康診断を実施している事業場は80%で、その受診率は96%である。

採用時に健康診断を行う事業場は25%であつた。両者とも実施率は規模が大きほど高率である。

年少者の就職後の災害疾病の延件数は279件で、このうち業務上のものは57件で、正当な休業手当が支払われなかつたものは8件であつた。

調査時に鉛あるいはベンゾール中毒の罹患者は認められなかつたが、呼吸器結核による休業中の労働

者は全体の1.22%で、特に印刷業に多く製造工業中最も高率と認められる。

6. 社会保険

厚生年金保険、健康保険、失業保険の適用事業場は395、労災保険の適用事業場は397である。これら保険の加入率は、厚生年金保険が61%、健康保険が60%、労災保険が61%ではほぼ同水準であるが、失業保険は44%で加入率は悪い。規模が大きくなるにつれて加入率は高くなっており、30～99人規模の事業場では大多数の事業場が加入している。

退職金制度のある事業場は134で全体の32%である。業種別には印刷業が36%、製本業が26%で、規模が大きいほど高率である。

7. 福利厚生

事業場単独のものであるか共同のものであるかを問わず、教養、娯楽、体育に関する施設ないし行事のある事業場は385で全体の94%を占めている。単独施設で最も多いのは体育に関するもので、50%の事業場にあり、ついで娯楽が21%、教養は僅か4%であった。また単独の行事では慰安旅行が最も多く86%、運動会、表彰、観劇等が僅かずつある。事業場が共同で持つ施設には殆どみるべきものがなく、行事は運動会、表彰、旅行等を極く一部で行っているに過ぎない。

余暇がないという年少者は45人、他の676人は余暇があるものであるが、余暇利用施設について要望のあるものは355人である。要望する施設は運動関係が圧倒的に多く、ついで娯楽関係のもので、僅かではあるが教養施設を要望するものもいた。

8. 年少者の将来に対する感想

年少労働者は以上のような条件、環境、施設等の中で仕事をしているが、これら年少者で将来に不安を抱くというものは115名—16%いた。不安の理由は広範囲に及ぶが、主なものをあげると、将来の独立について不安とするもの31%、現在の仕事が性に合はぬというもの24%、低賃金を理由とするもの21%、企業の脆弱性を憂慮するもの19%等である。

9. 業者間協定に関する事業主の意見

この産業の一般的に低位な労働条件の改善のための施策の方途を探究することを目的として、労働時間、休日及び賃金に関する業者間協定についての意見を求めた。

まず、時間休日協定を必要だというもの、あるいはあつた方がよいというものは51%で、比較的には印刷業に、また10～29人規模のものに多かつた。その理由としては、労働保護、過当競争防止、工賃単価の維持、労働者の移動及び引抜き防止をあげているものが多い。不要という事業主は49%いるが、業態が異なる、遵守不可能、現在のままでよい、受注や納期の関係上不可能等の理由が多い。

賃金協定が必要とかあつた方がよいという業主は55%であるが、ここでも10～29人規模が多く、ただ業種では製本業の方が多かつた。主な理由は、労働者の移動及び引抜き防止、労働条件の改善、過当競争の防止等で、ほぼ時間協定の場合と一致している。不要とする45%のものの理由は、現在のままでよい、遵守不可能、業態が異なる等が主なものである。

二 調 査 の 目 的

印刷、製本の業種は、製造工業中、直接文化の普及推進に大きな役割を担うものであるが、反面、前近代的な色彩が強く、その質作業的な業態と相俟って、大部分が零細企業で占められ、労働条件、労働環境は、一般に低位、且つ、不規制な現状にある。しかも年少労働者の占める割合が他産業に比し高いので、実態調査を実施し年少労働の保護福祉の施策に資する。

三 調 査 の 対 象

- | | |
|------------|---|
| (1) 業 種 | 印刷及び製本業 |
| (2) 調 査 地 | 東京、大阪 |
| (3) 事業場の規模 | 労働者数 100 人未満の事業場 |
| (4) 調査事業場数 | 労働者数 10 人 未 満 事 業 場—106 事業場
労働者数10人以上 30 人未満事業場—199 事業場
労働者数30人以上 100 人未満事業場—106 事業場
合 計 411 事業場 |
| (5) 調査年少者数 | 労働者数 10 人 未 満 事 業 場—167 人
労働者数 10 人以上 30 人未満事業場—313 人
労働者数30人以上 100 人未満事業場—241 人
合 計 721 人 |

四 調査対象の選定方法

悉皆調査は日時、費用等によって不可能なので、当然サンプリング調査によらざるを得なかった。サンプリングの方法は雇用労働に関して精度の高い、昭和33年1月1日現在労働基準法適用事業場及び労働者数調べ（労働省労働基準局）を使用した。

(1) 規模の決定

印刷及び製本の業種は零細企業が多く、製造工業中、製材・木製品工業、衣服・身廻品工業、食料品工業に次ぎ零細度が高く、その98%が100人未満の事業場で占められ、同規模内における年少労働者の全労働者中に占める割合も、8.6%と他産業に比し高率なので、規模100人未満の事業場と、其処に働らく年少者を対象とした。

(2) 調査地の決定

印刷、製本事業、並びにその雇用者は全国的にみて、大都市に集中する傾向が顕著であり、政治、経済、文化の中心地である東京、商業の中核地である大阪の二都市で、全国の約43%を占めるため、

東京、大阪の二地域を選定した。

(3) 層 別

100人未満の事業場を製造工程、取扱品、下請、外註等の状況について、規模と関連せしめて対比させ、それより派生する労働態様等の特性についての効果を狙い、労働者数10人未満、10人以上30人未満、30人以上100人未満の三つの規模の層に分割した。

東京は印刷、製本事業の58%が10人未満の規模で占められ、10人以上30人未満では28%、30人以上100人未満の規模の事業場は11.6%、大阪の場合はそれぞれ51.2%、34.3%、11.8%の比率になる。年少者数は東京では10人未満の規模に24.7%、10人以上30人未満に25.7%、30人以上100人未満の事業場に33.5%、大阪の場合はそれぞれ7.9%、25%、34.4%の割合になっている。

(4) 調査事業場数及び年少者数の決定

以上の資料にあらわれた構成比率に基づき、事業場比率と年少者比率を組合せて、事業場数は

東京—10人未満 100。10人以上30人未満 100。30人以上100人未満 50。

大阪—10人未満 60。10人以上30人未満 60。30人以上100人未満 30。

事業場を充て、さらに印刷部門、製本部門の推定比に従い、この総数の30%を製本業に充てた。年少者数は原則として、抽出事業場に働く者の総数とした。

(5) 抽出方法

母集団の地域の拡大に伴う調査費用、調査時間等に関する、単純無作為法の欠かんを避け、労働基準監督署に備付の適用事業報告、または監督台帳により、上記の基準に従い層別抽出を行ったが、一定の地域に集団しているグループを選び、群別抽出法を加味した。

その結果、調査事業場数は全国印刷、製本業の3.4%、調査年少者数は全国印刷、製本業の年少労働者数の3.5%となり、従来の調査に比して信頼区間が小さく、信頼水準はやや高いものである。

五 調 査 方 法

事業場調査と年少労働者個人調査の二種を併用し、調査担当者が選定事業場に赴き、事業主、年少労働者にそれぞれ面接の上、調査票にもとづき質問調査した。

六 調 査 担 当 者

婦人少年室職員、臨時調査員。

七 調 査 の 時 期

昭和33年9月～10月

八 調 査 結 果

1. 産 業 の 概 要

(1) 概 説

印刷、製本の業は文献によれば、我が国において、「高野印刷」と呼ばれるものが嚆矢であると伝えられる。即ち平安朝時代に唐より帰朝した空海が高野山を開き、経文を普及するために使用されたものである。勿論今日の如きものとは異り、至って稚拙な木版式のものと思像される。下って南北朝の内乱期（14—15世紀）頃に、職人を題材にとりあげた「職人歌合せ」の中に、印刷製本の職人は、経師、摺師と呼ばれ、元禄三年（1690年）の「人倫訓蒙図彙」には経師、表具師、板木彫、表紙屋等の名が散見できる。西洋式の活版印刷は、グーテンベルグの活版術発見完成の年と推定される1445年から、146年を経た1591年（天正19年）イタリヤ人の工匠達によって舶来され、キリスト教の伝道に用いられたが、間もなく切支丹の弾圧と共に滅び、近代における活版印刷は嘉永4、5年頃（1851—1852年）長崎の人によって傳來され、明治の勃興期に入り、爾来今日に至ったものである。南北朝以降印刷、製本の業を営むものは、職人として座（同業組合）、株、組等の協同体の中にあった。その組織が江戸時代に入っては益々強固なものとなり、株、組等の親方は組織内の職人に対しては生殺与奪の権を握り、組織外においての営業は到底認められなかった。このギルド的傾向は、明治に入りマニユファクチャー—近代工業が確立するまでつづいた。職人を定義づけるに、原料資材を発注者、顧客より提供され、製作加工の業務を行い、報酬を受ける、いわゆる賃仕事に従事するものとされるが、印刷製本の業態はこの賃仕事の形態と類似する。一般製造工業の如く見込生産することは先ず有りない得。発注者、顧客の注文があって始めて生産に移り、原料資材等も、発注者側より提供されることが多い。さらに換言すれば、サービス業的業態であるともいえる。計画生産は行い難たく、顧客の注文によって仕事が決まり、作業量に変動があって時季的な制約もある。検品が厳格で納期がきびしい。製造工業でありながら、サービス業的性格を有するところにこの業態の特殊性があり、加えて上述の歴史的に累積された封建的な仕組み等の残渣が、現存することにも問題が存する。そして、それより胚胎する労働関係、労働環境—年少労働問題等の特異性が庶幾されることになる。

(2) 事業分布

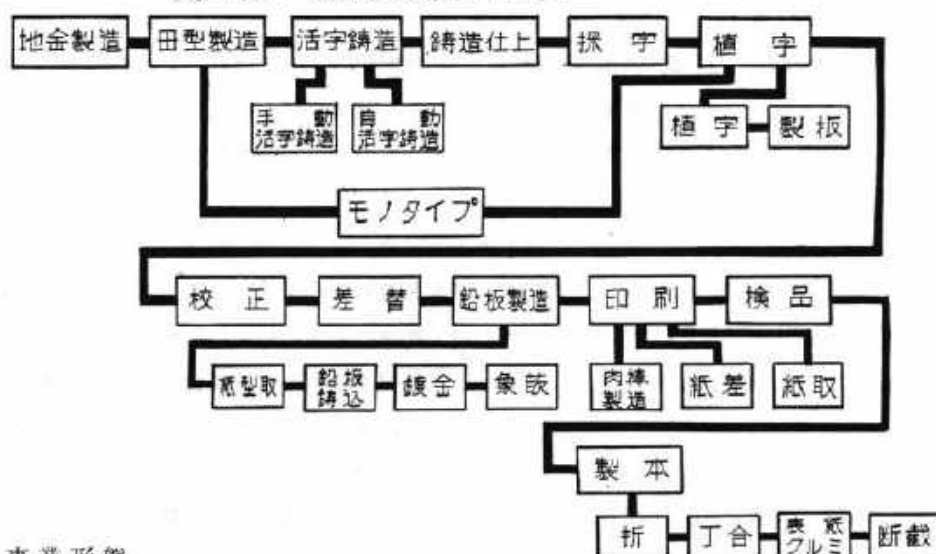
「印刷は文化の母」と呼ばれる如く、印刷、製本事業の盛衰が一国の文化の尺度ともなる。新聞、図書、雑誌等に始まり、紙幣、証券、事務用品、包装、ラベル、紙器等、商業印刷の用途も広く、政治経済の中心地である東京、商業の中心地である大阪に、全国の4割強の事業が集中している。

(3) 事業工程

印刷、製本の基本的な工程は、図表第1図の通り、地金製造—鉛、アンチモニー、錫を混合して行う活字用地金の製造から始まる。次に活字を鋳込む母型製造の工程を経て、活字が鋳造され、その活字が採字、植字によって組版され印刷される。増版が予想される場合とか新聞印刷等、輪転機を使用

する場合は、紙型取、鉛版鋳込等の工程が附帯する。また母型製造から植字までの工程を、一挙にモノタイプ機によって行うところもある。製本は「折」―刷上った印刷物を指定通りに折る工程に始まり、折上った物を頁順にならべ閉ぢる―「丁合」、表紙をつける―「表紙クルミ」、出来上った印刷物を断裁機にて断裁する「断裁」工程の順を経て仕上る。

第1図 印刷製本工程図



(4) 事業形態

調査事業場は第1表に示す通り、総数411のうち印刷業は267で65%、製本業は136事業場で33%、印刷、製本を共に行うものは8事業場で2%である。印刷、製本業を兼業するものは少く、印刷業と製本業は各々独立して操業しているものが多い。規模別にみると1～9人の事業場が全調査事業場の26%、10～29人が48%、30～99人が26%となり、当初の予定率より30人以上100人未満の規模が選定の都合で増加し、10人未満のものと、同率となった。上述した製造工程を印刷部門について、地金製造より鋳造仕上までの活字製造の段階を「原版製造」、採字(文選)より印刷に移る前までの工程

第1表 業種別、規模別調査事業場数 (事業場)

地域	規模	調査事業数	印刷業	製本業	印刷製本業
合計	計	411	267	136	8
	1～9人	106	74	32	—
	10～29人	199	124	72	3
	30～99人	106	69	32	5
東京	計	261	163	91	7
	1～9人	55	37	18	—
	10～29人	132	78	51	3
	30～99人	74	48	22	4
大阪	計	150	104	45	1
	1～9人	51	37	14	—
	10～29人	67	46	21	—
	30～99人	32	21	10	1

(注) (事業場)とあるのは、事業場調査結果表である。

を「製版」、印刷工程を「刷版」と分別し、これ等の工程の全部を「全工程」として第2表の1をみると、「全工程」を具備する事業場は64、「刷版」一印刷のみを行うものは104、「製版」と「刷版」部門の事業場が84、この三部門で94%を占める。全工程を有する事業場は流石に小規模には稀で、規模が大きくなるにつれて、その割合が高くなる。「刷版」「製版、刷版」の部門には30人未満の小規模な事業が多い。「刷版」製版部門のみを行うものが最も多数であるが、その中に「製版」部門を伴うものの幾何が調査の際見落されたのでなかろうかと予想される。

第2表の1 規模別、部門別事業場数（印刷業）（事業場）

地域	規 模	調 査 事業場数	部 門 別 事 業 場 数						
			全 工 程	原版製造	製 版	刷 版	原版・製版	製版・刷版	そ の 他
合 計	計	267	64	4	7	104	2	84	2
	1～9人	74	2	1	1	44	—	25	1
	10～29人	124	29	2	2	44	2	44	1
	30～99人	69	33	1	4	16	—	15	—
東 京	計	163	38	4	7	59	2	53	—
	1～9人	37	2	1	1	19	—	14	—
	10～29人	78	14	2	2	29	2	29	—
	30～99人	48	22	1	4	11	—	10	—
大 阪	計	104	26	—	—	45	—	31	2
	1～9人	37	—	—	—	25	—	11	1
	10～29人	46	15	—	—	15	—	15	1
	30～99人	21	11	—	—	5	—	5	—

(注) 1) 刷版の中には石版によるレツテル等の印刷も含む。
 2) その他には「つや加工」等のような本来の印刷の工程外の仕上げ作業が当てられている。

製本業は折、丁合、表紙クルミ、断裁等の全工程を有して 操業する事業場が圧倒的に多く、総数136の67—50%を占める。次いで丁合、表紙クルミ、断裁の三部門を具備するものが25事業場で、11%、以下「断裁」「その他」「表紙クルミ、断裁」の順となる。「折」工程のみの業態は殆んど婦女子の家庭内職、または家内工業的な労働によって行われるためにか、その雇用関係の把握が困難でとりあげられていない。「折」工程の内職、下請等の家内労働者は、製本業の密集しているいわゆる

第2表の2 規模別、部門別事業場数（製本業）（事業場）

地域	規 模	調査事 業場数	部 門 別 事 業 場 数													
			全工程	丁合	表紙 クルミ	折 断	折・丁 合	折・表紙 クルミ	折・表紙 断	丁合・表紙 断	丁合・表紙 断	表紙 断	表紙 断	断	折 断	その他
合 計	計	136	67	1	2	2	2	1	3	25	4	8	11	1	9	
	1～9人	32	12	1	—	1	1	—	2	5	3	1	4	1	1	
	10～29人	72	31	—	2	1	1	—	1	18	1	5	5	—	7	
	30～99人	32	24	—	—	—	—	1	—	2	—	2	2	—	1	
東 京	計	91	37	1	2	1	—	1	2	20	2	7	10	1	7	
	1～9人	18	5	1	—	—	—	—	1	4	1	1	4	1	—	
	10～29人	51	17	—	2	1	—	—	1	15	1	4	4	—	6	
	30～99人	22	15	—	—	—	—	1	—	1	—	2	2	—	1	
大 阪	計	45	30	—	—	1	2	—	1	5	2	1	1	—	2	
	1～9人	14	7	—	—	1	1	—	1	1	2	—	—	—	1	
	10～29人	21	14	—	—	—	1	—	—	3	—	1	1	—	1	
	30～99人	10	9	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	

製本街に多く、主として「折」専門の仲介人によって、各家庭や、家内工場へ、零細な報酬の手内職として、仕事を振り向けられる。これ等は印刷、製本業の零細性を支えてきた、一つの存在理由を具現するとともに、企業の性向と後進性を表示する。その労働は殆んど、女子、年少者（児童）の手によってなされており、実態を明らかにし得なかったのは遺憾である。

「全工程」を取扱うもの及び「丁合、表紙クルミ、断裁」の工程を有する事業場で約70%を占め、製本業では規模と取扱部門との関連性は差程ないものと考えられる。（第2表の2）

印刷と製本とを兼業する事業場は、全体的に少く、10人未満の小規模なものは把握されていない。大阪は30人以上の規模のものが1事業場のみである。（第2表の3）

第2表の3 規模別、部門別事業場数（印刷、製本兼業）（事業場）

地 域	規 模	調査事業場数	部 門 別 事 業 場 数				
			全印刷全製本	製版・刷版全製本	製版・刷版断裁	刷版・全製本	刷版・断裁
合 計	計	8	2	1	2	2	1
	10 ～ 29人	3	—	—	1	1	1
	30 ～ 99人	5	2	1	1	1	—
東 京	計	7	1	1	2	2	1
	10 ～ 29人	3	—	—	1	1	1
	30 ～ 99人	4	1	1	1	1	—
大 阪	計	1	1	—	—	—	—
	30 ～ 99人	1	1	—	—	—	—

印刷の種類を大きく分けると、活字を用いる活版印刷、絵本、カレンダー、表紙、口絵等に使用される平版（オフセット）印刷、株券、小切手、グラフ、雑誌口絵、及びポリエチレン、ビニール等の特殊印刷に使用される、凹版（グラビア）印刷の三種類があるが、調査事業場の大半は活版印刷を行っている。次いで、写真技術や化学薬品の処理を要するオフセット印刷が多いが、同じく、写真技術や化学的知識を必要とする、グラビア印刷が殆んど見当らないのは、相当の施設を要するため、100人以下の小規模事業では成算がないのであろう。オフセットにしても10人以下の規模では少い。この他、大阪にみられる石版印刷、特殊印刷の「つや出し」、東京における箔押（製本工程の伴わない）や印刷用紙の断裁のみを行うものが僅かに含まれている。最も多い活版印刷にしても、輪転機を使用するものではなく、旧式な平台印刷機を使用する事業場が大部分である。

製本の場合は取扱品は異っても種類上の区別はなく、強いて求むれば、金粉等を使用する箔押製本が僅かに挙げられる。最近、製本機械も各部門ごとに種々使用されてきており、30人以上100人未満の工場では全工程が機械化され、チエン・コンベア式の流れ作業をとっているところもある。だが一般には未だ、丁合、断裁部門が機械化された程度で手作業の分野が多い。そして製本業は印刷業に比して規模の零細度が高い。先にも述べた如く、印刷、製本事業は零細企業が多く、100人以上の工場は全国で242（昭和33年1月1日現在労働省労働基準局適用事業場調べ）しかなく、100人以下の中小企業が支配的である。労働者数も言うまでもなく、100人以下の中小規模に比重が高い。それはこの産業が資本の有機構成が少なくて成立つからであって、そこから低労働条件が生じ、その低労働条

件が、大企業の機械や、施設等と対抗でき得る格差があるものと考えられる。さらに印刷製本事業には、大企業の存立を許さない、賃仕事の性格が附帯するが、それはまた同時に、労働関係の低位性を予想させる。

(5) 事業内容（取扱品）

取扱品（製品）の内容はラベル、ポスター、ちらし等（分類上その他と区分する）の商業用途に関するものが多く、印刷、製本の両部門を通じ44%の事業場にみられる。印刷部門で55%、製本部門では25 %の比率となる。次ぎには「事務用品、その他」のいわゆる「端物」を扱う事業場が 29 あり、全体の7 %を占める。事務用品とは官公庁、会社等の事務に使用する用紙、伝票、決算報告書等を謂い、製本部門には少く一事業場しかみられない。

続いて「教科書、単行本」の二種類の書物を取扱うものが24で5.8%、このうち 21 が製本事業場である。

以下「月刊誌、単行本」が4.6 %、「事務用品」のみの事業場が 3.9%、「週刊誌、月刊誌、単行本」「教科書、単行本、月刊誌」の三種類の製品を取扱うものが各々2.9 %で、「教科書(参考書)」「単行本」「月刊誌」がそれぞれ、印刷部門では約2 %、製本部門では約5 %を占める。業界の例にならい、「事務用品」及び「その他」を、「端物」とし、単行本、参考書、教科書等に月刊誌、週刊誌を含めたものを、「書籍」類と分類すると、印刷部門では「端物」を業とするものが59%、「書籍」を扱うものが41%の比となり、製本部門は逆に、「端物」が28%、「書籍」が72%と、「書籍」を扱う事業場が一方的に多い。

「単行本」「週刊誌」のみという一種類の「書籍」だけを取扱っている事業場を合計すると、印刷部門では6.4%、製本部門では22%の率になる。

第3表 業種別、規模別取扱品状況（事業場）

業種	規 模	調事業場 査数	週刊誌	月刊誌	単行本	教科 科 （参考書）	事務用品	その他	週刊誌	月刊誌	週刊誌	月刊誌	週刊誌	月刊誌	週刊誌	月刊誌	週刊誌	月刊誌
合計	計 1～9人 10～29人 30～99人	411 106 199 106	1 — 1 —	11 6 3 2	11 1 7 3	11 3 4 4	16 7 8 1	185 62 89 34	1 — — 1	19 2 9 8	12 3 3 6	4 — 3 1	3 — 3 —	2 — 1 1	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —
印刷業	計 1～9人 10～29人 30～99人	267 74 124 69	— — — —	3 2 1 —	2 — 2 —	2 — — 2	10 5 5 —	148 51 69 28	— — — —	5 — 2 3	3 — — 3	1 — 1 —	2 — 2 —	2 — 1 1	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —
製本業	計 1～9人 10～29人 30～99人	136 32 72 32	1 — 1 —	8 4 2 2	8 1 5 2	9 3 4 2	4 2 2 —	34 11 19 4	1 — — 1	14 2 7 5	8 3 3 2	3 — 2 1	1 — 1 —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —
印刷製本業	計 1～9人 10～29人 30～99人	8 — 3 5	— — — —	— — — —	1 — — 1	— — — —	2 — 1 1	3 — 1 2	— — — —	— — — —	1 — — 1	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —

業 種	規 模	月単教 刊行科 誌本書	月単事 刊行科 誌本品	月教そ 刊科の 誌書他	月そ 刊の 誌他	月単そ 刊行の 誌本他	月事そ 刊の 誌品他	月教事 刊誌・科 務・用 単行 本書品	月教そ 刊誌・科 務・用 単行 本書他	単教 行科 本書	単教そ 行科の 本書他	単そ 行の 本他	単事 行 本品	事そ 務の 品他	教そ 科の 書他
合 計	計	12	4	9	11	6	4	2	2	24	10	5	1	29	8
	1～9人	2	1	—	—	—	—	—	—	5	3	—	—	9	2
	10～29人	6	1	5	8	3	2	1	1	12	4	3	—	16	3
	30～99人	4	2	4	3	3	2	1	1	7	3	2	1	4	3
印 刷 業	計	3	4	7	9	5	3	2	2	2	6	2	1	28	8
	1～9人	1	1	—	—	—	—	—	—	1	3	—	—	8	2
	10～29人	—	1	3	6	2	2	1	1	—	1	2	—	16	3
	30～99人	2	2	4	3	3	1	1	1	1	2	—	1	4	3
製 本 業	計	9	—	2	2	1	1	—	—	21	4	3	—	1	—
	1～9人	1	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—	1	—
	10～29人	6	—	2	2	1	—	—	—	11	3	1	—	—	—
	30～99人	2	—	—	—	—	1	—	—	6	1	2	—	—	—
印製 本 刷業	計	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
	1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10～29人	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
	30～99人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

事業場の大半は二種類以上の製品を扱っており、製本部門で22%も単一の書籍のみを扱って操業できるのは、製本業の性格にも基づくものであるが、受注品が固定したものに多いと考えられる。(第3表)

また地域的には、東京は「書籍」「端物」のすべての製品が網羅されているが、大阪は「端物」でも、「その他」に属する商業用製品に限られる感がある。

(6) 業務態様

第4表によると、正常な業務量に比して、時期的に著しく業務量が増加し、労働密度が高くなる「繁忙期」を有する事業場が308あり、全体の75%を占む。月間に繁忙期を持つ事業場では、その期間は、6日～10日間を中心としてその前後のものが多く、年間の或る時期に繁忙期がみられる事業場は、294あって、その期間は3カ月～4カ月のものが一番多く、次いで1カ月～2カ月のもの、さらに5カ月～6カ月の、約半年間が繁忙期と見做されるものの順となる。

この反対に正常の業務量に比し著しく業務量が減少し、仕事が暇になる、「閑暇期」を顕著に認められる事業場は249あり、調査事業場の60%に当る。月間、年間における閑暇期間は、繁忙期にみられた期間と大体同様で、月間においては6日間～10日間のものが最も多く、次いで5日間以下のものが多く、年間では3カ月間～4カ月間が113事業場、1カ月間～2カ月間が107事業場と、4カ月以下のものが88%を占める。印刷、製本業においてはその60%～75%の事業場が業務量に変動が多く、繁閑差が著しいと言わねばなるまい。

印刷部門では、繁忙期については約70%、閑期については55%、製本部門では繁忙期80%、閑期は70%の該当事業場が見受けられるから、製本業は一層甚だしい業務上の繁閑差を持つと言える。そして規模別には、30～99人のものよりも30人未満の小規模にこの傾向がより強くうかがえる。また月間

第4表 業種別、規模別業務繁忙状況（事業場）

業種	繁忙期	規 模	調 査 事業場数	繁忙期のあ る事業場数	月間におけるもの				年間におけるもの				
					5日 以下	～10日 以下	～15日 以下	15日 を超える もの	1～2 ヵ月	3～4 ヵ月	5～6 ヵ月	7～8 ヵ月	8ヵ月 を超える もの
合 計	繁忙期	計	411	308	12	38	15	5	67	121	59	18	8
		1～9人	106	78	3	10	6	—	25	27	14	8	1
		10～29人	199	151	7	22	6	4	41	65	29	5	4
		30～99人	106	79	2	6	3	1	21	29	16	5	3
計	閑暇期	計	411	249	14	18	2	2	107	113	26	3	1
		1～9人	106	68	2	6	—	2	33	30	8	1	—
		10～29人	199	116	8	9	1	—	47	52	12	2	1
		30～99人	106	65	4	3	1	—	27	31	6	—	—
印刷業	繁忙期	計	267	191	2	13	8	4	63	79	28	7	4
		1～9人	74	49	1	2	3	—	20	17	6	4	1
		10～29人	124	92	—	10	4	3	30	44	11	1	2
		30～99人	69	50	1	1	1	1	13	18	11	2	1
製本業	閑暇期	計	267	146	6	3	2	2	64	68	14	3	1
		1～9人	74	43	1	1	—	2	23	20	3	1	—
		10～29人	124	65	4	2	1	—	24	31	7	2	1
		30～99人	69	38	1	—	1	—	17	17	4	—	—
製本業	繁忙期	計	136	110	10	24	7	1	19	40	31	11	4
		1～9人	32	29	2	8	3	—	5	10	8	4	—
		10～29人	72	56	7	11	2	1	9	20	18	4	2
		30～99人	32	25	1	5	2	—	5	10	5	3	2
印刷・製本業	閑暇期	計	136	98	7	15	—	—	40	43	12	—	—
		1～9人	32	25	1	5	—	—	10	10	5	—	—
		10～29人	72	48	3	7	—	—	21	20	5	—	—
		30～99人	32	25	3	3	—	—	9	13	2	—	—
印刷・製本業	繁忙期	計	8	7	—	1	—	—	5	2	—	—	—
		1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		10～29人	3	3	—	1	—	—	2	1	—	—	—
		30～99人	5	4	—	—	—	—	3	1	—	—	—
印刷・製本業	閑暇期	計	8	5	1	—	—	—	3	2	—	—	—
		1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		10～29人	3	3	1	—	—	—	2	1	—	—	—
		30～99人	5	2	—	—	—	—	1	1	—	—	—

（注）繁忙状況が「月間におけるもの」と「年間におけるもの」とは重複してる事業場があるので「繁忙期のある事業場数」と必ずしも一致しない。

において、繁忙期間が15日を超えるものや、年間の繁忙期間が8ヵ月を超えるものにおいては、繁忙期間が常態となっているが、それと対照的に著しい閑暇期がある期間に生じている。取扱品の如何によって繁忙の度合いが異なり、その時期が限定されることが多く、参考書、教科書或は学術書等を扱うところは概ね、10月～3月にかけて忙しく、「事務用品」「その他」を取扱う事業場では月末、年末年度末、会社等の決算期に当る、3月、6月、9月、12月等の時期が繁忙を極めている。週刊誌を取扱うところは極く短期間ではあるが、毎週特定日には極端に労働密度が高くなる。月刊誌については月の一定の期間に限って繁忙期が認められる。印刷、製本業を通じ取扱品の如何を問わず、大体6月～8月の間は夏枯れ期と称して業務は閑散である。単行本にしても夏枯れ期を避けた爽涼の読書期が繁忙期といえる。大雑把にみて、教科書、参考書、単行本を取扱うところでは、受注量の関連もあるが、概ね繁忙期が長く、月刊誌、週刊誌を取扱う事業場は、短期間内に繁忙の状況が交々至り、年間

を通じて繁閑の波が絶えず繰返えされる。「事務用品」「その他」を取扱うところも同様に繁閑状況は開けつめではあるが、その「間」が参考書等と月刊誌等の中間に位する。以上の点からして、「端物」類より「書籍」類を取扱う事業場に、労働時間、休日等に関する悪条件が予想され、引いては印刷部門より「書籍」類をより多く扱う製本部門に、長時間労働等、労働態様の不規制性を予断させる。

繁忙期において事業場はどのような措置で対置しているかを第5表でみると、繁忙期のある事業場の殆んどがその期間に「臨時工採用」「時間外労働」「休日労働」「外注」に依存する等の措置をもって補っている。労働密度が高くなるままに何等の措置を行わず、平常の時間内に操業している事業場は、印刷、製本を通じ僅かに6件に過ぎない。時間外労働を実施する事業場がもっとも多数で43%、続いて休日労働が21%、時間外労働と休日労働を併せ行う事業場が多く、時間外、休日労働で約6割を占めるから、繁忙期に際しては先づ時間外、休日労働に依存するものと考えられる。外注に求めるのが20%、臨時工を採用するのが17%で、残りの4割は「臨時工採用」「外注」で補う事業場となるが、「休日労働」「外注」「臨時工採用」の比率は近似しており、一事業場で時間外、休日労働を実施し臨時工も採用し、さらに処理できない場合は外注にも出すというところも相当数見受けられる。時間外、休日労働の措置をとるところは30人以下の小規模事業場に多く、「臨時工採用」「外注」に依存するのは30人前後の規模及び、それから上に多く認められる。

第5表 事業場における繁忙期の態様 (事業場)

業種	規 模	繁忙期のあ る事業場数	繁忙期に措 置する事業 場数	措 置				措 置 なし	年少者の使用 (時間外休日労働)	
				臨時工 採 用	時間外 労 働	休 日 労 働	外 注		有	無
合 計	計	308	302	107	285	139	130	6	208	100
	1 ～ 9人	78	72	24	67	22	22	6	53	25
	10 ～ 29人	151	151	40	142	72	62	—	107	44
	30 ～ 99人	79	79	43	76	45	46	—	48	31
印 刷 業	計	191	187	48	178	87	75	4	129	62
	1 ～ 9人	47	45	9	44	16	9	4	34	15
	10 ～ 29人	92	92	16	86	39	35	—	67	25
	30 ～ 99人	50	50	23	48	32	31	—	28	22
製 本 業	計	110	108	54	100	48	52	2	72	38
	1 ～ 9人	29	27	15	23	6	13	2	19	10
	10 ～ 29人	56	56	22	53	33	26	—	37	19
	30 ～ 99人	25	25	17	24	9	13	—	16	9
印 製 本 刷 業	計	7	7	5	7	4	3	—	7	—
	1 ～ 9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10 ～ 29人	3	3	2	3	—	1	—	3	—
	30 ～ 99人	4	4	3	4	4	2	—	4	—

(注) 措置欄の数字は延数である。

繁忙期に年少者を一般労働者と同様に時間外・休日労働に使用する事業場は約70%の多きに達する。

繁忙期の時間外労働の一日平均時間は3時間が最も多数で35%、一日4時間が26%、2時間が19%である。従って一日の時間外労働が2時間～4時間の事業場が80%を占めることになる。また4時間を超えて時間外労働を実施する事業場が10%もあるのも注目されることである。年少者の時間外労働はこの程度迄はないとしても、その雇用構成からして一般労働者に近い態様が予想される。

休日労働の場合は月平均して2日間が最も多い。次に月1日の休日労働がみられるが不明の事業場が53%もあり、休日労働を実施はするがその時、その月の状況によって波があり、一定しないのが大方の実状であると思われる。(第6表)

第6表 繁忙期における時間外労働、休日労働の内容(事業場)

業 種	規 模	繁忙期に 時間外労働をする 事業場数	時間外労働の内容						繁忙期に 休日労働 をする事 業場数	休日労働の内容				
			1時間 以下	2時間 ～	3時間 ～	4時間 ～	4時間 を超える もの	不明		1日	2日	3日	4日	不明
合 計	計	285	6	55	100	74	31	21	139	15	43	4	3	74
	1～9人	67	2	11	35	8	8	3	22	4	8	—	1	9
	10～29人	142	3	26	41	43	16	13	72	7	19	3	2	41
	30～99人	76	1	16	24	23	7	5	45	4	16	1	—	24
印 刷 業	計	178	3	32	68	49	25	6	87	13	35	2	—	37
	1～9人	44	1	6	25	3	7	2	16	3	5	—	—	8
	10～29人	86	2	17	33	30	12	2	39	6	16	1	—	16
	30～99人	48	—	9	15	16	6	2	32	4	14	1	—	13
製 本 業	計	100	3	19	35	24	4	15	48	2	8	2	3	39
	1～9人	23	1	5	10	5	1	1	6	1	3	—	1	1
	10～29人	53	1	9	17	13	2	11	33	1	3	2	2	25
	30～99人	24	1	5	8	6	1	3	9	—	2	—	—	7
印 製 本 業	計	7	—	2	2	1	2	—	4	—	—	—	—	4
	1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10～29人	3	—	—	1	—	2	—	—	—	—	—	—	—
	30～99人	4	—	2	1	1	—	—	4	—	—	—	—	4

(注)「時間外労働の内容」の時間数は繁忙期における1日平均の時間外労働の時間数であり、「休日労働の内容」の日数は繁忙期における月平均の休日労働の日数である。

業務の繁忙差があり、明らかに閑期の存する事業場は188あるが、そのうち51事業場は閑期といっても平常の態様と殆んどかわりない。その他の事業場では、先づ「時間短縮」を行うものが99で39%を占める。大半が1時間乃至2時間の操業短縮であるが、一部には半休を実施する事業場もみられる。業務量が減少し仕事の埋め合せに「機械等の修理、事業場内外の模様替え、清掃等の雑用」を行う事業場36%、「休業」を実施するものが57事業場で20%、さらに僅か3件ではあるが、この期間に解雇等をもって人員整理を行い、事業縮小を計るところもある。繁忙期における措置としては、印刷業も製本業もほぼ同様な割合の傾向を示めすが、閑期の場合、製本業は「時間短縮」「休業」の実施率が印刷業に比して非常に高い。以上の閑期における事業場の措置も、例えば「時間短縮」のみをもって対処するところもあるが、「人員整理」と「休業」或は「機械等の修理雑用」「時間短縮」「休業」と二様、三様の措置を同時にとる事業場もある。またこれ等の措置は、「閑期」の全期間について継続的になされるのは殆んど少く、断続的に繰返えされる場合が多い。(第7表)

「時間短縮」といっても厳密に言えば休業である。たとえ八時間労働を一時間短縮して七時間労働で打切った場合でも、労働基準法第26条の趣意からして一日の一部休業であるから、当然、平均賃金の百分の六十以上の休業手当を支払なければならない。即ち七時間労働の賃金が平均賃金の百分の六十に満たない場合は、少くとも平均賃金の百分の六十とその賃金の差額は支払わなければならない、またその七時間労働の賃金が平均賃金の百分の六十を上廻っている場合は、単に平均賃金百分の六十

第7表 事業場における閑期の態様（事業場）

業種	規模	閑期のある 事業場数	閑期に措置 する事業場 数	措置				閑期に措置 をしない事業場 数
				人員整理	時間短縮	機械等の修理 および雑用	休業	
合 計	計	249	188	3	99	92	57(11)	51
	1 ～ 9人	68	52	—	28	25	16 (1)	16
	10 ～ 29人	116	95	2	49	49	22 (8)	21
	30 ～ 99人	65	41	1	22	18	9 (2)	24
印刷業	計	146	98	2	36	57	24 (4)	48
	1 ～ 9人	43	30	—	14	15	10 (1)	13
	10 ～ 29人	65	47	2	15	29	9 (1)	18
	30 ～ 99人	38	21	—	7	13	5 (2)	17
製本業	計	98	67	1	61	32	22 (7)	11
	1 ～ 9人	25	22	—	14	10	6 —	3
	10 ～ 29人	48	45	1	32	17	12 (7)	3
	30 ～ 99人	25	20	—	15	5	4 —	5
印刷製本業	計	5	3	—	2	3	1 —	2
	1 ～ 9人	—	—	—	—	—	— —	—
	10 ～ 29人	3	3	—	2	3	1 —	—
	30 ～ 99人	2	—	—	—	—	— —	2

（注）閑期における「措置」欄の数字は延数である。（ ）内は休業手当を支給しない事業場数である。

を支払えば足りるというのではなく、その賃金全額（七時間労働の）を支払うべきである。そうしてみると「時間短縮」を行う事業場では、一部休業については休業手当を支払っていないものも相当数あり、このことは後で詳述するが、この業種の賃金形態が時間給を多く採用していることにもかかわりがあると思われ、それは又この閑期のギャップを糊塗せんがための時間給の設定かも知れない。

休業（完全休業）を実施する57の事業場のうち、11事業場が全然休業手当を支給していない。印刷業種よりもやはり、製本業種の方が不支給事業場の割合が高い。休業期間は長期間にわたるものは少く、一閑期に二、三日程度のものが一般である。

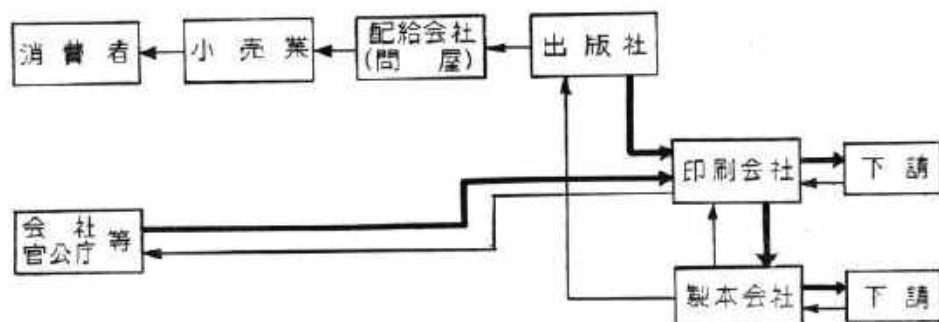
「人員整理」の内容は、この業態によくみられる繁忙期に限って採用する「渡り職人」を、閑期になると整理するのだがそうで、本工員については認められなかった。「人員整理」を実施する事業場は数は極めて少いが、10人未満と30人以上の規模にはなく、10～29人の事業場に限定されており、「渡り職人」を必要とする事業規模が暗示される。

以上述べた印刷製本業の繁閑差及び繁閑の態様は、この業態に附帯する一つの大きな特色であり、それはまた労働条件等を左右する直結的な要因となっている。

(7) 産業構造

印刷、製本業は先にも述べた通り、殆んど見込生産は不可能であり、発注者の注文があって始めて生産が開始されるのである。書籍関係については出版社が発注者で、端物類については会社、官公庁等が主たる発注者となる。この流通過程を大略すると図表2の如く、出版社、会社、官公庁、その他の顧客からの発注は一般に印刷会社になされ、そこで印刷された製品（半製品）は製本会社に流される。そうして製本上程された製品は、発注者の許へ納品されることになるが、そのうち書籍類は、通常出版会社より配給会社（問屋）を通じて小売店に配給され、売出されることになる。端物類は問屋を通

第2図 流通形態



じて小売店から販売されることもあるが、概ね会社、官公庁等の発注者の自家消費、若しくは営業用途のために消費される。発注者との契約は、印刷業者が製本部門までを含めてその仕上げ、及び納期について責を負うのが、大方の状況である。従って製本業は印刷業に対して、下請的性格を有することになり、印刷業者から製本業者に仕事を渡す際の工賃価格等は、切下げられて流されることになる。最近では直接、製本業者が発注者の出版会社等と、契約を結ぶ例が殖えつつあるが、いづれにしても印刷部門から、製本部門に仕事の流れることに変わりなく、全ての点で製本業へのしわ寄せが考えられる。特に納期に関しては業態の性質上、厳格であるから、その制約は一段と製本業に強い。これ等の製本業の占むる立場はまた、労働条件等に関しても、印刷業の下位に置かしむることになる。

書籍類は市場の状況により、小売店より返本される場合があるが、この場合、特殊な例を除いては発注者の出版会社が、その危険負担の責に任ずるから、印刷、製本業自体にはそれよりくる危険はない。ただ出版会社の業務は投機的な面が強く、不安定なものが簇生している現状であり、それ等の倒産等の事例もかなり多くみられるから、その余波を受け、代金回収不能、回収困難な状態に陥ち入る危険が包蔵される。

金属、機械工業を始めとして、繊維工業等に多くみられる、下請関係の存在は、印刷及び製本の産業にも顕著であり、この業態の特色の一つでもある。第8表では印刷部門が調査事業場の114、すなわち42.7%が下請作業を受注している。製本部門は31.6%がそうである。製本の場合は、業態自体が印刷部門の下請的性格を有するので、特に印刷工程を切離して製本部門相互間におけるものに限定した。従って印刷部門を通ずると再下請工場とみられるものが多い。規模別にみると、印刷、製本共に9人以下の零細事業に下請受注が多く、約47%を占める。印刷では9人以下の規模と10~29人の規模では受注率の差は僅少であるが、製本では規模による差異が劇然と見受けられる。規模が大なるに従い下請率は減少するが、30~99人の規模でも相当数の下請事業場が認められる。

下請の内容を製造部門別にみると、印刷業では「刷版」、即ち印刷の工程についての下請受注が89次いで「製版(組版)」部門の下請が多く、37を数えられる。この数は延数ではあるが、「刷版」「製版」部門の下請工場が多いことを示している。

— 原版製造、製版、刷版等の「全工程」についての下請工場は14あり、地金製造、活字鋳造等の

「原版製造」のみを下請する事業場も、僅ながらみられる。

製本業では、印刷業より、労働はより集約的であるから、「全工程」にわたる下請工場が多く29事業場で、下請をしている事業場の67%の割合である。以下、「折」「丁合」「表紙クルミ」等の工程に関するものが併行して僅かながらみられるが、「その他」の中には、金粉等を用いて本を仕上げる「箔押し」等の特殊な技術を要する下請作業が見受けられる。

第8表に示される下請率は、下請量の度合を指すものである。その尺度の決定には曖昧模糊の所しりは免れないと思うが総労働量中に占める下請作業労働の投下量をもってした。決定困難なものについては、附加価値構成費目より下請作業に係る費目を抽出し、その割合を求めた。劃一性に難点が残るが、下請受注のある印刷業事業場の全作業量に占める下請作業量の割合は62.7%である。最低5%程度の下請量しかもたない事業場から、全作業量が下請作業で占められる完全下請工場までの、種々の層別がみられるが、下請率100%の事業場の数が比較的多い。

規模の小なるほどにその下請率は高く、労働者数9人以下の規模では79.3%、10～29人で60.5%、30～99人の規模では42.8%と低下するが、それにしても下請作業量の割合は仲々高いものがある。

製本業における下請率の平均は68.7%で、やはり規模の小なるほど高く、規模差による割合も9人以下が77.9%、10～29人が69.5%、30～99人では42.5%と、印刷業の表示するものとはほぼ同様な傾向を示す。

印刷及び製本を兼業するところでは、総数8事業場のうち1件の下請工場がみられ、12.5%の割合となる。そしてその下請率は80%となっている。

印刷部門においては「全工程」についての下請工場が比較的少く、且つ「全工程」を扱う事業場は10～29人の規模にその割合が著るしく高くみられる。他方「刷版」「製版」の下請工場が大部分を占め、而もこの両者を併せ行う工場よりも「刷版」工程のみ、「製版」工程だけを個々に取扱う工場数が多い。本来「製版」「刷版」の工程は作業の性質上、「原版製造」の如き活字の製造とは異り、組版即印刷と一貫性が要求され、分離して行うことは種々の面で支障あると思われるものである。これに反し、製本部門では、「全工程」を下請する工場が一段と多く、部分的な工程を下請の内容とする事業場は散見できるほどしかない。

このことは、製本事業は印刷事業よりも寡細な設備や資本で一貫した操業ができ、一方印刷事業が完全なる作業の一貫性を期するには相当な規模——単に労働者数から論ずれば、少なくとも100人以上の規模が必要である。約言すれば印刷部門は製本部門よりも有機的資本が大であることを意味する。従って反面、印刷には表に示される如く、部分的工程を受持つ下請工場の存在が多くみられ、加えて規模30～99人の下請事業場数の割合は製本のそれに比して遙かに高い。

今度は下請作業を発注する親工場（元方工場）の側から眺めてみよう。

外注することのある事業場——即ちその業務量の一部又は大半を下請に依存する工場は、印刷部門では81あって、全体の30.3%が外注を行っている。下請受注の事業場割合は42.7%であるから、100人以下の規模では、やはり下請工場が多く、外注に委託する工場は少い。

これを規模別にみると、下請の場合とは逆に9人以下が12.2%、10～29人が29%、30～99人のとこ

第8表 業種別、規模別下請・外注状況（事業場）

印刷業	規模	調査事業場数 A	下請をし てゐる事業 場数 B	下 請 の 内 容					B A	下請率						
				全工程	原版製造	製 版	刷 版	その他								
	計	267	114	14	2	37	89	3	42.7%	62.7%						
	1～9人	74	35	1	—	12	31	1	47.3	79.3						
	10～29人	124	56	12	1	16	38	2	45.2	60.5						
	30～99人	69	23	1	1	9	20	—	33.3	42.8						
製本業	規模	調査事業場数 A	下請をし てゐる事業 場数 B	下 請 の 内 容					B A	下請率						
				全工程	折	丁 合	表紙 クルミ	断 截				その他				
	計	136	43	29	4	3	3	5	6	31.6%	68.7%					
	1～9人	32	15	9	3	2	1	1	1	46.9	77.9					
	10～29人	72	22	16	1	1	1	4	4	30.6	69.5					
	30～99人	32	6	4	—	—	1	—	1	18.8	42.5					
印刷・製本業	規模	調査事業場数 A	下請をし てゐる事業 場数 B	下 請 の 内 容										B A	下請率	
				印刷 全工程	原版 製造	製版	刷版	印刷 その他	製本 全工程	折	丁合	表紙 クルミ	断截			
	計	8	1	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	12.5%	80%	
	1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	10～29人	3	1	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	12.5	60	
	30～99人	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
印刷業	規模	調査事業場数 A	外注する ことのある 事業場 数 C	外 注 の 内 容					C A	外注率						
				全工程	原版製造	製 版	刷 版	その他								
	計	267	81	4	1	27	61	5	30.8%	21.5%						
	1～9人	74	9	—	—	3	7	1	12.2	19.3						
	10～29人	124	36	3	—	13	23	4	29.0	23.9						
	30～99人	69	36	1	1	11	31	—	52.3	19.6						
製本業	規模	調査事業場数 A	外注する ことのある 事業場 数 C	外 注 の 内 容					C A	外注率						
				全工程	折	丁 合	表紙 クルミ	断 截				その他				
	計	36	85	22	53	24	11	2	22	62.5%	36.6%					
	1～9人	32	17	4	12	4	—	—	3	53.1	30.9					
	10～29人	72	42	9	27	13	6	2	14	58.3	40.6					
	30～99人	32	26	9	14	7	5	—	5	81.3	34.6					
印刷・製本業	規模	調査事業場数 A	外注する ことのある 事業場 数 C	外 注 の 内 容										C A	外注率	
				印刷 全工程	原版 製造	製版	刷版	印刷 その他	製本 全工程	折	丁合	表紙 クルミ	断截			
	計	8	7	1	—	3	4	—	3	1	—	—	2	87.5%	47.2%	
	1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	10～29人	3	3	—	—	—	1	—	2	—	—	—	1	100.0	61.7	
	30～99人	5	4	1	—	3	3	—	1	1	—	—	1	80.0	36.3	

（注）下請、外注の内容は全工程のものを除いては延数である。ただし全工程の中には「その他」は含まない。下請率、外注率は全業務量に占める下請又は外注の割合。

ろでは52.3%と、規模が大なるに従い外注事業場が多くなる。その規模差による比率も下請では9人以下と10～29人のところは非常に近接した数を示すが、外注の場合は、その率は規模が大なるにつれて幾何級数的な増大を示す。30～99人の層では下請事業場（33.3%）より、外注事業場の割合

(52.3%)が高くなる。

製本部門をみると一層業態の特徴が表われている。ここでは印刷部門と反対に、下請工場数よりも外注工場数の率が倍以上高く、62.5%を示す。9人以下の規模でも53.1%、10～29人で58.3%、30～99人では実に81.3%の事業場が作業の一部を下請に依存している。

印刷、製本兼業の事業場では、下請受注が1件に過ぎなかったのに反して、総事業場8のうち7事業場までが外注を有している。

事業場の全業務量に占める外注の割合は印刷では平均21.5%、製本では36.8%で、外注率も製本の方が高い。規模別にみると10～29人のところが両部門共に高率を示している。

外注の内容は、印刷部門においては下請の場合と全く同様な割合で、「刷版」「製版」「全工程」の順に分かれる。

製本部門では、下請の例では僅少よりなかった「折」工程の外注が、圧倒的に多く認められるのはどう解すべきであろうか。

工業統計表によって、1～3人、4人程度の零細工場数を、戦前と戦後の対比（昭和14年と昭和28年）でみると、戦後は著しい減少である。その生産額も全工業中に占める比率はとるに足らぬものとなっているが、印刷、製本——特に製本業の如き、大企業の進出を許さないサービス業的な、資本の有機構成が低くて足りる部門では、必ずしもこの傾向と軌を一にしているとはいえないようである。製本に主人と家族だけで、或はその親類、または知人の徒弟一、二名で構成される零細企業の多いことは、悉皆資料がない現在、確たることは言えないとしても後に触れる家族従業者の割合からして推察されるところである。加うるに、いわゆる製本街を形成する家庭内職の増大が製本業に随伴する。

下請工場のパーセントが、印刷よりも資本の有機構成が小で、粗笨的な技術しか要しない製本業に低く、外注率も高いということは、以上の家内工業、家庭内職者群が既にことわったが如く、サンプリングの際に把握されなかったからである。詳述すれば製本部門の「折」工程は、機械化されて工場内で一貫生産を行っているところもあるが、大部分が外注に依存され、単純な手作業で行われるものである。表中の「外注の内容」で、「折」工程が圧倒的に多いのはこの理由によるものである。

「折」工程の外注が多ければ当然、「折」工程を下請する工場が多数なければならないのかかわらず、これに反するのは、サンプリングを労働基準法の適用事業場、及びその労働者に求めたからに他ならない。「折」工程は単純作業であるから、労働基準法の拘束を受けない家庭内職者、及び家内工業者の手によってなされるのが普通である。印刷された紙を、1000枚40～50円の極めて零細な単価で折る、これ等の労働力及びその存在は、零細産業である印刷、製本業——就中、製本業の存立に大きな支えとなっている。言い換えれば、印刷、製本業の特殊性がそれ等の存在を要請するのである。

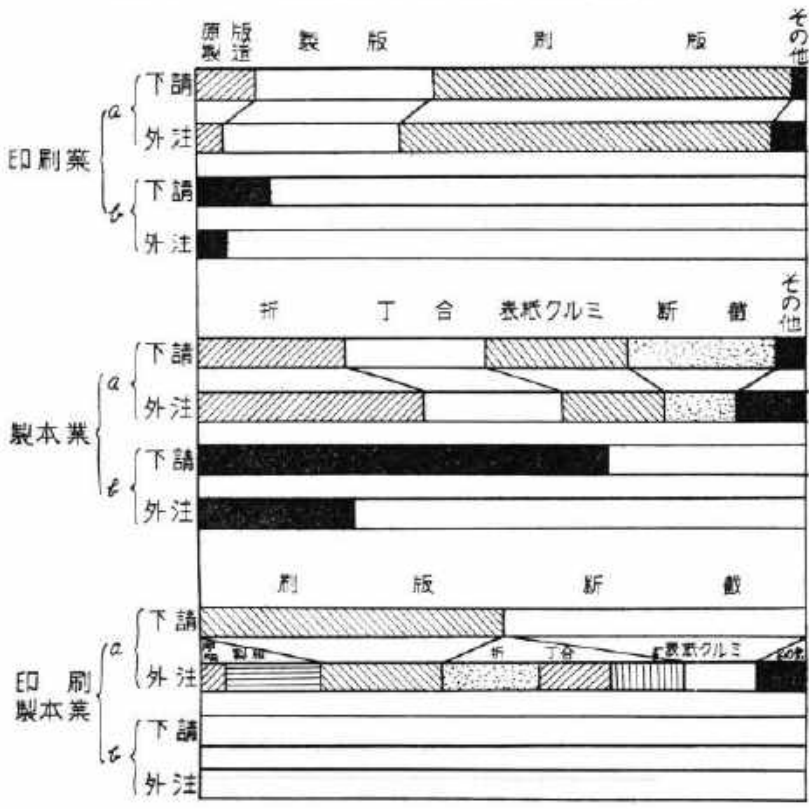
印刷、製本の産業は、同じく中小規模が多く、下請事業場が多い機械、金属工業や、繊維工業とは些か性格を異にするようである。後者には中小企業が多い反面、大企業も多く存在する。印刷、製本業では大企業は至って少く、従って一般に言われる如く、大企業の、中小企業並びに下請工場に対する収奪関係は薄いように見受けられる。各論で述べるが如く、賃金格差は差程認められず、その賃仕事の業態からして附加価値率も小さい。それ故、印刷部門における下請の性格は分業の色合いが濃厚

であり、他産業のそれよりも制約性が弱いと考えられる。製本部門はそれ自体、印刷の寄生的な下請性を有するため、家内工業、家庭内職までの再下請、或は再々下請を含めた印刷部門による支配性がうかがえる。

さらに製本においては、「全工程」を取扱う下請工場が多く、下請作業量の度合も印刷部門より高く集約的であるから、親工場（元方工場）とのけん引は強いものとされる。

そしてこれ等の下請事情は、製本業の製造工程上の納期の制約を一層強めることになる。

第3図 下請及び外注の部門別構成



Qは、下請、外注の部門別比率、aは、下請及び外注のある全事業場に占める全工程の下請及び外注のある事業場の比率（□の部分）

下請または外注のある事業場 277 のうちパンフレット、ちらし等—「その他」の製品を取扱うものが最も多く、103 事業場で36%を占める。次いで「単行本、教科書」を製品とする事業場が31で11%、ほぼ同様な比率で「事務用品」を取扱うものがこれに次ぎ、以下「教科書」「月刊誌、単行本、教科書」「単行本」等々の順になる。「書籍」類を総合すると全体の約 60 %を占め、作業量からしても「書籍」の方が「事務用品」「その他」の「端物類」を凌駕するものと考えられる。他の取扱品に附随して週刊誌を扱う事業場も若干みられる。

下請または外注を行う事業場は、全体の67%を占め、大半の事業場に相互の関係がみられるが、その度合、取扱品、工程別等によって繁閑差、繁閑時期、納期等の事情を異にし、そこに規制しがたい労働態様が存することがわかる。（第9表）

第9表 業種別、規模別、取扱品別下請・外注のある事業場数（事業場）

業種	規 模	調査事業場数	下請の 又ある 外注	業場 数	月 刊誌	単 行本	教科 書	事務 用品	そ の 他	月単 刊誌本	月教 刊誌書	月単教 刊誌本	月単事 刊誌本	単教 刊誌本	週そ 刊誌他	週月 刊誌本	週月 刊誌書
合 計	計	411	277	12	14	19	29	103	20	3	16	10	31	7	11	2	
	1～9人	106	66	3	2	6	9	37	1	—	1	1	4	—	2	—	
	10～29人	199	131	4	6	6	15	49	11	—	7	7	17	4	2	1	
計	30～99人	106	80	5	4	7	5	17	8	3	8	2	10	3	7	1	
印刷業	計	267	167	7	3	9	25	78	9	3	10	9	6	6	2	—	
	1～9人	74	40	1	—	3	8	26	—	—	—	1	1	—	—	—	
	10～29人	124	77	2	2	2	13	38	6	—	3	7	1	3	—	—	
業	30～99人	69	50	4	1	4	4	14	3	3	7	1	4	3	2	—	
製本業	計	136	103	4	11	10	3	23	11	—	6	1	24	1	8	2	
	1～9人	32	26	2	2	3	1	11	1	—	1	—	3	—	2	—	
	10～29人	72	51	2	6	4	1	10	5	—	4	—	15	1	2	1	
業	30～99人	32	26	—	3	3	—	2	5	—	1	1	6	—	4	1	
印製本 刷業	計	8	7	1	—	—	2	2	—	—	—	—	1	—	1	—	
	1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	10～29人	3	3	—	—	—	1	1	—	—	—	—	1	—	—	—	
業	30～99人	5	4	1	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	1	—	

(8) 組織状況

(イ) 労働組合の状況

徳永直の「太陽のない街」以来、印刷、製本業の業態や組織性等については世の注目を浴びて来たが戦前においてはこの太陽のない街の争議を含めて、两三度の大きな争議が何れも労働者の敗北に終っている。

最近一昭和32年の資料によると、同年一年間における印刷出版及び類似産業の争議件数は63件で、このうち争議行為を伴わない争議は24件、争議を伴った行為は39件である。何れにしても争議に参加した人員は約5万6千人を数え、印刷、製本業の雇用労働者総数24万からするとその参加率は大きいも

第10表 業種別、規模別労働組合の有無（事業場）

	規 模	調査事業場数	労組あり	労組なし
合 計	計	411	27	384
	1	106	2	104
	10	199	10	189
	30	106	15	91
印刷業	計	267	20	247
	1	74	2	72
	10	124	7	117
	30	69	11	58
製本業	計	136	6	130
	1	32	—	32
	10	72	3	69
	30	32	3	29
印製本 刷業	計	8	1	7
	1	—	—	—
	10	3	—	3
	30	5	1	4

のである。

第10表を参照にして調査事業場の労働組合結成率をみると411事業場のうち27事業場が組合を有し、その率は6%であって、9人以下の規模にも2組合が存する。全国の製造工業における労働組合数は、33年6月現在においては、11,004、これを労働省労働基準局の33年1月現在の適用事業場数調べによる製造工業数364,251から製造工業全般の結成率を推定すると、3%であるから、印刷、製本業の労働組合結成率は高いものと見做し得る。また全国の印刷出版、及び類似産業の33年6月現在の労働組（単位）数は718であるから、上述の方法で結成率を推定すると、6%になり、この調査と全く同様な数値をみる。ここでは雇用労働者の労働組合加入数からみた組織状況はみることができないが、全国の製造工業の組織率は、31年6月現在で36.5%の低いもので、30～99人の規模では、22.2%、29人以下では2.9%である。従って印刷、製本業の組織率も、結成率から推定すると、以上の平均値を上回るのではないと想像されるが、零細企業が大半を占めており、総合的にみて労働者の組織性は微弱なものといわざるを得ない。

(四) 協同組合の加入状況

一方事業の公正な活動と安定を計るために、相互扶助の精神に基づき、協同して事業を行う協同組合に加入している事業場数は、印刷、製本を通じ319を数え、約80%の加入率である。100人以下のこの調査事業場では、規模が大きい程加入率が高い。印刷においては1～9人の規模で62%、10～29人で74%、30～99人の事業場では90%となり、製本では1～9人の規模が71%、10～29人が84%、30～99人の事業場は80%の加入率となる。

これ等の協同組合は同時に、「中小企業団体の組織に関する法律」による、商工組合の認可を受けているから、印刷、製本の業態にはいわゆる過当競争が行われ、そのために事業の経営が著るしく不安定、若しくはそのおそれがあり、調整を要すべきであることを証明するものである。

いまかりに30～99人の規模を大とし、10～29人の規模を中、9人以下を小とするならば、本来小事

第11表 業種別、規模別協同組合加入状況（事業場）

	規	模	調 査 業 場 数	加 入	未 加 入
合		計	411	319	92
	1	9人	106	69	37
	10	29人	199	156	43
計	30	99人	106	94	12
印		計	267	202	65
刷	1	9人	74	46	28
	10	29人	124	92	32
業	30	99人	69	64	5
製		計	136	109	27
本	1	9人	32	23	9
	10	29人	72	61	11
業	30	99人	32	25	7
印製		計	8	8	0
本	1	9人	—	—	0
	10	29人	3	3	0
刷業	30	99人	5	5	0

業場こそ組合加入の要があると思われに反し、その加入率が低いのは、アウトサイダーに多くみられる家内工業的な零細企業と、10人以上の大、中規模とは、その考え方及び利害関係が異なるものとみられ、寧ろ小事業場は小さいなりに寄性的な存在として、却って事業の安定性が大、中事業場よりも保持されることになるのではあるまいか。そしてこの間の事情は、さらに労働管理の問題にまでふえんされることになろう。(第11表)

(3) 就業規則及び年令証明書の備付状況

常時10人以上の労働者を使用する事業場は、労働時間、休日、賃金の決定、支払方法、退職に関する事項等について就業規則を作成し、労働基準監督署長に届出る義務を負うのであるが、事業場が就業規則を有するということは労働条件その他が規制化され、労働者の保護が明示化されることを意味し、それを届出することは必ずしも効力要件でないとしても、内容が法令にてい触しない限りにおいては、法律効果と同様なものを一層強く期待でき得るものである。

10人以上の規模の事業場が305把握されたうちで、就業規則を有するものが224事業場、10人以上の事業場の73%が就業規則を備付けている。30～99人の規模では94.3%の備付状況である。印刷、製本兼業部門の同規模では100%の備付状況である。

9人以下の作成届出義務のない規模においても、12事業場が就業規則を有している。

総じて就業規則の備付状況は良く、印刷、製本産業の事業主の、労働関係についての関心の一端がうかがえるものであるが、労働者に対し、規則の周知状況は好ましくないようである。

年少労働者の保護の前提となるべき、年令を証明する戸籍証明書を事業主は備付けねばならぬが、この調査で備付の認められる事業場は202事業場で、半数にも満たない状態である。規模が小さい程その率は悪い。即ち30～99人規模では74%、10～29人では45%、1～9人の規模では30%を割るが如き無関心な状況である。すでに述べたが如く、事業場における年少者の構成比率は規模が小さい程高いのと全く相反している。しかし年少者の割合がより高い製本業では、年令証明書の備付状況が

第12表 業種別、規模別就業規則及び年令証明書の備付状況(事業場)

業種	規 模	調査事業場数	就業規則あり	就業規則なし	年令証明書なし	年令証明書あり
合 計	計	411	236	175	202	209
	1 ～ 9人	106	12	94	31	75
	10 ～ 29人	199	124	75	92	107
	30 ～ 99人	106	100	6	79	27
印刷業	計	267	152	115	118	149
	1 ～ 9人	74	6	68	18	56
	10 ～ 29人	124	81	43	50	74
	30 ～ 99人	69	65	4	50	19
製本業	計	136	79	57	80	56
	1 ～ 9人	32	6	26	13	19
	10 ～ 29人	72	43	29	42	30
	30 ～ 99人	32	30	2	25	7
印製本業	計	8	5	3	4	4
	1 ～ 9人	—	—	—	—	—
	10 ～ 29人	3	—	3	—	3
	30 ～ 99人	5	5	—	4	1

自雇業よりも良くなっている。(第12表)

2. 雇 用 状 況

(1) 年少者及び家族従業者の割合

調査の際把握された事業場の総従業員数は、9,545人である。このうち成年(18才以上)労働者で、家族従業者でないものの総数は、9,263人で、年少労働者数は、1,389人である。また家族従業者は282人みられる。

年少労働者のこの中に占める割合は14.6%で、全国の100人以下の製造工業における年少者の割合は8.4%であるから、調査事業場の年少者の構成は極めて高く、印刷、製本業のそれは、他業種に比して高いものであることがわかる。

特に1～9人の規模における、印刷の21%、製本の24.3%は、小規模においては年少労働の比重が高く、重要な業務の負担者であることを意味している。

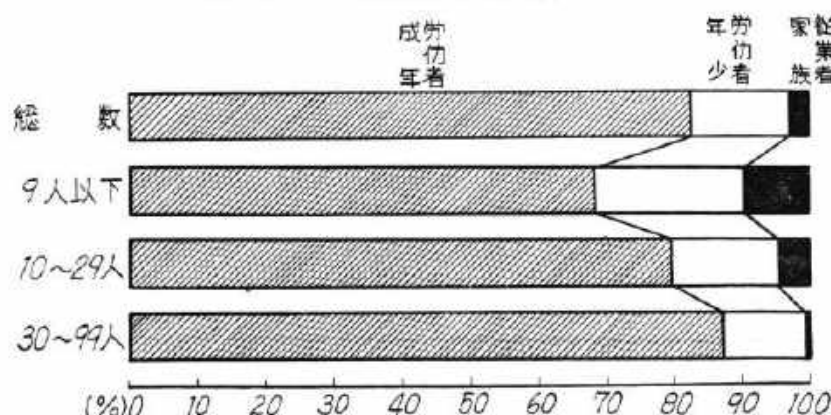
家族従業者の平均割合は3%である。33年11月現在、我国の農林、非農林業を含めた全業種における家族従業者の比率は30.6%で、製造業に限っても8.8%であるから注、印刷、製本業の場合は、割りに低いものと見做される。

しかし1～9人の規模の平均は9.7%で、印刷9.4%、製本では10.4%の家族従業者がみられ、全国の製造業の平均を上回っている。

家族従業者が多いことはその事業の未分化、零細性、または労働条件等の低位性が予想されるもので前項に述べたが如く、殆んど家族従業者で占められる家内工業的事業場が把握されなかった結果、この業態における真の家族従業者数が過小評価されたのではなからうか。

(注) 全業種及び製造工業の全就業者に占める家族従業者の比率は総理府労働力調査による(雇用関係の存否の有無なく把握されている)。

第4図 就業者構成



第13表 事業場における年少者及び家族従業員の割合 (事業場)

業種	規 模	(a) 総従業員数	(b) 雇 用 者	(c) 年少労働者	(d) 家族従業員	(c)/(a) %	(d)/(a) %
合 計	計	9,545	9,263	1,389	282	14.6	3.0
	1 人	720	650	159	70	22.1	9.7
	10 29人	3,502	3,332	538	170	15.3	4.8
	30 99人	5,323	5,281	692	42	13.2	0.8
印刷業	計	6,094	5,933	750	161	11.3	2.6
	1 人	490	444	103	46	21.0	9.4
	10 29人	2,143	2,062	287	81	13.4	3.8
	30 99人	3,461	3,427	360	34	10.7	1.0
製本業	計	3,101	2,988	597	113	19.2	3.6
	1 人	230	206	56	24	24.3	10.4
	10 29人	1,298	1,217	244	81	18.8	6.2
	30 99人	1,573	1,565	297	8	18.9	0.5
印刷・製本業	計	350	342	42	8	12.0	2.3
	1 人	—	—	—	—	—	—
	10 29人	61	53	7	8	11.5	13.1
	30 99人	289	289	35	—	12.1	—

(2) 年少労働者の通勤住込別状況

調査事業場の雇用年少者総数は1,389名であるが、通勤者は602名で、住込者は787名である。住込年少者の割合は57%で、婦人少年局が31年度に実施した、工業部門の年少労働実態調査における、住込年少者の平均30.8%の割合よりも倍近く高く、同じく32年に調査した、商店等における年少者の住込率52%よりも上回る。10～29人の規模では65%が住込年少者である。そして印刷業（49%）よりも製本業（65%）の方が住込の割合が高い。また印刷では、1～9人の小規模事業場に住込年少者が多く、製本では10～29人の規模に圧倒的に多い。（第14表）

第14表 業種別、規模別、性別、通住別年少労働者数 (事業場)

性別	規 模	計			印刷業			製本業			印刷・製本業		
		計	通勤	住込	計	通勤	住込	計	通勤	住込	計	通勤	住込
合 計	計	1,389	602	787	750	377	373	597	205	392	42	20	22
	1 人	159	66	93	103	40	63	56	26	30	—	—	—
	10 29人	538	188	350	287	137	150	244	51	193	7	—	7
	30 99人	692	348	344	360	200	160	297	128	169	35	20	15
男	計	1,108	409	699	664	300	364	410	95	315	34	14	20
	1 人	150	60	90	100	38	62	50	22	28	—	—	—
	10 29人	440	127	313	260	113	147	174	14	160	6	—	6
	30 99人	518	222	296	304	149	155	186	59	127	28	14	14
女	計	281	193	88	86	77	9	187	110	77	8	6	2
	1 人	9	6	3	3	2	1	6	4	2	—	—	—
	10 29人	98	61	37	27	24	3	70	37	33	1	—	1
	30 99人	174	126	48	56	51	5	111	69	42	7	6	1

調査を実施した年少者数は721人で住込者は56.9%、通勤者は43.1%で、事業場における年少者総数でみた場合と変わらない。

男女の年少者の割合は男83%に対し、女17%の比率で、通勤の女子は27%、住込の女子は9%であ

第15表 業種別、規模別、通住別調査年少労働者数（個人）

地域	業 種	規 模	調査年少 労働者数	通 住 計		通 勤		住 込	
				男	女	男	女	男	女
合 計		計	728	600	121	227	84	373	37
		1 ～ 9人	167	155	12	50	5	105	7
		10 ～ 29人	313	262	51	84	31	178	20
		30 ～ 99人	241	183	58	93	48	90	10
東 京	計	計	474	383	91	110	58	273	33
		1 ～ 9人	91	81	10	12	4	69	6
		10 ～ 29人	214	173	41	39	22	134	19
		30 ～ 99人	169	129	40	59	32	70	8
大 阪	計	計	247	217	30	117	26	100	4
		1 ～ 9人	76	74	2	38	1	36	1
		10 ～ 29人	99	89	10	45	9	44	1
		30 ～ 99人	72	54	18	34	16	20	2
東 京 ・ 大 阪	印 刷 業	計	441	396	45	178	40	218	5
		1 ～ 9人	105	101	4	35	1	66	3
		10 ～ 29人	189	175	14	77	13	98	1
		30 ～ 99人	147	120	27	66	26	54	1
	製 本 業	計	258	188	70	42	39	146	31
		1 ～ 9人	62	54	8	15	4	39	4
		10 ～ 29人	119	82	37	7	18	75	19
		30 ～ 99人	77	52	25	20	17	32	8
	印 刷 製 本 業	計	22	17	6	7	5	9	1
		1 ～ 9人	—	—	—	—	—	—	—
		10 ～ 29人	5	5	—	—	—	5	—
		30 ～ 99人	17	11	6	7	5	4	1
東 京	印 刷 業	計	274	238	36	83	33	155	3
		1 ～ 9人	53	50	3	6	1	44	2
		10 ～ 29人	118	107	11	34	10	79	1
		30 ～ 99人	103	81	22	43	22	38	—
大 阪	印 刷 業	計	167	158	9	95	7	63	2
		1 ～ 9人	52	51	1	29	—	22	1
		10 ～ 29人	71	68	3	43	3	25	—
		30 ～ 99人	44	39	5	23	4	16	1
東 京	製 本 業	計	184	133	51	21	21	112	30
		1 ～ 9人	38	31	7	6	3	25	4
		10 ～ 29人	91	61	30	5	12	56	18
		30 ～ 99人	55	41	14	10	6	31	8
大 阪	製 本 業	計	74	55	19	21	18	34	1
		1 ～ 9人	24	23	1	2	1	14	—
		10 ～ 29人	28	21	7	0	6	19	1
		30 ～ 99人	22	11	11	19	11	1	—
東 京	印 刷 製 本 業	計	16	12	4	5	4	6	—
		1 ～ 9人	—	—	—	—	—	—	—
		10 ～ 29人	5	5	—	—	—	5	—
		30 ～ 99人	11	7	4	6	4	1	—
大 阪	印 刷 製 本 業	計	6	4	2	1	1	3	1
		1 ～ 9人	—	—	—	—	—	—	—
		10 ～ 29人	—	—	—	—	—	—	—
		30 ～ 99人	6	4	2	1	1	3	1

（注）（個人）とあるのは、個人調査結果表である。

り、男子に比して女子は通勤年少者が多い。調査地別にみると、大阪では通勤者の方が住込者よりやや多い。

印刷、製本を通じて、東京では30人以下の事業場に特に住込者が多く、この事業の性格を示すと共に住込労働に随伴する労働関係、労働条件等の低位性を予測させるものがある。(第15表)

(3) 年少労働者の就職経路

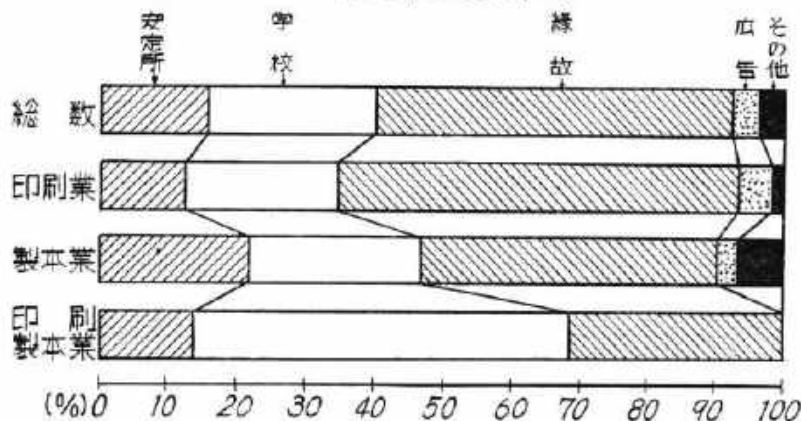
前項の年少者 721 名のうち、293 名が事業場の所在地と同一県内（同一都内、府内）から雇用され残り 428 名は他県出身者となっている。この数は住込年少者数と関連するもので、その数をやや上回るだけである。

全体のうち「縁故」採用が最も比重が高く、378 名で52%を占める。次いで「学校紹介」によって雇用されたものが175 名で24%、安定所を通じたものが114 名で14%、以下「広告」「その他」の順になる。「縁故採用」は自県出身者50%、他県出身者53%と、自他県による差異はみられない。製本業よりも印刷業に「縁故採用」の率が高く、印刷は製本よりも一般に技能的なものが要求され、定着性をより必要とすることが考えられるから、その辺に関連性があるのかも知れない。規模からする

第 16 表 業種別、規模別、出身県別、就職経路別年少労働者数（個人）

業種	規 模		計							自 県 出 身							他 県 出 身						
			計	安定所	学校	縁故	広告	その他		計	安定所	学校	縁故	広告	その他		計	安定所	学校	縁故	広告	その他	
合 計	計		721	114	175	378	30	24	293	32	77	148	20	16	428	82	97	231	10	8			
	1 人		167	13	37	102	5	10	59	3	18	30	2	6	108	10	19	72	3	4			
	10 人		313	52	66	175	14	6	113	12	26	60	11	4	200	40	39	116	3	2			
	30 人		241	49	72	101	11	8	121	17	33	58	7	6	120	32	39	43	4	2			
印刷業	計		441	55	99	258	22	7	205	17	56	114	15	3	236	38	43	144	7	4			
	1 人		105	8	21	67	5	4	36	—	13	19	2	2	69	8	8	48	3	2			
	10 人		189	26	35	117	10	1	87	10	19	49	9	—	102	16	16	68	1	1			
	30 人		147	21	43	74	7	2	82	7	24	46	4	1	65	14	19	28	3	1			
製本業	計		258	56	46	113	8	17	76	14	17	27	5	13	182	42	47	86	3	4			
	1 人		62	5	16	35	—	6	23	3	5	11	—	4	39	2	11	24	—	2			
	10 人		119	24	29	57	4	5	24	1	7	10	2	4	95	23	22	47	2	1			
	30 人		77	27	19	21	4	6	29	10	5	6	3	5	48	17	14	15	1	1			
印刷製本業	計		22	3	12	7	—	—	12	1	4	7	—	—	10	2	7	1	—	—			
	1 人		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	10 人		5	2	2	1	—	—	2	1	—	1	—	—	3	1	1	1	—	—			
	30 人		17	1	10	6	—	—	10	—	4	6	—	—	7	1	6	—	—	—			

第5図 入職経路別構成



と、印刷では10～29人のところに縁故採用者が多く、製本では10～29人よりも、1～9人の事業場にかに多くみられる。

縁故というものには親縁関係のものを始め、地域を基礎とした地域的縁故もあれば、同職の親方、職人などの同職的縁故もある。また町村の階層的秩序を基礎にしたものも、同職内の身分秩序を基礎にしたものもあり、一つの労働市場の内容を表現するが、何れにしても縁故採用の多いということはその労働者の技能的な面や、将来等に関し、事業主の責任を重からしめる一方、労働者としての意識を低調ならしめ、組織性を欠かす結果を生み、家内工業的な労働関係を連想させる。

学校の紹介による年少者は自県出身者の方に比重が高く、安定所の紹介によるものは他県出身者に比率が高い。(第16表) (第5図)

(4) 親元の職業

調査を実施した年少者の家庭の職業では「農林業」が多数で、229件 31.7%を占める。農林業といっても農業が大部分であり、調査地の関係からして他県出身者に多いものと推考される。

これに次いで「無職」の家庭が多く 102 件で14%を占め、「会社員」(会社の事務職員)が83で11%、「商業」を営むものが70で9%、「工員」及び大工、佐官、置職等の自営「職人」が共に48みられる他は、「工業」(自営)「公務員」「漁業」「土工」の順になる。

職業の「不明」のものが23件もみられることは、寧ろ、無職に近い状態にある家庭と見做されるから、雇用年少者の約半数が農家と無職家庭の子弟であるといえる。

第17表 親元の職業別年少労働者数(個人)

職 業 別	年少者数
総 数	721
農 林 業	229
漁 業	16
工 業	32
商 業	70
工 員	48
土 工	14
職 人	48
会 社 員	83
公 務 員	21
そ の 他	35
無 職	102
不 明	23

農家の子弟の多くは恐らく、次三男が大部分を占めるものと思われる、一我が国の産業構造の一端がうかがえるものであるが、その他の家庭も低所得世帯で占められるようであり、特にこのように無職家庭の割合が高いことは、貧困家庭の子弟や、欠損家庭の子弟が印刷、製本業に多いことになり、偶然的なものと思われず、零細企業には或る程度みられる傾向であるとしても、この業態の性格にそれ等を受入れる、または要求する要素があるからだと思われる。(第17表)

(5) 年少者の勤続年数及び年令

年少者の勤続年数をみると、1年以上2年未満のものが最多数で228名、31%を占める。6カ月～1年未満が29%、6カ月未満が24%、2年以上が約14%の割合となる。

規模別ではややこの比率を異にするところもあるが、業種別には同様で、規模業種共ははその割合は変らない。(第18表)

年令別では17才のものが329名(45%)で最っとも多く把握されている。以下16才、15才の順に把握されている。年令的に就業を禁止さ

れる、14才のものが2名みられるのは注目されることで、たとえ雑役的な軽作業であっても、この業種の労働態様からみて、その就業は直ちに禁止すべきである。

17才、16才の年少者で82%を占めるから、この年齢層が調査における年少者の主体となっている。(第19表)

第18表 年少労働者の勤続年数(個人)

業種	規	模	調査年少労働者数	6カ月未満	6カ月～1年未満	～2年未満	2年以上	不明
合計		計	721	176	209	228	105	3
	1	～	167	44	46	49	28	—
	10	～	313	80	95	91	45	2
	30	～	241	52	68	88	32	1
印刷業		計	441	108	129	137	66	1
	1	～	105	30	29	27	19	—
	10	～	189	49	56	58	25	1
	30	～	147	29	44	52	22	—
製本業		計	258	60	77	83	36	1
	1	～	62	14	17	22	9	—
	10	～	119	29	38	31	20	1
	30	～	77	17	22	30	7	1
印刷製本業		計	22	8	3	8	3	—
	1	～	—	—	—	—	—	—
	10	～	5	2	1	2	—	—
	30	～	17	6	2	6	3	—

第19表 年齢別年少労働者数(個人)

規	模	調査年少労働者数	14才	15才	16才	17才
	計	721	2	128	262	329
1	～	167	1	28	60	78
10	～	313	1	69	106	147
30	～	241	—	41	96	104

(6) 年少労働者の職場配置状況

年少者は、その体力、技能等の見地から適正な職場配置がなされねばならぬが、事業場における年少労働者の職場配置状況は、印刷業では「刷版」部門にその数が多い。

48%が「刷版」に、26%が「雑用」、「製版」が20%を占め、「事務」と「原版製造」に少数のものが認められる。「刷版」や「製版」部門に数多く年少者が配置されているのは、印刷業の業務部門が「刷版」または「製版、刷版」を内容とするものが多い結果に基づくものである。「雑用」には運搬梱包を始め、使い走り等の雑用が含まれる。「原版製造」の部門には、14名の年少者がみられるが、よくいわれる鉛中毒等の発生のおそれはこの部門に強い。また「刷版」過程には、グラビヤ印刷を行う場合は、それに使用するベンゾールによる中毒等が懸念される。さらに印刷、製本業全体として、結核発見率が全産業中最も高いことが統計上認められる。

安全上の点からすればその災害の絶対数が少ないが、ただ一般に、動力運転災害よりも作業行動災害が多く、後者は約七割を占めるのが普通であるのに反し、この産業の年少者災害では動力運転災害の率が高く、「その他動力機」「動力転子機」による災害が多い。すなわち大体において、印刷機による

災害が多いことになるから、「刷版部門」に配置されている年少者には潜在的な危険が伴うことが考えられる。しかしこれは印刷機械が特別に危険なものではなく、寧ろ危険性が少ないもので、問題は安全管理にある。つまり、安全環境の保持、安全装置、安全教育等がなされていないことを示すものである。

製本では「その他」部門に年少者が43%も配置され、書籍、または事務用品等の契印押し、帯掛け、さし込み、穴あけ、目通し等の仕事に従事している。次には使い走り、運搬、梱包、その他一定した仕事がないものを「雑用」として分類したが22%を占め、以下「丁合」「折」「表紙クルミ」「断裁」「事務」の順に配置されている。印刷製本兼業の事業場では、「刷版」「その他」「雑用」「製版」「断裁」「原版製造」「事務」の順になっている。製本業では、その工程、部門別等による、特殊環境はみられないが、総じて職場は不整頓で、通風、採光がよくない。断裁、丁合部門では手先の怪我が予想できる。

(第20表)

(注) 年少者災害に関する資料出所 31年労働省労働基準局

第 20 表 年少労働者の職場配置状況（事業場）

印 刷 業	規 模	年 少 労働者数	原版製造	製 版	刷 版	雑 用	事 務			
	計	760	14	157	361	198	20			
	1 ～ 9人	103	—	12	50	41	—			
	10 ～ 29人	287	5	56	145	72	9			
	30 ～ 99人	360	9	89	166	85	11			
製 本 業	規 模	年 少 労働者数	折	丁 合	表紙クルミ	断 裁	そ の 他	雑 用	事 務	
	計	597	53	61	35	31	261	152	4	
	1 ～ 9人	56	3	3	1	5	15	27	—	
	10 ～ 29人	244	18	31	17	7	93	77	1	
	30 ～ 99人	297	30	27	17	19	153	48	3	
印製 本 刷業	規 模	年 少 労働者数	原版製造	製 版	刷 版	断 裁	そ の 他	雑 用	事 務	
	計	42	1	7	12	2	12	7	1	
	1 ～ 9人	—	—	—	—	—	—	—	—	
	10 ～ 29人	7	—	2	1	2	—	2	—	
	30 ～ 99人	35	1	5	11	—	12	5	1	

(注) 「その他」は穴あけ、目通し、帯掛け、契印押し、さし込み等の業務を包括した。

今度は調査実施年少者 721 名の、各職場における職種についてみると、まだ職種が判然と定っていないものが多く、印刷部門では総数 441 名のうち、これ等の年少者は「見習」140 名 (31.7%)、「雑用」57 名 (12.9%) として計 197 名 (44.6%) を数える。さらにこれを規模別にみると、10～29人の規模が一番比率が高く、次ぎに30～99人の規模で、1～9人では最っとも低い。10人以下の小企業では年少工といえど、その成員上から職種が定められ、相応な仕事を担当させられている事実を裏付けるものである。職種の定ったものでは「印刷工」が76名、製版工（組版工）36名、紙差工36名、文撰工（採字工）31名、解版工18名、植字工17名の順に多い。

(注) 文懸、植字、紙型の仕事に従事するもので判然と職種を限定できないものは製版工（組版工）としてあげられている。

なお少数ではあるが「写真印刷工」、「箔押し工」の特殊な技術を要するものもみられる。

製本業においても「見習」108名 (41.9%)、「雑用」49名 (19%) がそれぞれ一、二位を占めこの二

者を合計すると約60%に該当する。

「断裁工」「折工」「表紙クルミ工」がそれぞれ7%前後を占め、以下「丁合工」「仕上工」等の順になるが、「箔押工」の様な相当な技術を必要とするものや、「穴あけ工」や「とじ工」の如き、補助的な職種の年少者もみられる。製本業に「見習」や「雑用」の率が高いのは、印刷よりも雑作業的な業務——一定の職種として認め難いような「目通し」、「帯かけ」等の単純作業が多いからだと思われる。そして規模が小さい程その率が高い。

印刷製本兼業部門では「印刷工」「文撰工」「仕上工」「見習」「製版工」等の順になっている。(第21表)

第21表 職 種 別 年 少 労 働 者 数 (個人)

印刷業	規模	調査年少労働者数	職 種					別								
			原版製造	製版(組版)	文選(採字)	植字	紙型	解版	印刷	差込	写真印刷	箔押	断裁	見習	事務	雑用
	計	441	6	36	31	17	6	18	76	36	8	2	1	140	7	57
	1～9人	105	—	6	4	5	3	2	30	13	—	—	—	30	—	12
	10～29人	189	2	20	10	1	2	8	26	18	5	2	—	72	2	21
	30～99人	147	4	10	17	11	1	8	20	5	3	—	1	38	5	24
製本業	規模	調査年少労働者数	職 種					別								
			折	丁合	とじ	かがり	穴あけ	表紙をくみ	箔押	仕上	断裁	差込	見習	事務	雑用	
	計	258	17	14	4	3	2	17	3	13	20	6	108	2	49	
	1～9人	62	1	5	—	—	—	1	2	3	4	4	22	—	20	
	10～29人	119	12	4	2	3	1	6	—	2	12	—	61	1	15	
	30～99人	77	4	5	2	—	1	10	1	8	4	2	25	1	14	
印刷・製本業	規模	調査年少労働者数	職 種					別								
			文選(採字)	製版	解版	印刷	折	丁合	仕上	見習	雑用					
	計	22	3	2	1	5	2	1	3	3	2					
	1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	10～29人	5	2	—	—	1	2	—	—	—	—					
	30～99人	17	1	2	1	4	—	1	3	3	2					

(注)「製版」(組版)の中では職種を個別に分類できないものが含まれている。なお、文選、植字、紙型は製版の中に入るものである。

3. 労 働 条 件

(1) 労 働 時 間

印刷業及び製造業の特徴の一つとして、労働時間が長いということがいわれている。

(注) 30人以上規模の事業場を対象とした毎月勤労統計でみると、調査産業中、出版・印刷・同関連産業の年平均の1人平均月間総実働時間数は昭和27年このかた最も長時間に及んでいる。32年平均では、調査産業総数のそれは198.3時間であるが、出版・印刷・同関連産業のそれは214.7時間と調査産業総数のそれよりも16.4時間も長時間に及んでいる。

われわれの調査結果でも、労働時間は相当に長かった。以下、拘束時間、休憩時間、実働時間及び時間外労働時間に分けて、調査結果を分析してみよう。

(イ) 拘 束 時 間

まず、事業場調査結果から、拘束時間の状況を見ると、全事業場の平均拘束時間は9時間12分であ

第22表 業種別、規模別拘束時間（事業場）

地域	業種	規模	事業場数	8時間以下	～9時間以下	～10時間以下	～11時間以下	～12時間以下	12時間を超えるもの	不明	平均拘束時間
合計	計	計	411	69	232	66	21	10	12	1	9時間12分
		1～9人	106	11	53	25	7	3	7	—	9時間34分
		10～29人	199	30	118	34	7	5	4	1	9時間11分
		30～99人	106	28	61	7	7	2	1	—	8時間54分
東京	計	計	261	65	125	52	9	6	4	—	9時間5分
		1～9人	55	9	22	18	1	3	2	—	9時間27分
		10～29人	132	28	69	28	5	1	1	—	9時間6分
		30～99人	74	28	34	6	3	2	1	—	8時間49分
大阪	計	計	150	4	107	14	12	4	8	1	9時間24分
		1～9人	51	2	31	7	6	—	5	—	9時間38分
		10～29人	67	2	49	6	2	4	3	1	9時間20分
		30～99人	32	—	27	1	4	—	—	—	9時間8分
東京・大阪	印刷業	計	267	62	148	28	14	7	8	—	9時間4分
		1～9人	74	9	39	12	4	3	7	—	9時間35分
		10～29人	124	27	74	13	7	3	—	—	8時間57分
		30～99人	69	26	35	3	3	1	1	—	8時間44分
	製本業	計	136	3	82	36	7	3	4	1	9時間30分
		1～9人	32	2	14	13	3	—	—	—	9時間25分
		10～29人	72	1	44	20	—	2	4	1	9時間36分
		30～99人	32	—	24	3	4	1	—	—	9時間19分
	印刷製本業	計	8	4	2	2	—	—	—	—	8時間38分
		1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		10～29人	3	2	—	1	—	—	—	—	8時間30分
		30～99人	5	2	2	1	—	—	—	—	9時間8分
東京	印刷業	計	163	58	68	22	7	5	3	—	8時間57分
		1～9人	37	7	16	8	1	3	2	—	9時間31分
		10～29人	78	25	35	12	5	1	—	—	8時間54分
		30～99人	48	26	17	2	1	1	1	—	8時間35分
大阪	印刷業	計	104	4	80	6	7	2	5	—	9時間16分
		1～9人	37	2	23	4	3	—	5	—	9時間40分
		10～29人	46	2	39	1	2	2	—	—	9時間2分
		30～99人	21	—	18	1	2	—	—	—	9時間4分
東京	製本業	計	91	3	56	28	2	1	1	—	9時間23分
		1～9人	18	2	6	10	—	—	—	—	9時間18分
		10～29人	51	1	34	15	—	—	1	—	9時間26分
		30～99人	22	—	16	3	2	1	—	—	9時間21分
大阪	製本業	計	45	—	26	8	5	2	3	1	9時間43分
		1～9人	14	—	8	3	3	—	—	—	9時間34分
		10～29人	21	—	10	5	—	2	3	1	10時間3分
		30～99人	10	—	8	—	2	—	—	—	9時間15分
東京	印刷製本業	計	7	4	1	2	—	—	—	—	8時間34分
		1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		10～29人	3	2	—	1	—	—	—	—	8時間30分
		30～99人	4	2	1	1	—	—	—	—	8時間37分
大阪	印刷製本業	計	1	—	1	—	—	—	—	—	9時間
		1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		10～29人	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		30～99人	1	—	1	—	—	—	—	—	9時間

(注) 平均拘束時間は不明を除いた事業場の平均拘束時間である。

第23表 業種別、規模別通常の拘束時間（個人）

地域	業 種	規 模	調査年少 労働者数	8時間 以下	～9時間 以下	～10時間 以下	～11時間 以下	～12時間 以下	12時間を 超えるも の	不 明	平 均 拘束時間
合 計	計	計	721	91	367	163	18	25	54	3	9時間30分
		1～9人	167	10	69	51	8	6	20	3	9時間53分
		10～29人	313	39	149	86	7	10	22	—	9時間32分
		30～99人	241	42	149	26	3	9	12	—	9時間11分
東 京	計	計	474	83	211	127	9	19	22	3	9時間23分
		1～9人	91	7	30	36	2	4	9	3	9時間54分
		10～29人	214	35	89	70	6	7	7	—	9時間24分
		30～99人	169	41	92	21	1	8	6	—	9時間 6分
大 阪	計	計	247	8	156	36	9	6	32	—	9時間42分
		1～9人	76	3	39	15	6	2	11	—	9時間51分
		10～29人	99	4	60	16	1	3	15	—	9時間49分
		30～99人	72	1	57	5	2	1	6	—	9時間21分
東 京・大 阪	印刷業	計	441	80	237	71	13	15	23	2	9時間16分
		1～9人	105	9	47	30	5	5	7	2	9時間29分
		10～29人	189	35	104	29	6	3	12	—	9時間18分
		30～99人	147	36	86	12	2	7	4	—	8時間57分
	製本業	計	258	5	120	87	5	10	30	1	9時間56分
		1～9人	62	1	22	21	3	1	13	1	10時間17分
		10～29人	119	4	44	53	1	7	10	—	9時間55分
		30～99人	77	—	54	13	1	2	7	—	9時間39分
	印 刷 製本業	計	22	6	10	5	—	—	1	—	9時間 5分
		1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		10～29人	5	—	1	4	—	—	—	—	9時間20分
		30～99人	17	6	9	1	—	—	1	—	9時間
東 京	印刷業	計	274	72	121	52	6	11	10	2	9時間 9分
		1～9人	53	6	18	21	1	3	2	2	9時間38分
		10～29人	118	31	50	24	5	2	6	—	9時間15分
		30～99人	103	35	53	7	—	6	2	—	8時間49分
大 阪	印刷業	計	167	8	116	19	7	4	13	—	9時間26分
		1～9人	52	3	29	9	4	2	5	—	9時間38分
		10～29人	71	4	34	5	1	1	6	—	9時間24分
		30～99人	44	1	33	5	2	1	2	—	9時間15分
東 京	製本業	計	184	5	85	70	3	8	12	1	9時間48分
		1～9人	38	1	12	15	1	1	7	1	10時間16分
		10～29人	91	4	38	42	1	5	1	—	9時間37分
		30～99人	55	—	35	13	1	2	4	—	9時間45分
大 阪	製本業	計	74	—	35	17	2	2	18	—	10時間15分
		1～9人	24	—	10	6	2	—	6	—	10時間18分
		10～29人	28	—	6	11	—	2	9	—	10時間54分
		30～99人	22	—	19	—	—	—	3	—	9時間24分
東 京	印 刷 製本業	計	16	6	5	5	—	—	—	—	8時間46分
		1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		10～29人	5	—	1	4	—	—	—	—	9時間20分
		30～99人	11	6	4	1	—	—	—	—	8時間30分
大 阪	印 刷 製本業	計	6	—	5	—	—	—	1	—	9時間55分
		1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		10～29人	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		30～99人	6	—	5	—	—	—	1	—	9時間55分

（注） 平均拘束時間は不明を除いたものの平均拘束時間である。

る。時間階層に分けると、8時間を超えて9時間以下の事業場が232事業場(56.4%)で最も多く、ついで8時間以下が69事業場(16.8%)である。9時間を超える事業場は109事業場で全体の26.5%を占めている。

業種別にみると、印刷業の事業場平均拘束時間9時間4分に対し、製本業では9時間30分で、印刷業に較べかなり長くなっている。印刷製本兼業では、事業場規模が比較的大きいためか、平均拘束時間8時間38分と印刷業及び製本業に比し大部短い。

規模別にみると、小規模事業場ほど拘束時間が長くなっており、この傾向は、三業種とも大体一致している。

また、大阪の方が、三業種ともに東京より長い拘束時間を示している。(第22表)

つぎに、個人調査結果をみると、調査総年少労働者の平均拘束時間は9時間30分で、事業場調査結果よりいく分長い。9時間を超えるものは260人で36.1%である。

業種別、規模別、地域別にあらわれた大略の傾向は事業場調査の結果とほぼ同一である。(第23表)

なお、就業時間について交替制を採用している事業場が6事業場あったが、それは、繁忙期とか、一部の職種についてのみ採用しているもので、常時全部門の交替制をとっている事業場は一例もない。

(四) 休憩時間

休憩時間のない事業場はないが、休憩時間が不定という事業場が8事業場ある。

時間別にみると、60分以上の休憩時間のものが235事業場で、全体の57.1%、45分～60分未満が106事業場(25.8%)、45分未満が62事業場(15.1%)である。

このうち、休憩時間が不定のものと45分未満のものを合すると70事業場(17%)で、これらの事業場はどうみても労基法第34条に違反するものと思われる。さらに、60分未満の事業場の中には実働8時間を超える事業場も相当あるものと思われる(第26表によると事業場平均の実働時間は8時間を超えている)が、それらの事業場も労基法に^(注)てい触することになる。したがって、休憩時間の状況はあまり良好とはいえない。全事業場平均の休憩時間が54分と60分に達しないことから推察がつくであらう。

休憩時間に関しては、業種あるいは規模間に特に差異はなかった。

なお、休憩の与え方が交替制であるものが7事業場あった。(第24表)

個人調査結果をみると、休憩時間のない年少者が10人いる。45分未満のものは156人で、以上二者を加えると全体の23%である。さらに60分未満のもの218人を含めると、53.3%を占める。60分以上のものは334人(46.3%)である。

ところで休憩時間はあるが休めないという年少者が21名おり、休めない理由の大部分は、事業主や上役の私用に使われるというものである。

休憩時間がないもの、30分ないし45分未満のものも、あるいはあっても休めないというものは、小規模事業場のものに相対的には多かった。(第25表)

(注) 労働省労働基準局の「定期監督実施状況」でみると、33年上半期分の休憩に関する違反事業場数は、工

業総数で監督事業場総数のわづか2.8%である。したがって、この調査結果による休憩時間の状況が非常に劣悪であることが推察できよう。

第24表 業種別、規模別休憩状況（事業場）

業 種	規 模			事業場 総 数	休憩の ある 事業場	休 憩 時 間				休憩の与え方		平均休 憩時間
						30分～ 45分未満	45分～ 60分未満	60分 以 上	不 定	一 斉	交 替	
合 計	計	9人		411	411	62	106	235	8	404	7	54分
	1～	29人		106	106	20	12	70	4	103	3	54分
	10～	99人		199	199	80	57	110	2	196	3	53分
	30～			106	106	12	37	55	2	105	1	53分
印刷業	計	9人		267	267	40	72	150	5	262	5	53分
	1～	29人		74	74	13	11	47	3	72	2	54分
	10～	99人		124	124	17	34	72	1	122	2	53分
	30～			69	69	10	27	31	1	68	1	52分
製本業	計	9人		136	136	21	32	80	3	134	2	54分
	1～	29人		32	32	7	1	23	1	31	1	54分
	10～	99人		72	72	12	23	36	1	71	1	54分
	30～			32	32	2	8	21	1	32	—	57分
印製本 刷業	計	9人		8	8	1	2	5	—	8	—	54分
	1～	29人		—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10～	99人		3	3	1	—	2	—	3	—	50分
	30～			5	5	—	2	3	—	5	—	57分

（注）平均休憩時間は不定の事業場を除いた平均休憩時間である。

第25表 年少労働者の休憩時間の状況（個人）

業 種	規 模		調査 年少労働者数	休憩時間 のある年少労働者	休 憩 時 間				休 憩 状 態		休憩時間 のない 年少労働者	不 明
					30分 未 満	30分～ 45分未満	45分～ 60分未満	60分 以 上	休める	休めない		
合 計	計	9人	721	708	12	144	218	334	687	21	10	3
	1～	29人	167	161	5	39	21	96	152	9	5	1
	10～	99人	313	310	7	77	105	121	300	10	3	—
	30～		241	237	—	28	92	117	235	2	2	2
印刷業	計	9人	441	431	4	92	127	208	421	10	8	2
	1～	29人	105	100	2	22	12	64	95	5	4	1
	10～	99人	189	187	2	45	58	82	184	3	2	—
	30～		147	144	—	25	57	62	142	2	2	1
製本業	計	9人	258	256	8	51	81	116	245	11	2	—
	1～	29人	62	61	3	17	9	32	57	4	1	—
	10～	99人	119	118	5	32	45	36	111	7	1	—
	30～		77	77	—	2	27	48	77	—	—	—
印製本 刷業	計	9人	22	21	—	1	10	10	21	—	—	1
	1～	29人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10～	99人	5	5	—	—	2	3	5	—	—	—
	30～		17	16	—	1	8	7	16	—	—	1

44 実働時間

ここでいう実働時間とは、早出、残業等いわゆる時間外労働を含まない通常の始業～終業時間内の実労働時間のことである。

まず、事業場調査結果からみると、全事業場平均実働時間は8時間16分であった。8時間を超えている事業場は138事業場で、全体の34.2%にのぼっている。8時間以下のものは264事業場（65.7%）

第26表 業種別、規模別実働時間（事業場）

地域	業種	規模	計	7時間以下	8時間以下	9時間以下	10時間以下	11時間以下	12時間以下	12時間を超えるもの	不明	平均実働時間
合計	総計	計	411	19	245	89	27	11	8	3	9	8時間16分
		1～9人	106	5	49	29	9	5	4	1	4	8時間33分
		10～29人	199	6	122	46	13	5	3	1	3	8時間16分
		30～99人	106	8	74	14	5	1	1	1	2	7時間59分
東京	計	計	261	16	151	65	18	6	1	3	1	8時間12分
		1～9人	55	4	21	20	5	3	—	1	1	8時間29分
		10～29人	132	4	80	35	10	2	—	1	—	8時間14分
		30～99人	74	8	50	10	3	1	1	1	—	7時間55分
大阪	計	計	150	3	94	24	9	5	7	—	8	6時間24分
		1～9人	51	1	28	9	4	2	4	—	3	8時間38分
		10～29人	67	2	42	11	3	3	3	—	3	8時間22分
		30～99人	32	—	24	4	2	—	—	—	2	8時間8分
東京・大阪	印刷業	計	267	16	181	34	16	8	5	2	5	8時間8分
		1～9人	74	3	38	15	6	4	4	1	3	8時間36分
		10～29人	124	5	92	14	8	4	—	—	1	8時間3分
		30～99人	69	8	51	5	2	—	1	1	1	7時間51分
	製本業	計	136	2	59	53	11	3	3	1	4	6時間33分
		1～9人	32	2	11	14	3	1	—	—	1	8時間28分
		10～29人	72	—	29	31	3	1	3	1	2	8時間42分
		30～99人	32	—	19	8	3	1	—	—	1	8時間19分
	印刷製本業	計	8	1	5	2	—	—	—	—	—	7時間43分
		1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		10～29人	3	1	1	1	—	—	—	—	—	7時間40分
		30～99人	5	—	4	1	—	—	—	—	—	7時間45分
東京	印刷業	計	163	13	108	21	12	5	1	2	1	8時間3分
		1～9人	37	2	18	8	4	3	—	1	1	8時間32分
		10～29人	78	3	55	11	7	2	—	—	—	8時間2分
		30～99人	48	8	35	2	1	—	1	1	—	7時間44分
大阪	印刷業	計	104	3	73	13	4	3	4	—	4	8時間17分
		1～9人	37	1	20	7	2	1	4	—	2	8時間39分
		10～29人	46	2	37	3	1	2	—	—	1	8時間4分
		30～99人	21	—	16	3	1	—	—	—	1	8時間7分
東京	製本業	計	91	2	39	42	6	1	—	1	—	6時間29分
		1～9人	18	2	3	12	1	—	—	—	—	8時間23分
		10～29人	51	—	24	23	3	—	—	1	—	8時間34分
		30～99人	22	—	12	7	2	1	—	—	—	6時間23分
大阪	製本業	計	45	—	20	11	5	2	3	—	4	8時間43分
		1～9人	14	—	8	2	2	1	—	—	1	8時間34分
		10～29人	21	—	5	8	2	1	3	—	2	9時間4分
		30～99人	10	—	7	1	1	—	—	—	1	8時間10分
東京	印刷製本業	計	7	1	4	2	—	—	—	—	—	7時間41分
		1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		10～29人	3	1	1	1	—	—	—	—	—	7時間40分
		30～99人	4	—	3	1	—	—	—	—	—	7時間41分
大阪	印刷製本業	計	1	—	1	—	—	—	—	—	—	8時間—
		1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		10～29人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		30～99人	1	—	1	—	—	—	—	—	—	8時間—

（注） 平均実働時間は不明を除いた事業場の平均実働時間である。

第27表 業種別、規模別年少労働者の通常の実働時間（個人）

地域	業 種	規 模	調査 年少労働者数	7時 間以下	8時 間以下	9時 間以下	10時 間以下	11時 間以下	12時 間以下	12時間 を超えるもの	不明	平 均 実働時間	実働8時 間を超えるもの(A)	(A)の超過 時間の平 均
合 計	計	計	721	24	328	212	66	19	28	34	10	8時間34分	359	1時間28分
		1～9人	167	6	48	63	16	7	12	9	6	8時間55分	107	1時間36分
		10～29人	313	14	124	96	43	9	8	17	2	8時間32分	173	1時間26分
		30～99人	241	4	156	53	7	3	8	8	2	8時間23分	79	1時間22分
東 京	計	計	474	19	217	142	49	13	12	16	6	8時間24分	232	1時間20分
		1～9人	91	3	21	41	9	3	5	5	4	8時間54分	63	1時間25分
		10～29人	214	13	81	69	34	6	3	5	1	8時間17分	119	1時間14分
		30～99人	169	3	115	32	6	2	4	6	1	8時間15分	50	1時間27分
大 阪	計	計	247	5	111	70	17	6	16	18	4	8時間49分	127	1時間44分
		1～9人	76	3	27	22	7	4	7	4	2	8時間57分	44	1時間44分
		10～29人	99	1	43	27	9	1	5	12	1	9時間	54	1時間53分
		30～99人	72	1	41	21	1	1	4	2	1	8時間26分	29	1時間14分
東 京・大 阪	印刷業	計	441	22	230	114	29	10	17	13	6	8時間22分	183	1時間25分
		1～9人	105	5	34	39	9	5	7	1	5	8時間48分	61	1時間21分
		10～29人	189	13	96	48	15	4	3	10	—	8時間13分	80	1時間29分
		30～99人	147	4	100	27	5	1	7	2	1	8時間15分	42	1時間22分
	製本業	計	258	2	84	93	35	9	11	21	3	8時間58分	169	1時間33分
		1～9人	62	1	14	24	7	2	5	6	1	9時間 8分	46	1時間55分
		10～29人	119	1	27	46	26	5	5	7	2	9時間 2分	89	1時間24分
		30～99人	77	—	43	23	2	2	1	6	—	8時間44分	34	1時間28分
	印刷製本業	計	22	—	14	5	2	—	—	—	1	8時間 4分	7	50分
		1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		10～29人	5	—	1	2	2	—	—	—	—	9時間	4	1時間15分
		30～99人	17	—	13	3	—	—	—	—	1	7時間46分	3	17分
東 京	印刷業	計	274	17	149	60	23	5	8	8	4	8時間10分	104	1時間28分
		1～9人	53	2	15	22	6	2	2	1	3	8時間46分	33	1時間35分
		10～29人	118	12	57	26	13	3	2	5	—	8時間 2分	49	1時間21分
		30～99人	103	3	77	12	4	—	4	2	1	8時間 1分	22	1時間 5分
大 阪	印刷業	計	167	5	81	54	6	5	9	5	2	8時間36分	79	1時間28分
		1～9人	52	3	19	17	3	3	5	—	2	8時間49分	28	1時間35分
		10～29人	71	1	39	22	2	1	1	5	—	8時間33分	31	1時間21分
		30～99人	44	1	23	15	1	1	3	—	—	8時間26分	20	1時間 5分
東 京	製本業	計	184	2	58	78	24	8	4	8	2	8時間48分	122	1時間15分
		1～9人	38	1	6	19	3	1	3	4	1	9時間 6分	30	1時間43分
		10～29人	91	1	23	41	19	5	1	—	1	8時間41分	66	1時間
		30～99人	55	—	29	18	2	2	—	4	—	8時間48分	26	1時間23分
大 阪	製本業	計	74	—	26	15	11	1	7	13	1	9時間22分	47	2時間20分
		1～9人	24	—	8	5	4	1	2	4	—	9時間12分	16	2時間17分
		10～29人	28	—	4	5	7	—	4	7	1	10時間11分	23	2時間34分
		30～99人	22	—	14	5	—	—	1	2	—	8時間32分	8	1時間45分
東 京	印刷製本業	計	16	—	10	4	2	—	—	—	—	8時間54分	6	56分
		1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		10～29人	5	—	1	2	2	—	—	—	—	9時間	4	1時間18分
		30～99人	11	—	9	2	—	—	—	—	—	7時間39分	2	17分
大 阪	印刷製本業	計	6	—	4	1	—	—	—	—	1	8時間 3分	1	15分
		1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		10～29人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		30～99人	6	—	4	1	—	—	—	—	1	8時間 3分	1	15分

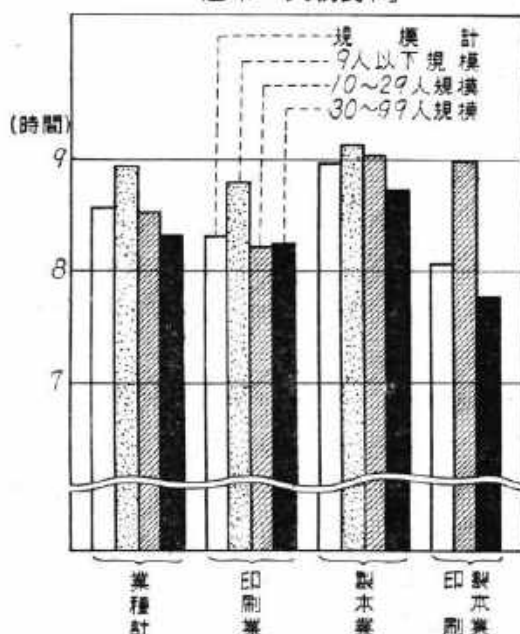
(注) 平均実働時間は不明を除いたものの平均である。

で、その中に7時間以下のものも19事業場あった。

当然のことながら、業種、規模、地域間にあらわれている傾向は拘束時間の場合とほぼ一致している。すなわち、ここでも総体的には規模が小さい程より長時間であり、また印刷業よりも製本業が長く、印刷製本兼業が最も短時間である。(第26表)

個人調査結果によると、調査全年少者の平均実働時間は8時間34分である。時間層別にみると、全体の半数を上回る359人(50.5%)のものが8時間を超える実働時間である。

第6図 業種別、規模別年少者の通常の実働時間



業種及び規模別の平均実働時間は第6図に示すとおり、諸種の傾向は、事業場調査結果とはほぼ同様である。(第27表)

実働8時間を超えるもの359人について、超えている時間の平均は1時間28分に及んでいる。8時間を超えているものは、印刷業では42.1%、製本業では66.3%で、製本業の実働時間が一般的に長いことを示している。特に製本業の9人以下規模のものでは75.4%のものが、平均1時間55分も8時間を超えた実働をしている。

イ) 時間外労働

前項の通常の実働時間以外に、いわゆる早出残業、深夜業等の時間外労働がある。以下に述べる時間外労働とは、8時間を超えるという意味のものではなく、各事業場において、通常の労働時間と考えられているものを超えた時間外労働のことである。

まづ、事業場についてみる(第37表)と、時間外労働のある事業場は396事業場で、全体の96.4%にのぼっている。

早出残業をやっている事業場数は、印刷業では259事業場、製本業では129事業場、印刷製本兼業

では8事業場で、それぞれの業種の全事業場に占める比率は、97%、94.8%、100%と、印刷業の方が製本業よりも、さらに印刷製本兼業が高率を示している。

規模別では、印刷業、製本業とも30～99人規模の事業場での比率が高く、10～29人規模で最も低くなっている。

深夜業をすることのある事業場は242事業場で、全体の58.9%占めている。

深夜業の場合は、早出残業の場合と反対に、製本業で、より多くの事業場が実施している。すなわち、深夜業のある事業場は、印刷業では156事業場で、58.4%であるが、製本業では83事業場で61%にのぼっている。印刷製本兼業ではずっと少くなり、37.5%であった。

規模別には、三業種とも一様に、規模の大きい事業場ほど深夜業をしている事業場が多い。

つぎに、個人調査結果からみると、時間外労働に参加している年少者は522人で、調査総年少者の72.4%であった。これは、時間外労働のある事業場が96%あったのに比べ低率であるが、事業場によっては年少者を参加させないものもあるためであろう。

年少者で時間外労働に使用されている者の率をみると、製本業が一番高率で81.8%、つぎが印刷製本兼業の72.7%、印刷業が最も低率で66.9%となっている。これを規模別にみると、どの業種でも、10～29人規模が最高率で、つぎが9人以下規模のもの、最低率が30～99人規模である。東京と大阪とでは、東京の年少者の方が従事者が比較的多い。

そこで、これらの時間外労働に従事している年少者の時間外労働の具体的内容をみてみよう。

(a) 月間の時間外労働に従事する回数をみると、月11～20回までのものが最も多く137人、ついで、月5回以下が135人、月6～10回が124人、20回を超えるもの88人となっている。20回を超えるもののうち63名は毎日時間外労働に使用されている。

従事回数別にみて、特に目立った規模間の相違は抽出できない。しかし業種間では、印刷業に毎日時間外労働に使用されているものが52人もおり、他業種にくらべ著しく多いのが目立っている。

時間外労働に使用される年少者の平均回数をみると傾向がやや明瞭にあらわれている。すなわち、わづかながら印刷業の方が製本業より回数が多く、また、全業種で規模の大きい事業場が多くなっている。

また、使用される年少者の比率は、大阪が東京より低率であるが、平均従事回数は大阪の方が多。(第28表の1)

いづれにせよ、年少者の7割以上のものが時間外労働に使用されており、しかもその回数が12.4回と、半月は時間外労働をしているということは、この産業では、時間外労働が極めて一般化し、日常化していることの証左である。

(b) ところで、1回当りの平均時間外労働時間は、2時間47分である。これを時間層に分けてみると、1回3時間以下の者が圧倒的に多く411人と約8割を占めている。3時間を超えるものは94人いた。

時間層別の、業種ないし規模間の傾向を把握するのは困難であるので、平均時間にあらわれた特徴点をあげてみよう。

第28表の1 業程別、規模別年少労働者の時間外労働状況（個人）

地域	業 種	規 模	調 査 年少労働者数	時 間 外 労 働 の あ る も の							時 間 外 労働の ないもの	月平均時 間外労働 回数	時 間 外 平均労働 時間数
				計	月5回 以下	10回 以下	20回 以下	20回を 超えるもの	(毎日)	不明			
合 計	計	計	721	522	185	124	137	88	(63)	38	199	12.4	
		1 ～ 9人	167	121	34	28	25	16	(13)	18	46	11.4	
		10 ～ 29人	313	245	63	63	68	37	(22)	14	68	12.3	
		30 ～ 99人	241	156	38	33	44	35	(28)	6	85	13.3	
東京	計	計	474	364	90	98	104	56	(34)	16	110	12.2	
		1 ～ 9人	91	73	18	17	23	8	(5)	7	18	11.7	
		10 ～ 29人	214	177	40	54	50	27	(14)	6	37	12.3	
		30 ～ 99人	169	114	32	27	31	21	(15)	3	55	12.2	
大阪	計	計	247	158	45	26	33	32	(29)	22	89	13.0	
		1 ～ 9人	76	48	16	11	2	8	(8)	11	28	10.7	
		10 ～ 29人	99	68	23	9	18	10	(8)	8	31	12.2	
		30 ～ 99人	72	42	6	6	13	14	(13)	3	30	16.4	
東京・大阪	印刷業	計	441	295	78	66	65	60	(52)	26	146	12.8	
		1 ～ 9人	105	71	19	14	15	9	(9)	14	34	11.9	
		10 ～ 29人	189	134	38	29	34	24	(17)	9	55	12.4	
		30 ～ 99人	147	90	21	23	16	27	(26)	3	57	13.9	
	製本業	計	258	211	51	54	68	27	(11)	11	47	12.1	
		1 ～ 9人	62	50	15	14	10	7	(4)	4	12	10.7	
		10 ～ 29人	119	106	23	31	34	13	(5)	5	13	12.4	
		30 ～ 99人	77	55	13	9	24	7	(2)	2	22	12.7	
	印刷製本業	計	22	16	6	4	4	1	—	1	6	9.5	
		1 ～ 9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		10 ～ 29人	5	5	2	3	—	—	—	—	—	5.8	
		30 ～ 99人	17	11	4	1	4	1	—	1	6	11.4	
東京	印刷業	計	274	185	47	49	44	32	(25)	13	89	12.3	
		1 ～ 9人	53	40	8	10	13	3	(3)	6	13	12.2	
		10 ～ 29人	118	88	23	22	21	16	(9)	6	30	12.5	
		30 ～ 99人	103	57	16	17	10	13	(13)	1	46	12.1	
大阪	印刷業	計	167	110	31	17	21	28	(27)	13	57	13.7	
		1 ～ 9人	52	31	11	4	2	6	(6)	8	21	11.5	
		10 ～ 29人	71	46	15	7	13	8	(8)	3	25	12.3	
		30 ～ 99人	44	33	5	6	6	14	(13)	2	11	17.1	
東京	製本業	計	184	165	37	45	58	23	(9)	2	19	12.3	
		1 ～ 9人	38	33	10	7	10	5	(2)	1	5	11.3	
		10 ～ 29人	91	84	15	29	29	11	(5)	—	7	12.5	
		30 ～ 99人	55	48	12	9	19	7	(2)	1	7	12.8	
大阪	製本業	計	74	46	14	9	10	4	(2)	9	28	11.5	
		1 ～ 9人	24	17	5	7	—	2	(2)	3	7	9.4	
		10 ～ 29人	28	22	8	2	5	2	—	5	6	11.8	
		30 ～ 99人	22	7	1	—	5	—	—	1	15	12.0	
東京	印刷製本業	計	16	14	6	4	2	1	—	1	2	8.1	
		1 ～ 9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		10 ～ 29人	5	5	2	3	—	—	—	—	—	5.8	
		30 ～ 99人	11	9	4	1	2	1	—	1	2	9.5	
大阪	印刷製本業	計	6	2	—	—	2	—	—	—	4	19.0	
		1 ～ 9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		10 ～ 29人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		30 ～ 99人	6	2	—	—	2	—	—	—	4	19.0	

（注） 月平均時間外労働回数は時間外労働のあるものから不明を除いた平均である。

（ ）内は20回を超えるものの内数である。

第28表の2 業種別、規模別年少労働者の時間外労働状況（個人）

地域	業 種	規 模	調 査 年少労働者数	時間外労働のあるもの	1 回平均時間外労働時間					時間外労働のないもの	1 回平均時間外労働時間
					2時間以下	3時間以下	4時間以下	4時間を超えるもの	不明		
合 計	計	計	721	522	201	210	74	23	14	199	2時間47分
		1 人	167	121	39	49	15	7	11	46	2時間50分
		10 人	313	245	81	111	38	13	2	68	2時間48分
		30 人	241	156	81	50	21	3	1	85	2時間45分
東京	計	計	474	364	125	153	58	21	7	110	2時間55分
		1 人	91	73	21	37	8	7	5	18	2時間55分
		10 人	214	177	50	82	32	12	1	37	2時間56分
		30 人	169	114	54	39	18	2	1	55	2時間53分
大阪	計	計	247	158	76	57	16	2	7	89	2時間29分
		1 人	76	48	18	17	7	—	6	28	2時間43分
		10 人	99	68	31	29	6	1	1	31	2時間26分
		30 人	72	42	27	11	3	1	—	30	2時間19分
東京・大阪	印刷業	計	441	295	129	95	45	15	11	146	2時間48分
		1 人	105	71	22	29	9	3	8	34	2時間52分
		10 人	189	134	54	45	24	9	2	55	2時間42分
		30 人	147	90	53	21	12	3	1	57	2時間56分
	製本業	計	258	211	63	111	26	8	3	47	2時間49分
		1 人	62	50	17	20	6	4	3	12	2時間48分
		10 人	119	106	25	63	14	4	—	13	2時間56分
		30 人	77	55	21	28	6	—	—	22	2時間35分
	印刷業	計	22	15	9	4	3	—	—	6	2時間15分
		1 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		10 人	5	5	2	3	—	—	—	—	—
		30 人	17	11	7	1	3	—	—	6	2時間11分
東京	印刷業	計	274	185	74	59	34	13	5	89	2時間59分
		1 人	53	40	13	19	2	3	3	13	2時間45分
		10 人	118	88	30	27	22	8	1	30	2時間53分
		30 人	103	57	31	13	10	2	1	46	3時間19分
大阪	印刷業	計	167	110	55	36	11	2	6	57	2時間29分
		1 人	52	31	9	10	7	—	5	21	3時間1分
		10 人	71	46	24	18	2	1	1	25	2時間21分
		30 人	44	33	22	8	2	1	—	11	2時間16分
東京	製本業	計	184	165	44	90	21	8	2	19	2時間54分
		1 人	38	33	8	13	6	4	2	5	3時間6分
		10 人	91	84	18	52	10	4	—	7	3時間1分
		30 人	55	48	18	25	5	—	—	7	2時間36分
大阪	製本業	計	74	46	19	21	5	—	1	28	2時間28分
		1 人	24	17	9	7	—	—	1	7	2時間13分
		10 人	28	22	7	11	4	—	—	6	2時間37分
		30 人	22	7	3	3	1	—	—	15	2時間34分
東京	印刷業	計	16	14	7	4	3	—	—	2	2時間17分
		1 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		10 人	5	5	2	3	—	—	—	—	—
		30 人	11	9	5	1	3	—	—	2	2時間13分
大阪	印刷業	計	6	2	2	—	—	—	—	4	2 時 間
		1 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		10 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		30 人	6	2	2	—	—	—	—	4	2 時 間

（注） 1 回当たり平均時間外労働時間は時間外労働のあるものから不明を除いた平均である。

第28表の3 業種別、規模別年少労働者の時間外労働状況（個人）

地域	業 種	規 模	調 査 年少労働者数	時間外 労働の あるもの	月 平 均 延 時 間 外 労 働 時 間						平均月間 延時間外 労働時間
					月 10時間 以下	～月 30時間 以下	～月 50時間 以下	～月 80時間 以下	月80時間 を超えるもの	不明	
合 計	計	計 9人 10 ～ 29人 30 ～ 99人	721 167 313 241	522 121 245 156	114 29 51 34	148 31 74 48	110 18 48 44	72 14 39 19	36 9 18 9	42 20 15 7	34時間41分 32時間33分 35時間28分 34時間56分
東 京	計	計 9人 10 ～ 29人 30 ～ 99人	474 91 214 169	364 73 177 114	79 15 36 28	100 18 50 32	78 17 32 29	62 11 36 15	25 3 16 6	20 9 7 4	35時間58分 33時間48分 38時間28分 33時間21分
大 阪	計	計 9人 10 ～ 29人 30 ～ 99人	247 76 99 72	158 48 68 42	35 14 15 6	48 13 24 11	32 1 16 15	10 3 3 4	11 6 2 3	22 11 8 3	31時間27分 30時間24分 26時間56分 39時間22分
東 京・大 阪	印 刷 業	計 9人以下 10 ～ 29人 30 ～ 99人	441 105 189 147	295 71 134 90	71 14 37 20	77 19 33 25	57 12 24 21	34 5 18 11	28 7 12 9	28 14 10 4	36時間1分 34時間55分 35時間43分 37時間11分
	製 本 業	計 9人 10 ～ 29人 30 ～ 99人	258 62 119 77	211 50 106 55	37 15 12 10	66 12 38 16	49 6 24 19	38 9 21 8	8 2 6 —	13 6 5 2	33時間34分 29時間31分 36時間11分 31時間58分
	印 刷 製 本 業	計 9人 10 ～ 29人 30 ～ 99人	22 — 5 17	16 — 5 11	6 — 2 4	5 — 3 2	4 — — 4	— — — —	— — — —	1 — — 1	25時間36分 — 14時間24分 31時間12分
東 京	印 刷 業	計 9人 10 ～ 29人 30 ～ 99人	274 53 118 103	185 40 88 57	46 6 25 15	45 12 17 16	34 11 12 11	25 2 16 7	20 3 11 6	15 6 7 2	37時間24分 34時間35分 40時間25分 34時間42分
大 阪	印 刷 業	計 9人 10 ～ 29人 30 ～ 99人	167 52 71 44	110 31 46 33	25 8 12 5	32 7 16 9	23 1 12 10	9 3 2 4	8 4 1 3	13 8 3 2	33時間35分 35時間25分 26時間52分 41時間34分
東 京	製 本 業	計 9人 10 ～ 29人 30 ～ 99人	184 38 91 55	165 33 84 48	27 9 9 9	50 6 30 14	42 6 20 16	37 9 20 8	5 — 5 —	4 3 — 1	35時間26分 32時間55分 38時間1分 32時間24分
大 阪	製 本 業	計 9人 10 ～ 29人 30 ～ 99人	74 24 28 22	46 17 22 7	10 6 3 1	16 6 8 2	7 — 4 3	1 — 1 —	3 2 1 —	9 3 5 1	25時間30分 22時間14分 27時間6分 28時間35分
東 京	印 刷 製 本 業	計 9人 10 ～ 29人 30 ～ 99人	16 — 5 11	14 — 5 9	6 — 2 4	5 — 3 2	2 — — 2	— — — —	— — — —	1 — — 1	23時間46分 — 14時間24分 29時間38分
大 阪	印 刷 製 本 業	計 9人 10 ～ 29人 30 ～ 99人	6 — — 6	2 — — 2	— — — —	— — — —	2 — — 2	— — — —	— — — —	— — — —	30時間45分 — — 30時間45分

（注）月間延時間外労働時間は月間25日稼働として算出した。平均月間延時間外労働時間は時間外労働のあるものから不明を除いたものの平均である。

業種別では、印刷製本兼業で他の業種より時間が大部短くなっているが、印刷業と製本業では大差がない。規模別にみても全体としては小規模のものがわづか長時間であるが、業種別の規模間の現象は区々で、傾向の系統的な差異はみられない。あげうる唯一の特徴は、東京の方が大阪よりもすべての業種で長時間であった。(第28表の2)

(c) 第28表の1及び2から、時間外労働に使用されている年少者個々の月間延時間外労働時間を出してみると第28表の3のとおりである。恐らくはこの表が、最も集約的に年少者の時間外労働の実態を表現しているものと思われる。

まず、時間階層に分けて、月間延時間外労働時間が30時間を超えるものと、30時間以下のものをみると、前者は218人で、不明を除いた従事者総数の45.4%、後者は262人で54.6%である。長時間のものでは、月間80時間を超えるものが36人(7.5%)いた。

時間外労働従事年少者平均の月間延時間外労働時間は34時間41分と相当長時間に及んでいる。

業種別にみると、30時間を超えるものの割合は、印刷業が製本業より低率であるにも拘らず、平均延時間は印刷業が長時間になっている。また、印刷業、製本業とも10~29人規模で最も長い延時間を示しており、結局、全業種を合せた規模では10~29人規模が一番長時間で、つぎが30~99人規模、9人以下が最も短時間である。地域では、1回の時間が長かった東京が、大阪より4時間以上も長い。

なお、東京印刷業の10~29人規模、大阪印刷業の30~99人規模のものでは、平均40時間を超えていた。(第28表の3)

(d) 労働時間にあらわれた特徴

以上、労働時間について、調査結果にあらわはた個々の態様を報告してきたが、それらを総合的にみた特徴をあげてみよう。

(a) まず第一には、総じて印刷業及び製本業の100人未満規模の事業場における労働時間は極めて長時間であるということである。すなわち、調査年少者の通常の実働時間は平均8時間34分であり、その上年少者の7割以上のものが平均して月間34時間41分の時間外労働を行っている。したがって、時間外労働を含めた一日平均の実働時間が、9時間あるいは10時間を超える年少者が相当数にのぼることは容易に推察される。

このような印刷、製本業の長時間労働の原因は種々考えられるが、主要な要因をあげてみると、

1. この産業の大部分の企業にあっては資本の有機構成は非常に低く、また経営形態が殆んど賃作業を主とした加工工業的な形態であるため、原料購入等に要する運転資本は極めて小額ですむのである。したがって、全体的に小資本でも企業経営に耐えられ、運転資本の回転が速いという利点がある反面、一部の大企業を除いては、依然として技術水準の低位な低生産設備に依存しており、それだけに消費労働量に較べ企業利潤が少く、いきおい大量の業務量を消化せざるを得ない結果となる。

2. 上述のことから企業としては、過大な受注量を確保することが要請され、したがって受注獲得の業者間の競争が激しく、ために加工賃の値下げ競争を誘発し、いわゆる過当競争を現出することとなる。

3. さらに、業務の大半が、出版業あるいは会社、官公庁等からの随時の受注に依存しているため

他の製造工業におけるがごとく、市況に応じた企業内の計画生産が不可能であり、加えて取扱品の多くが納期限の厳格さを要求するものであるため、繁忙差が著しくなり、企業経営上閑期を予測して労働者を雇用し、繁忙期には長時間労働によってカバーする結果を招くのである。

この産業の長時間労働の主要な原因はおおむね以上3点にみられると思われるが、これらそれぞれの理由が相互に悪循環を形成し、結局長時間労働を招来しているのである。

(b) ところで、業務別にみると、製本業が印刷業よりも労働時間は長い。時間外労働に使用される年少者の月間延時間外労働は印刷業のものの方がより長時間ではあるが、通常の実働時間は一日平均36分も製本業で長く、これを月間25日稼働としてみると、13時間20分である。したがって総実働時間は製本業の方が相当長いことは明らかである。

製本業が印刷業より実働時間が長い理由は、さきにあげた一般的な原因がより強く製本業にあるということはもちろんであるが、特に取扱品に占める書籍、単行本類の比重が大きく、また製品製造工程の最終段階であるため、出版業特有の納期の規制が印刷業より一層厳しく、したがって、繁忙差がよりはげしいことが大きな原因をなしていると思われる。製本業で繁忙差がより大きいことは、既述の繁忙状況をみても、深夜業が多いことでも明らかであろう。

(c) また、総労働時間は小規模の事業場ほど長い。個々の業種の規模間にある月間延時間外労働時間の格差は、1～4時間程度の範囲内でそれぞれ異った傾向を示しているが、通常の実働時間はほぼ一様に小規模事業場ほど長くなっており、これを考慮すると、時間外労働を含めた総実労働時間は明らかに小規模の事業場のものほど長いのである。(業種計の通常の実働時間の規模間の格差は、月間25日稼働とすると、1人当たりで、30～99人規模のものより、10～29人規模のものは3時間45分長く、9人以下規模のものはさらに9時間35分も長い)。

これは、小規模の事業場ほど、低生産性に基く家内工業的性格が強く、その上同業者からの下請作業が多く、したがって加工賃が一層低廉化されるため、大規模事業場より以上に長時間労働への依存度が強くなるためである。

(d) つぎに、時間外労働のみに限定してみると、事業場調査では印刷業の方が製本業より一般化しているのに(ただし深夜業は製本業がより一般化している)、年少者の従事率は製造業の方が高率である。これは、恐らくは、印刷業よりも製本業の事業場間の受注のアンバランスが著しいこと、また製本業の技能水準は印刷業のそれより低位であり(一人前になるまでに、印刷業では5～10年、製本業では3～4年かかるといわれている)かつ製本業の作業工程には、低技能の年少者でも充分耐えうる独立した作業部門があるため、製本業の年少者の時間外労働への従事率が高くなっているものではないだろうか。

時間外労働に使用される者1人平均の月間延時間外労働時間は製本業より印刷業が長くなっているが、さきに述べた通常の実働時間で製本業が長いことと相関連しているのである。すなわち、事業主が割増賃金の対象と考えている時間外労働は、月間延時間にして印刷業にくらべ、製本業では2時間27分短い、通常の実働時間を1ヵ月25日稼働とすると、印刷業より製本業では月間15時間も長時間に及んでおり、それだけ製本業の割増賃金の不支給額が多いことを意味する。

この後者の点は規模別にみた場合も同様である。すなわち、通常実働時間がより長い9人以下の事業場の年少者が、時間外労働時間は最も短い。なお、後にふれるように小規模の事業場ほど月給制の賃金形態をとる事業場が多く、かかる一見安定しているかに見える月給制の裏面には、時間外労働を時間外労働として正当に評価しない事業場がかなり多いものと思われる。それかあらぬか、時間外労働に対する手当の不支給事業場が最も多い。

東京と大阪をくらべても同様な傾向があらわれている。つまり通常の実働時間は大阪で長く、時間外労働は東京に多い。

ただ東京で、時間外労働の従事年少者も、また、これら年少者の月間延時間外労働時間も多くなっていることには、取扱製品の性格の違いがあるのではなかろうか。というのは東京では週刊誌、月刊誌、単行本といった納期限の規制の強い、また単位量も多い製品をより多く取扱っている事業場が多いが、大阪では、商業印刷とか端物類を多く取扱っている事業場が多い。かかる点からみて東京の方がより繁忙度が高いように思われる。したがって、時間外労働も多くなる結果を招くことになるのである。

(2) 休 日

事業場調査結果では、月間1回以上の休日がない事業場はなかった。回数別にみると、週休制のものが283事業場で全体の68.9%、これに月4～5回というほぼ週休に近い休日制のものが17事業場(4.1%)ある。残りの111事業場(27%)では、月3回以下の休日しかとっておらず、これをそのまま年少者労働者にも適用しているとすれば、労基法第35条に抵触することとなる。月3回以下の中では、月2回休日制の事業場が95(全事業場の23.1%)で、月1回のものも2事業場あった。

週休ないしは月4～5回休日制を採用しているのは印刷業で233事業場、割合は87.3%であるが、製本業では62事業場(45.6%)で全体の半数にも達していない。月2回休日制の事業場が相当多数に

第29表 業種別、規模別休日回数(事業場)

業 種	規 模	調 査 事業場数	休 日 あ る 事業場数	休 日 回 数						休日の与え方			休日 なし	休日協定	
				週1回	月4回 ～5回	月3回	月2回	月1回	一斉	交替	一斉 交替	あり		なし	
合 計	計	411	411	283	17	14	95	2	404	6	1	—	—	4	407
	1～9人	106	106	65	5	3	33	—	105	1	—	—	—	1	105
	10～29人	199	199	132	7	9	50	1	195	4	—	—	—	2	197
	30～99人	106	106	86	5	2	12	1	104	1	1	—	—	1	105
印 刷 業	計	267	267	225	8	5	29	—	263	3	1	—	—	1	266
	1～9人	74	74	52	4	2	16	—	73	1	—	—	—	1	73
	10～29人	124	124	109	2	3	10	—	122	2	—	—	—	—	124
	30～99人	69	69	64	2	—	3	—	68	—	1	—	—	—	69
製 本 業	計	136	136	54	8	8	64	2	133	3	—	—	—	3	133
	1～9人	32	32	13	1	1	17	—	32	—	—	—	—	—	32
	10～29人	72	72	22	5	6	38	1	70	2	—	—	—	2	70
	30～99人	32	32	19	2	1	9	1	31	1	—	—	—	1	31
印製 本 刷業	計	8	8	4	1	1	2	—	8	—	—	—	—	—	8
	1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
	10～29人	3	3	1	—	—	2	—	3	—	—	—	—	—	—
	30～99人	5	5	3	1	1	—	—	5	—	—	—	—	—	5

(注) 休日協定は同業者間のものである。

のほっているが、特に製本業では、64事業場と約半数を占めている。

規模別では、週休ないし月4～5回休日制の実施率は規模の大きい程高くなっている。

なお休日は、殆どどの事業場が一斉に与えており、交替制のものは6事業場、一斉交替を併用しているものが1事業場あった。同業者間の休日協定がある事業場は4事業場に過ぎなかった。(第29表)

個人調査では、僅か3名ではあるが、休日のないものがあった。他の718人は月1回以上の休日があり、その中443人(61.7%)のものは週休である。月4～5回休日のあるものを含めると458人、63.8%を占める。月3回以下のものは260人(36.2%)の多きにのほっているが、個人調査でも、月2回のものが216人(30.1%)と相当多く数えられる。

業種別には、週休ないし月4～5回休日のあるものが、印刷業及び印刷製本兼業では、それぞれ363人、82.5%、及び17人、77.3%と8割前後を占めているが、製本業では、78人で30.5%にすぎない。したがって、月3回以下の休日のものが製本業で圧倒的に多いのであるが、就中、月2回のものが145人と全体の56.6%にのほっている。休日が全然ないというものの3人のうちの2人は製本業であった。

規模に分けると、週休ないし月4～5回休日のあるものの割合は、業種計の30～99人規模で77.9%、10～29人規模で60.6%、9人以下規模では49.4%と、小規模事業場での週休実施率が著しく低いことがわかる。

休日が不定というものは、印刷業に2人いた。(第30表)

第30表 年少労働者の休日回数(個人)

業 種	規 模	調査年少 労働者数	休 日 の あ る も	休 日 回 数						休 日 の ないもの
				週 休	月4～5回	月3回	月2回	月1回	不 定	
合 計	計	721	718	443	15	40	216	2	2	3
	1 ～ 9人	167	166	79	3	11	73	—	—	1
	10 ～ 29人	313	312	184	5	13	107	2	1	1
	30 ～ 30人	241	240	180	7	16	36	—	1	1
印 刷 業	計	441	440	353	10	7	68	—	2	1
	1 ～ 9人	105	105	66	1	2	36	—	—	—
	10 ～ 29人	189	189	160	3	2	23	—	1	—
	30 ～ 99人	147	146	127	6	3	9	—	1	1
製 本 業	計	258	256	73	5	31	145	2	—	2
	1 ～ 9人	62	61	13	2	9	37	—	—	1
	10 ～ 29人	119	118	22	2	10	82	2	—	1
	30 ～ 99人	27	27	38	1	12	26	—	—	—
印製 本 刷業	計	22	22	17	—	2	3	—	—	—
	1 ～ 9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10 ～ 29人	5	5	2	—	1	2	—	—	—
	30 ～ 99人	17	17	15	—	1	1	—	—	—

以上のように、休日に関しては、事業場調査と個人調査とで一致した傾向を示しており、両者とも休日の状況は、印刷業に比し製本業で著しく劣悪であり、また規模が小さい程劣悪である。

これを前項で述べた実働時間に加味して考えると、業種間、規模間の実働時間の格差は一層大きくなってくる。

(3) 年次有給休暇

労基法第39条によって規定されている、年次有給休暇のあるものは164人で、勤続年1以上の年少者333人の49.2%である。あとの112人(33.6%)のものは年次有給休暇がなく、57人(17.1%)はあるかないかわからないと答えている。この項目の調査対象となった333人の年少者の出勤日数がすべて労働日の8割を越えているかどうかは不明であるので、正確な検討を加えることにはなるまいが事業主から年次有給休暇の支給の提示があったもの、ないしは、年次有給休暇の請求をして、得られたものが約半数とみてよいだろう。

第12表の勤続年数別年少労働者数と照合してみると、勤続1年以上2年未満の年次有給休暇6労働日をとれると思われるもの228人のうち、6日とれるものは2割弱しかおらず、6日未満しかとれないものを含めても、5割弱である。勤続2年以上の年次有給休暇7日以上与えられなければならないと思われるものが105人であるが、これも現実には7日以上とれるものは約5割である。

年次有給休暇の場合、業種間では、製本業が若干状況が悪い。規模別に分けると、明らかに30～99人規模事業場に就労している年少者の状態がよいといえることができる。すなわち、年次有給休暇をとれるものの比率が、9人以下規模では48.1%、10～29人規模では46.3%であるが、30～99人規模では53.3%である。勤続2年以上のもので年次有給休暇7日以上あるものの比率を出すと、上にあらわれている規模間の相違は一層明瞭である。(第31表)

第31表 業種別、規模別有給休暇状況(個人)

業 種	規 模	勤続1年 以上年少 労働者数	年 次 有 給 休 暇 状 況					有給休暇 な し	不 明
			計	6日未満	6 日	7 日	8日以上		
合 計	計	333	164	68	44	31	21	112	57
	1 ～ 9人	77	37	26	5	4	2	32	8
	10 ～ 29人	136	63	23	21	12	7	44	29
	30 ～ 99人	120	64	19	18	15	12	36	20
印 刷 業	計	203	103	40	30	22	11	56	44
	1 ～ 9人	46	19	12	2	3	2	20	7
	10 ～ 29人	83	38	13	13	7	5	20	25
	30 ～ 99人	74	46	15	15	12	4	16	12
製 本 業	計	119	56	26	14	6	10	56	7
	1 ～ 9人	31	18	14	3	1	—	12	1
	10 ～ 29人	51	24	9	8	5	2	24	3
	30 ～ 99人	37	14	3	3	—	8	20	3
印 製 本 業	計	11	5	2	—	3	—	—	6
	1 ～ 9人	—	—	—	—	—	—	—	—
	10 ～ 29人	2	1	1	—	—	—	—	1
	30 ～ 99人	9	4	1	—	3	—	—	5

(4) 賃 金

賃金は、労働時間と並んで労働条件の最も主要なものの一つであるが、印刷業及び製本業の賃金水準は、他産業に比し低いものではない(注)。

(注) 毎月勤労統計調査による1人平均月間現金給与総額の32年平均は 出版・印刷・同関連産業では 22,470円、調査産業総数の21,324円、製造業総数の19,259円よりも高額である。これを1人平均月間総実働時間数で除して、時間当りの単価を出すと、出版・印刷・同関連産業では104.7円、調査産業総数では107.5

円、製造業総数では94.9円である。この場合出版・印刷・同関連産業で時間外労働が多く、したがって基準外賃金部分が大きいであろうことを考慮しなければならぬが、それにしても製造業総数と比べて決して低賃金でないことは予想できよう。

ただ、賃金形態の面では、この産業特有のものがみられる。以下、われわれの調査結果にあらわれた、賃金に関する種々な面を検討してみよう。

(イ) 賃金台帳

まず、労働基準法第108条施行規則第54条において備付けらるべく定められている、賃金台帳の備付状況をみると、全事業場の87.6%、印刷業で89.1%、製本業で83.3%、印刷製本兼業で100%の備付率であった。

規模別には、小規模になる程不備の事業場が多く、基本給、割増賃金等が不明確になる可能性が多いことが予想される。(第32表)

第32表 業種別、規模別賃金台帳の備付状況(事業場)

業種	規	模	調査事業場数 (A)	賃金台帳あり (B)	賃金台帳なし	$\frac{B}{A}$
合		計	411	360	51	87.6%
	1	～	106	81	25	76.4
計	10	～	199	175	24	87.9
	30	～	106	104	2	98.1
印刷業		計	267	238	29	89.1
	1	～	74	59	15	79.7
	10	～	124	111	13	89.5
	30	～	69	68	1	98.6
製本業		計	136	114	22	83.3
	1	～	32	22	10	68.8
	10	～	72	61	11	84.7
	30	～	32	31	1	96.9
印刷製本業		計	8	8	—	100.0
	1	～	—	—	—	—
	10	～	3	3	—	100.0
	30	～	5	5	—	100.0

(ロ) 賃金の形態

印刷、製本業の賃金形態は極めて特徴的である。というのは、この産業の労働者(ただし製品製造にたずさわる者)の賃金形態は、他産業に比し時間給が非常に多い(注)。

まず、事業場調査結果についてみると、労働者に対する賃金形態が、時間給一本建のものが109事業場(26.5%)あった。この外、二以上の賃金形態をとり、そのうちに時間給を採用している事業場を合せると203事業場で、全事業場の約半数は、時間給を採用していることになる。

(注) 32年9月の労働省労働統計調査部「給与制度特別調査結果概要」中にある、産業、規模及び給与形態別企業数によれば、調査製造業事業場総数1,170のうち、時間給を採用しているものは69事業場で、5.9%にすぎないが、印刷・出版及び類似産業では64事業場のうちの13事業場、20.3%が時間給を採用している。

かように、この産業で時間給が多いということは、この産業の歴史が古いだけに、職人的な賃作業、賃仕事といった、古くからの因習が事業主にもまた労働者にも残っており、その影響もあるであろうが、なんといっても、繁閑差の激しいこの産業の企業経営に、時間給がより適応しているからではな

かろうか。

時間給一本建の事業場について、日給月給、時間給と月給の併用のもの、月給一本建のもの、日給一本建のものとつづいている。

この他、時間給と日給、時間給と日給月給、日給と月給とをそれぞれ併用している事業場が若干あった。時給と月給と出来高払い、時間給と日給と日給月給の三本建の事業場は僅少あったにすぎない。特異なのは、その月の事業場の経営業績及び個人の業績にしたがって給料を支給するという、全く前近代的な賃金形態のものが2事業場でみられた。

業種別にみると、時間給採用事業場は、印刷業で120事業場、製本業では87事業場で、比率にして前者が45%、後者が64%で、特に製本業で時間給が広範に採用されている。つまり、ここでも繁閑差の著しい企業での賃金形態に時間給が多いということがいえるのである。(第33表)

第33表 業種別、規模別賃金形態(事業場)

業種	規 模	調査事業場数	時給	日給	日給月給	月給	時給・日給	時給・日給・月給	時給・月給	日給・月給	その他	時日 出来高払	給・月給・ 日給月給
合 計	計	411	109	32	94	61	6	7	87	9	2	2	2
	1～9人	106	21	8	37	29	1	—	9	—	1	—	—
	10～29人	199	50	21	39	21	5	5	54	4	—	—	—
	30～99人	106	38	3	18	11	—	2	24	5	1	2	2
印刷業	計	267	55	22	70	45	5	3	54	8	2	1	2
	1～9人	74	9	6	30	20	1	—	7	—	1	—	—
	10～29人	124	26	13	29	16	4	2	51	3	—	—	—
	30～99人	69	20	3	11	9	—	1	16	5	1	1	2
製本業	計	136	51	10	23	15	1	4	31	1	—	—	—
	1～9人	32	12	2	7	9	—	—	2	—	—	—	—
	10～29人	72	22	8	10	4	1	3	23	1	—	—	—
	30～99人	32	17	—	6	2	—	1	6	—	—	—	—
印刷製本業	計	8	3	—	1	1	—	—	2	—	—	1	—
	1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10～29人	3	2	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
	30～99人	5	1	—	1	—	—	—	2	—	—	1	—

(注) 「その他」は、月間の経営実績及び個人の勤務状況に応じて支給するという事業場である。

なお規模間の相違点として、月給形態があげられる。すなわち、規模が小さい程月給一本建の事業場が多い。このことは既述の事業場における繁閑状況や労働時間等から明らかのように、決して、小規模事業場において安定した受注量があり、繁閑差が少いということではない。これは、後述する割増賃金の支給状況と全くうらはらの関係にあるのである。つまり一見安定した賃金形態のごとく思われる月給制をとってはいるが、第37表及び第38表にあらわれているように、割増賃金を支払わないかまたは支払ってはいるが不定額であったり、法定率を下回る額しか支払わないという事業場が小規模における程多くなっているという事実と密接な関係があるのである。すなわち、固定した月給制をとることにより、長時間に及ぶ時間外労働への反対給付を犠牲にした企業経営が、小規模事業場により多くみられということなのである。

月給制とは反対に、時間給制をとっているのはこの調査の範囲では規模の大なるもの程多かった。ところで、年少労働者の受取る賃金の形態では、月給制のものが最も多く386人で半数をしめてい

る。この年少者の例を上述べた事業場の場合に「すぐさま当はめて考えることはできない。」というのは、年少者の多くはまだ一人前の工員ではなく、技能水準も低い、いわば見習的、ないしは雑役的なものが多いため、相当程度の技能水準の労働に基礎を置く時間給の採用が比較的少く、これと対蹠的な月給制が多くなっているものであろう。

しかし時間給のものも 131 人 (18.3%) と相当多数にのぼっており、ここでも印刷、製本業の賃金形態の特徴は明瞭にあらわれているのである。

他産業では、労務者、特に臨時ないし見習工員の場合に日給または日給月給制をとっているものが多いのであるが、ここでは、日給及び日給月給のものを合せて 218 人 (30.4%) であった。

業種及び規模間では事業場調査の場合と同様に、時間給は製本業に、しかも規模の大きい程多く、月給制は規模の小なる程多くなっている。(第34表)

第 34 表 業種別、規模別賃金形態及び遅払の有無 (個人)

業種	規	模	調査年少 労働者数	時 間 給	日 給	日給月給	月 給	そ の 他	遅払あり
合 計	計		721	131	95	123	368	4	27
	1	9人	167	12	22	27	105	1	1
	10	29人	313	45	38	48	179	3	25
	30	99人	241	74	35	48	84	—	1
印刷業	計		441	53	68	97	222	1	27
	1	9人	105	2	12	21	69	1	1
	10	29人	189	22	32	36	99	—	25
	30	99人	147	29	24	40	54	—	1
製本業	計		258	64	27	25	139	3	—
	1	9人	62	10	10	6	36	—	—
	10	29人	119	20	6	12	78	3	—
	30	99人	77	34	11	7	25	—	—
印刷製本業	計		22	14	—	1	7	—	—
	1	9人	—	—	—	—	—	—	—
	10	29人	5	3	—	—	2	—	—
	30	99人	17	11	—	1	5	—	—

(注) 「その他」には給料が親元に支給されるため不明というものと、全然不明のものが含まれる。

なお、賃金が本人に渡されず親元に支給されているというものが、1、2 名いた。

事業場調査、個人調査を通じて、東京に時間給制のものが多く、大阪に日給ないし日給月給制のものが多くみられた。この差異を実証的に説明しうるような資料は乏しいが、すでに述べたように、取扱品別による繁閑度の地域差が多少反映しているのではないだろうか。

初任給 (中卒者)

賃金形態が区々であったように、初任給の形態も時間給、日給及び月給と事業場によって異った定め方をしている。そこで、形態別に分けてみると、時間給のものが 65 事業場、日給のものが 62 事業場、月給のものが 284 事業場で、初任給では月給形態で定めているものが約 7 割で圧倒的に多い。ここでもまた、東京に時間給が多く、大阪に日給が多く現象している。

すでに述べたように、印刷業及び製本業の全体的な賃金水準は他産業より低くない。初任給もまた

第35表 業 種 別、規 模

地域	業 種	規 模	調査事 業場数	時 給 の も の				日 給 の も の				
				計	20円 以下	20円 ～25円	25円を 超える もの	計	150円 以下	150円 ～180円	180円 ～200円	200円 を超える もの
合 計	計	計 1 10 30 9人 29人 99人	411 106 199 106	65 7 25 33	15 4 6 5	42 3 14 25	8 — 5 3	62 15 31 16	9 1 6 2	7 2 3 2	35 8 18 9	11 4 4 3
東 京	計	計 1 10 30 9人 29人 99人	261 55 132 74	59 5 24 30	13 3 6 4	39 2 13 24	7 — 5 2	11 3 3 5	— — — —	1 1 — —	5 1 2 2	5 1 1 3
大 阪	計	計 1 10 30 9人 29人 99人	150 51 67 32	6 2 1 3	2 1 — 1	3 1 1 1	1 — — 1	51 12 28 11	9 1 6 2	6 1 3 2	30 7 16 7	6 3 3 —
東 京・大 阪	印 刷 業	計 1 10 30 9人 29人 99人	267 74 124 69	32 1 11 20	6 — 2 4	23 1 7 15	3 — 2 1	45 12 23 10	7 — 5 2	3 2 1 —	26 6 14 6	9 4 3 2
	製 本 業	計 1 10 30 9人 29人 99人	136 32 72 32	31 6 14 11	9 4 4 1	18 2 7 9	4 — 3 1	16 3 8 5	2 1 1 —	4 — 2 2	8 2 4 2	2 — 1 1
	印 刷 製 本 業	計 1 10 30 9人 29人 99人	8 — 3 5	2 — — 2	— — — —	1 — — 1	1 — — 1	1 — — 1	— — — —	— — — —	1 — — 1	— — — —
東 京	印 刷 業	計 1 10 30 9人 29人 99人	163 37 78 48	30 1 11 18	5 — 2 3	22 1 7 14	3 — 2 1	7 3 1 3	— — — —	1 1 — —	3 1 1 1	3 1 — 2
大 阪	印 刷 業	計 1 10 30 9人 29人 99人	104 37 46 21	2 — — 2	1 — — 1	1 — — 1	— — — —	38 9 22 7	7 — 5 2	2 1 1 —	23 5 13 5	6 3 3 —
東 京	製 本 業	計 1 10 30 9人 29人 99人	91 18 51 22	27 4 13 10	8 3 4 1	16 1 6 9	3 — 3 —	3 — 2 1	— — — —	— — — —	1 — 1 —	2 — 1 1
大 阪	製 本 業	計 1 10 30 9人 29人 99人	45 14 21 10	4 2 1 1	1 1 — —	2 1 1 —	1 — — 1	13 3 5 4	2 1 1 —	4 — 2 2	7 2 3 2	— — — —
東 京	印 刷 製 本 業	計 1 10 30 9人 29人 99人	7 — 3 4	2 — — 2	— — — —	1 — — 1	1 — — 1	1 — — 1	— — — —	— — — —	1 — — 1	— — — —
大 阪	印 刷 製 本 業	計 1 10 30 9人 29人 99人	1 — — 1	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —

別 初 任 給 (事 業 場)

計	月 給 の も の											
	2,000円 以下	2,000円 ～ 3,000円	3,000円 ～ 3,500円	3,500円 ～ 4,000円	4,000円 ～ 4,500円	4,500円 ～ 5,000円	5,000円 ～ 5,500円	5,500円 ～ 6,000円	6,000円 ～ 6,500円	6,500円 ～ 7,000円	7,000円 ～ 7,500円	7,500円を 超えるもの
284	30	15	5	5	7	23	34	87	35	28	5	10
84	9	3	1	—	1	10	8	26	10	13	1	2
143	18	10	4	5	2	9	14	45	15	11	2	8
57	3	2	—	—	4	4	12	16	10	4	2	—
191	13	11	2	1	6	13	25	56	23	26	5	10
47	1	2	1	—	1	5	4	13	6	11	1	2
105	11	7	1	1	2	6	10	36	10	11	2	8
39	1	2	—	—	3	2	11	7	7	4	2	—
93	17	4	3	4	1	10	9	31	12	2	—	—
37	8	1	—	—	—	5	4	13	4	2	—	—
38	7	3	3	4	—	3	4	9	5	—	—	—
18	2	—	—	—	1	2	1	9	3	—	—	—
190	21	3	4	2	6	20	27	60	21	17	2	7
61	6	2	—	—	1	9	8	21	5	6	1	2
90	13	—	4	2	1	9	8	29	10	8	1	5
39	2	1	—	—	4	2	11	10	6	3	—	—
89	9	12	1	3	1	2	6	25	13	11	3	3
23	3	1	1	—	—	1	—	5	5	7	—	—
50	5	10	—	3	1	—	5	15	4	3	1	3
16	1	1	—	—	—	1	1	5	4	1	2	—
5	—	—	—	—	—	1	1	2	1	—	—	—
3	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—
2	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—
126	8	3	1	1	5	12	21	38	12	16	2	7
33	—	2	—	—	1	5	4	10	3	5	1	2
66	8	—	1	1	1	6	6	23	6	8	1	5
27	—	1	—	—	3	1	11	5	3	3	—	—
64	13	—	3	1	1	8	6	22	9	1	—	—
28	6	—	—	—	—	4	4	11	2	1	—	—
24	5	—	3	1	—	3	2	6	4	—	—	—
12	2	—	—	—	1	1	—	5	3	—	—	—
61	5	8	1	—	1	1	3	16	10	10	3	3
14	1	—	1	—	—	—	—	3	3	6	—	—
36	3	7	—	—	1	—	3	12	3	3	1	3
11	1	1	—	—	—	1	—	1	4	1	2	—
28	4	4	—	3	—	1	3	9	3	1	—	—
9	2	1	—	—	—	1	—	2	2	1	—	—
14	2	3	—	3	—	—	2	3	1	—	—	—
5	—	—	—	—	—	—	1	4	—	—	—	—
4	—	—	—	—	—	—	1	2	1	—	—	—
3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—
1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—
1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—

他産業より低くはなく、われわれの調査対象となった事業場における現在の初任給の平均的水準は、^(注)賃金層別の分布の状況から推して月額にして5,000～6,500円程度、時間給にして20～25円程度、日給では180～200円程度とみられる。

〔注〕 32年9月の労働省労働統計調査部「給与制度特別調査結果概要」から中卒者の初任給をみると、30～99人規模の印刷・出版及び類似産業事業場の平均初任給額は4,680円で、同規模の製造業総数の4,675円よりわずかながら上廻っていた。

初任給の形態別にみて、時間給のもの65事業場のうち、64.6%の事業場では21～25円のものであった。20円以下の低賃金と思われる事業場も23.1%あり、25円を超えている事業場は12.3%にすぎない。

分布状況をみると、業種別では、低賃金層の分布が、印刷業より製本業に厚く、規模別では規模が大きくなるにつれて、平均層以上のものが多くなっている。

かかる業種、規模間の相違した傾向は、日給制の事業場についても大体一致している。

日給の場合も平均的な初任給と目される181～200円層の事業場が比較的多く、全体の56.5%占めており、180円以下が25.8%、200円を超える事業場は17.7%である。

なお、東京では日給制の事業場はわずか11事業場であるが、大阪の日給制の事業場とくらべて、初任給は高い。

月給制の事業場は284ある。初任給額の階層別分布状況は、5,001～6,500円の事業場が156事業場で、全体の54.9%を占めている。6,500円を超える事業場は、43事業場で15.1%であった。この中には7,500円を超えている事業場も10あった。5,000円以下の事業場は85事業場で、29.9%であるが、中でも低賃金層の3,500円以下の事業場が50事業場(17.6%)ある。

なお、初任給月額2,000円以下のものが30事業場と全体の1割以上あるが、この中には住込者の食費を控除した手取月額を回答したものがあるのではないと思われる。

業種別にみると、6,500円を超える事業場は、印刷業では13.7%、製本業では19.1%と、いわば高額の階層は比較的に製本業に多かった。しかし、5,000円を超えるものと以下のものとに分けてみると、5,000円を超える事業場が印刷業では70.5%であるのに対し、製本業では66.3%である。5,000円以下の事業場は当然製本業に比較的多いということになる。特に3,000円以下の低額層の事業場が製本業に非常に多く約2割5分も占めており、同業種の事業場間の初任給格差が著しいことを物語っている。

規模別では5,000円を超える初任給の事業場の比率が、9人以下規模では71.4%、10～29人規模では66.4%、30～99人規模では77.2%で、9人以下の零細規模よりも10～29人規模の事業場の方がむしろ低賃金であるがごとくあらわれている。しかし、零細規模事業場では労働時間がより長く、また後にふれるが、時間外労働に対する手当に相当の含みがあること等を考慮すると、必ずしも10～29人規模より高賃金であるとは断じ難い。

同一規模の事業場間の初任給額の格差は大規模の事業場間では少く、小さい規模の事業場間のそれが大きくなっている。

東京と大阪とを比較すると、東京の方が初任給額は高いようである。

ところで、各形態別の初任給を統一して、低賃金と思われるもの(月給で5,000円以下、日給で180

円以下、時給で20円以下)を合計すると、116事業場で全体の28.2%、平均的水準以上と思われるものは296事業場で71.8%となる。特に低賃金と覚しき、時給で20円以下、日給で150円以下、月給で3,500円以下のものを合すると74事業場で全事業場の17%占めている。(第35表)

(二) 昇給制度

昇給制度のある事業場は297で全体の72.2%である。この場合の昇給制度とは、就業規則その他によって規制化されたものであるから、少数ではないと思われる。

297事業場のうち年1回昇給の事業場は119事業場(40.1%)、年2回昇給のものが171事業場(57.6%)、不明が7事業場あった。業種別では、印刷業で69.3%に、製本業で77.3%に昇給制度があり、製本業の方が昇給制度を設けている事業場の比率は高い。印刷製本兼業では87.5%であった。

規模別には、規模が大きくなるに従って、昇給制度のある事業場の割合が大きくなっている。

昇給回数は、印刷、製本業とも年2回のものが増えており、特に30～99人規模で多くなっているのが目立つ。(第36表)

第36表 業種別、規模別昇給制度の状況(事業場)

業種	規 模			調 査 事業場数	昇 給 回 数 別 事 業 場 数				昇給制度 なし
					計	年 1 回	年 2 回	不 詳	
合 計	計	～	9人	411	297	119	171	7	114
	1	～	9人	106	67	28	37	2	39
	10	～	29人	199	140	66	72	2	59
	30	～	99人	106	90	25	62	3	16
印 刷 業	計	～	9人	267	185	79	100	6	82
	1	～	9人	74	41	17	22	2	33
	10	～	29人	124	85	41	42	2	39
	30	～	99人	69	59	21	36	2	10
製 本 業	計	～	9人	136	105	39	65	1	31
	1	～	9人	32	26	11	15	—	6
	10	～	29人	72	53	24	29	—	19
	30	～	99人	32	26	4	21	1	6
印 製 本 業	計	～	9人	8	7	1	6	—	1
	1	～	9人	—	—	—	—	—	—
	10	～	29人	3	2	1	1	—	1
	30	～	99人	5	5	—	5	—	—

(四) 割増賃金

時間外労働または休日労働のある事業場数及びそれに従事している年少労働者数についてはすでに述べた。そこでは、調査総事業場の96.4%(396事業場)、調査総年少労働者の72.4%(522人)のものに時間外労働、休日労働があったのであるが、これらの時間外労働、休日労働に対する手当の支給及び受給の状況を述べてみよう。

まず事業場調査結果によると、時間外ないし休日労働のある396事業場のうち、93.9%を占める372事業場においては、手当として賃金が支払われている。残りの24事業場(6.1%)では手当が支払われていない。

労働基準法では、実労働8時間を超えて行われた時間外労働、及び休日労働に対しては、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならないこととなっているが、この法定率によって割増賃金を支給している事業場は 206 (52%) であった。

また法定率を超える割増賃金を支払っている事業場が 111 で28%の多きにのぼっており、これら両者を合すると 316 事業場で79.8%となる。

他方法定率以下の一定額を支給している事業場は 29 (7.3%)、不定額を支給するものが26事業場(6.6%)となっている。これらに全然支給しない24事業場を加えると、79事業場で、全体の約2割の事業場は労基法第37条に抵触していることになる。

不支給とか支給しても額が不定であったり、法定率を下回る割増賃金しか支給していない事業場は、

第37表 業種別、規模別割増賃金及び深夜手当支給状況(事業場)

	業 種	規 模	調 査 事業場	時間外労働の ある 事業場	割 増 賃 金 の 支 給 状 況								時間外 (深夜)労働 のない 事業場
					法定率を超えるもの			法定率	一定額	不定額	不支給		
					10割増	5割増	3割増						
時間外 (休日)労働	合 計	計 9人	411	396	2	41	68	206	29	26	24	15	
		1 10 30	106	102	—	6	5	48	11	16	16	4	
		1 10 30	199	188	1	18	36	101	16	9	7	11	
		1 10 30	106	106	1	17	27	57	2	1	1	—	
	印 刷 業	計 9人	267	259	2	31	43	129	17	18	19	8	
		1 10 30	74	72	—	5	4	31	7	12	13	2	
		1 10 30	124	118	1	12	21	65	9	5	5	6	
		1 10 30	69	69	1	14	18	33	1	1	1	—	
	製 本 業	計 9人	136	129	—	9	23	73	11	8	5	7	
		1 10 30	32	30	—	1	1	17	4	4	3	2	
		1 10 30	72	67	—	5	15	35	6	4	2	5	
		1 10 30	32	32	—	3	7	21	1	—	—	—	
	印 刷 製 本 業	計 9人	8	8	—	1	2	4	1	—	—	—	
		1 10 30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		1 10 30	3	3	—	1	—	1	1	—	—	—	
		1 10 30	5	5	—	—	2	3	—	—	—	—	
深夜業	合 計	計 9人	411	242	19	10	7	121	18	13	54	169	
		1 10 30	106	53	—	—	—	12	9	7	25	53	
		1 10 30	199	114	7	5	2	62	8	6	24	85	
		1 10 30	106	75	12	5	5	47	1	—	5	31	
	印 刷 業	計 9人	267	156	15	1	2	90	14	6	28	111	
		1 10 30	74	38	—	—	—	9	7	4	18	36	
		1 10 30	124	68	4	—	1	47	7	2	7	56	
		1 10 30	69	50	11	1	1	34	—	—	3	19	
	製 本 業	計 9人	136	83	4	8	5	29	4	7	26	53	
		1 10 30	32	15	—	—	—	3	2	3	7	17	
		1 10 30	72	46	3	5	1	15	1	4	17	26	
		1 10 30	32	22	1	3	4	11	1	—	2	10	
	印 刷 製 本 業	計 9人	8	3	—	1	—	2	—	—	—	5	
		1 10 30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		1 10 30	3	—	—	—	—	—	—	—	—	3	
		1 10 30	5	3	—	1	—	2	—	—	—	2	

(注) 1) 一定額というのは法定率を下回った一定額を支給しているものである。

2) 深夜業の法定率を超えるもの欄の10割増、5割増、3割増は、法定率5割増をさらに超えている割増率である。

規模の小さい程多くなっているのであるが、具体的には、これらのものは9人以下規模では43事業場(42.1%)、10～29人規模では32事業場(17%)、30～99人規模では4事業場(3.8%)となっており、規模間の格差が明瞭にあらわれている。法定率以上を割増賃金として支給している事業場の規模別の比率は上記の場合と逆になるわけであるが、法定率を超える額の支給をしている事業場をとっても、規模別の比率は、規模の大きい方から順に、42.5%、29.3%、10.8%となっている。

業種別にみると、法定率以上の割増賃金を支給している事業場の割合は、印刷業の79.2%(205事業場)に対し、製本業は81.4%(105事業場)で、より高率になっている。印刷製本兼業では87.5%(7事業場)であった。

深夜業を行う事業場は242事業場ある。この場合、深夜業とは、午後10時以降午前5時までの深夜の労働をいう。この間の労働には法定で2割5分以上の手当を支払わねばならぬが、したがって、時間外労働が深夜に及ぶと5割以上の割増賃金を支払わねばならぬことになる。ところで、法定率以上の割増賃金を支給する事業場は157事業場(64.9%)で、法定率を上回る額を支給している事業場は36で、14.9%を占め、時間外労働の場合程ではないが相当多数に及んでいる。特に法定率より10割も高い手当を支払う事業場が19もあることは注目に値する。

深夜業に対して手当を支給しない事業場は54(22.3%)あった。また法定率以下のもの18事業場、不定額のもの13事業場で、不支給の事業場を合算すると85事業場で、全体の35.1%に及ぶ。

時間外労働の場合と同様に、法定率以下とか、不定額とか不支給の事業場の割合は規模が小さい程大きくなっている。すなわち、9人以下規模では77.4%(41事業場)、10～29人規模では33.3%(38事業場)、30～99人規模では8%(6事業場)となっている。これを業種別にみると、印刷業では30.8%(48事業場)、製本業では44.5%(37事業場)と時間外労働の場合とは逆に製本業で悪い状況を呈している。

全体的に深夜業の割増賃金が時間外ないし休日労働の割増賃金支給状況より悪くなっていることは理由が明確ではないが、注目に値する現象である。

以上、割増賃金の支給状況をみたが、概括的にいえる特徴点は、小規模事業場において法定以下のものや不支給が多く、その反面、規模が大きくなるに従って法定率を上回る割増賃金を支給している事業場が多いことである。割増賃金の支給状況が、零細ないし中小企業において悪いということは、他産業においても一般的にみられる現象と思われるが、印刷、製本業において法定率を超える割増賃金を支払う事業場が意外に多いということは、この産業における特殊現象といえよう。これは、この産業特有の業界全般に現れる繁忙期があり、一時的現象として技能労働力の需要が供給を上回り、企業によっては割増賃金の増額という好条件によって、技能水準の高い労働者を獲得せざるを得ない場合があり(これが「渡り職人」の存在基盤でもある)一部の企業では常時的に割増率が高水準に保つことになったものと思われる。しかしこの反面には時間給という繁閑差の著しい業態に適応した賃金形態があるのである。

年少労働者個人については、現金によるものと、現物によるものとわけて早出、残業の手当のある、なしを調査した(現金による手当の正確な数字を年少者からとることには非常な誤差が生ずる

ことが予想され、また狭義の賃金とは解し難いものがあるため額については調査しなかった)。

これによると、早出、残業等の時間外労働のある年少者は522人で、このうち現金または夜食等の手当のあるものは461人(88.3%)で、残りの51人(9.8%)はなんらの手当も受けていない。現金、夜食の両方を支給されているものは183人で全体の35.1%、現金手当のみを受けているものは168人(32.1%)、夜食のみのものが110人(21.1%)である。

現金による手当の額が不明であるので、それが法定率以上のものであるかどうかはわからないが、一応現金による手当の方が現物による手当より進歩したものと考えてよいであろう。特に夜食のような現物は他に転売する手段がなく、これを手当として支給する場合、いわば恩恵的なものとして取扱われている場合が往々にしてみられる。このような見地から夜食のみの受給者は労働に応じた対価を不当に据置かれる劣悪な手当のものとみてもよいであろう。

そこで夜食のみを受けているものと、全然手当のないものとを合算すると161人で全体の30.9%のほり、この比率は規模の小さい事業場の年少労働者ほど高くなっている。これを業種に分けると、印刷業で33.5%、製本業で28.5%、印刷製本兼業で12.5%と印刷業が製本業より劣悪な状況を呈している。(第38表)

第38表 早出、残業手当等の受給状況(個人)

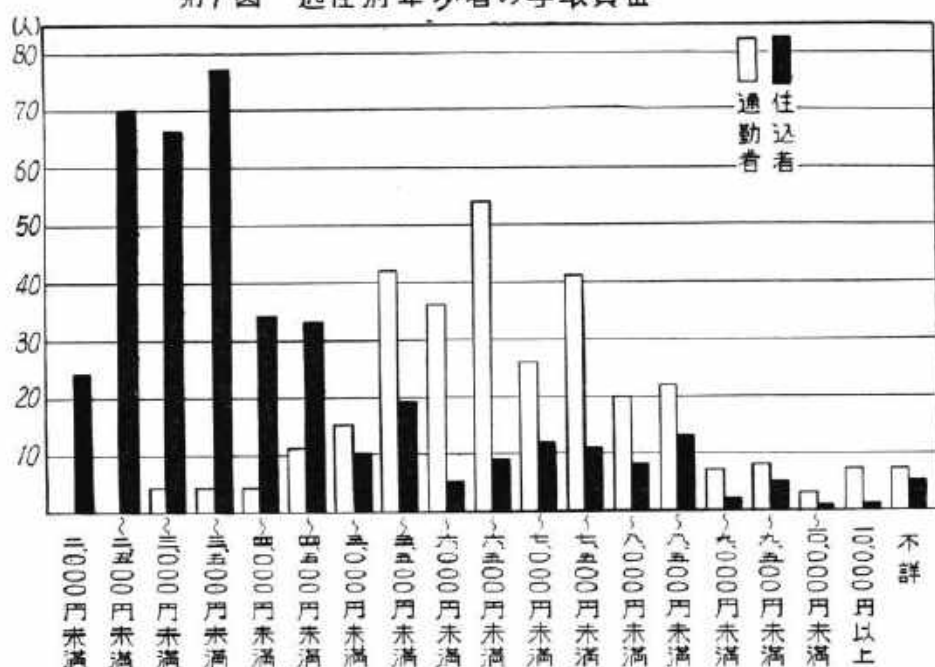
業種	規 模	早出残業の ある年少 労働者数	手当を受給 してるもの	受 給 状 況				不受給者	不 明
				現 金	夜 食	現 夜	金 食		
合 計	計	522	461	168	110		183	51	10
	1 ～ 9人	121	97	21	33		43	22	2
	10 ～ 29人	245	217	86	49		82	20	8
	30 ～ 99人	156	147	61	28		58	9	—
印 刷 業	計	275	256	115	66		75	33	6
	1 ～ 9人	71	52	16	13		23	18	1
	10 ～ 29人	134	122	60	29		33	7	5
	30 ～ 99人	90	82	39	24		19	8	—
製 本 業	計	211	191	43	44		104	16	4
	1 ～ 9人	50	45	5	20		20	4	1
	10 ～ 29人	106	91	22	20		49	12	3
	30 ～ 99人	55	55	16	4		35	—	—
印 製 本 業	計	16	14	10	—		4	2	—
	1 ～ 9人	—	—	—	—		—	—	—
	10 ～ 29人	5	4	4	—		—	1	—
	30 ～ 99人	11	10	6	—		4	1	—

(c) 手取賃金

年少労働者の1カ月の手取賃金(設問は、「先月の手取賃金はいくらでしたか」となっている)は、通勤者と住込者で非常に異なるので、分けて集計した。

まず、通勤者についてみよう。賃金階層別の分布状況を見ると、第7図のごとく5,000円以上7,500円までの階層に密集しており、最も多いのは6,000～6,500円未満の層で54人(17.4%)いる。ここを頂点としてはほぼ両翼に裾形を描いているが、通勤者の手取額としては低額と思われる5,000円未満のものが38人(12.2%)おり、その中に4,000円未満のものは12人、特に極端な低賃金と思われる3,000

第7図 通住別年少者の手取賃金



円未満のものも4人いた。他方10,000円以上の高額所得のものが7人いる。

階層別の分布状況に関する限り業種、規模間ではさほど差異がみられない。しかし1人当たりの平均手取賃金をみると、説明を要する点が若干ある。

すなわち、通勤者311人から手取賃金の不明な人を除いたものの平均手取賃金は6,403円となっている。これを業種計の規模別でみると、9人以下規模では6,231円、10～29人規模では6,593円、30～99人規模では6,315円となっている。手取賃金には、皆勤手当、扶養手当、通勤手当、残業手当等が加算され、他方、保険料、積立貯金、一部では昼食費等が控除されるといったように個人によって、またその月によって異なった金額が加減される。したがって手取賃金から規模間ないし、業種間の一般的な賃金水準を正確に把握することは困難であることを考慮に入れなければならない。だが、時間外労働時間の最も多い10～29人規模のものが、最も多い手取賃金を得ているということ、労働条件が最も劣悪であると推定された9人以下規模で一番低手取賃金であったということは一応首肯できよう。

ところで、業種別にみると、印刷業が製本業よりさらに印刷製本兼業がより高い手取賃金となっていることは、いままでの諸資料から一応納得できるが、印刷業、製本業のそれぞれの規模間の平均手取賃金の相違は複雑な現われ方をしている。

印刷業では、10～29人規模の年少者が30～99人規模の年少者より高い手取賃金を受け取っている。ところが月間の延時間外労働時間は30～99人に規模のものが長時間に及んでおり、これのみでは説明できない。そこで時間外労働をしている年少者の比率をみると、10～29人規模のものが高率になっており、恐らくはこの点が相当影響しているものと考えられる。

第 39 表 通、住別年少労働

通 住 別	業 種	規 模	調 査 年少労働者数	一 力 月							
				2,000 円未満	2,500 円未満	3,000 円未満	3,500 円未満	4,000 円未満	4,500 円未満	5,000 円未満	5,500 円未満
通 勤 者	合 計	計	311	—	—	4	4	4	11	15	42
		1 ～ 9人	55	—	—	2	2	—	—	2	7
		10 ～ 29人	115	—	—	—	—	3	5	4	18
		30 ～ 99人	141	—	—	2	2	1	6	9	17
	印刷業	計	218	—	—	2	2	1	6	10	30
		1 ～ 9人	36	—	—	2	1	—	—	2	6
		10 ～ 29人	90	—	—	—	—	1	4	3	13
		30 ～ 99人	92	—	—	—	1	—	2	5	11
	製本業	計	81	—	—	1	1	3	5	4	12
		1 ～ 9人	19	—	—	—	1	—	—	—	4
		10 ～ 29人	25	—	—	—	—	2	1	1	2
		30 ～ 99人	37	—	—	1	—	1	4	3	6
	印刷 製本業	計	12	—	—	1	1	—	—	1	—
		1 ～ 9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		10 ～ 29人	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		30 ～ 99人	12	—	—	1	1	—	—	1	—
住 込 者	合 計	計	410	34	70	66	77	34	33	10	19
		1 ～ 9人	112	12	17	21	25	8	9	2	5
		10 ～ 29人	198	19	35	32	37	12	16	5	7
		30 ～ 99人	100	3	18	13	15	14	8	3	7
	印刷業	計	223	23	40	29	32	20	16	9	14
		1 ～ 9人	69	9	12	15	11	2	6	2	5
		10 ～ 29人	99	12	14	10	17	7	7	4	5
		30 ～ 99人	55	2	14	4	4	11	3	3	4
	製本業	計	177	11	30	36	44	14	15	1	4
		1 ～ 9人	43	3	5	6	14	6	3	—	—
		10 ～ 29人	94	7	21	21	19	5	7	1	1
		30 ～ 99人	40	1	4	9	11	3	5	—	3
	印刷 製本業	計	10	—	—	1	1	—	2	—	1
		1 ～ 9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		10 ～ 29人	5	—	—	1	1	—	2	—	1
		30 ～ 99人	5	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 平均賃金は不明のものを除いた平均である。

製本業では、平均手取賃金額は規模が小なる程多くなり、われわれの既述の分析から予想されるものと全く反する結果がでている。すなわち、時間外労働をしている年少者の比率や、それらのものの1人当月間延時間外労働時間から、10～29人規模のものが、30～99人規模のものより相当多い残業手当を得ているであろうことは推察されるが、9人以下の零細規模の年少者がより大きい規模の年少者より、より多い手取賃金を取得していることの説明は不可能である。したがって、他に資料を求める以外にない。そこで、賃金に影響度の高い勤続年数別の年少者労働者数をみると(第12表)、勤続1年以上の年少者の割合が、9人以下規模で50%、10～29人規模で42.9%、30～99人規模で48.1%となっており、この点から他の諸要因を度外視するならば、9人以下規模の基本賃金の平均は、他の規模のものよりいくらかが高くなると類推される。なお、小規模事業場においては、大規模事業場におけるよりも、通勤年少者の時間外労働への従事率が高く、このこともある程度反映しているのではない

者の 1 カ月手取賃金（個人）

手 取 賃 金 別											平均 賃 金 (円)
～ 6,000 円未満	～ 6,500 円未満	～ 7,000 円未満	～ 7,500 円未満	～ 8,000 円未満	～ 8,500 円未満	～ 9,000 円未満	～ 9,500 円未満	～ 10,000 円未満	10,000 円以上	不 明	
36	54	26	41	20	22	7	8	3	7	7	6,403
7	14	2	7	3	3	—	3	—	1	2	6,231
9	19	7	16	7	12	5	3	—	4	3	6,593
20	21	17	18	10	7	2	2	3	2	2	6,315
31	43	16	23	16	15	6	6	—	6	5	6,454
6	12	1	2	2	1	—	1	—	1	2	6,012
6	15	7	10	6	10	4	3	—	3	2	6,645
19	16	8	11	8	4	2	2	—	2	1	6,436
5	10	5	18	4	6	1	2	1	1	2	6,254
1	2	1	5	1	2	—	2	—	—	—	6,623
3	4	—	6	1	2	1	—	—	1	1	6,404
1	4	4	7	2	2	—	—	1	—	1	5,959
—	1	5	—	—	1	—	—	2	—	—	6,470
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	1	5	—	—	1	—	—	2	—	—	6,470
5	9	7	11	8	13	2	5	1	1	5	3,582
2	1	1	3	2	2	—	—	—	—	2	3,233
3	6	5	7	2	4	1	4	—	1	2	3,565
—	2	1	1	4	7	1	1	1	—	1	4,005
3	5	6	6	4	7	2	3	—	1	3	3,671
1	1	—	2	1	1	—	—	—	—	1	3,173
2	4	5	3	2	1	1	2	—	1	2	3,832
—	—	1	1	1	5	1	1	—	—	—	4,001
2	4	1	5	2	4	—	2	—	—	2	3,836
1	—	1	1	1	1	—	—	—	—	1	3,329
1	2	—	4	—	3	—	2	—	—	—	3,262
—	2	—	—	1	—	—	—	—	—	1	3,473
—	—	—	—	2	2	—	—	1	—	—	5,945
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,700
—	—	—	—	2	2	—	—	1	—	—	5,190

かという予想も立つが、これについても資料がないので、推察にとどめる外ない。

つぎに、住込年少者についてみると、第7図に示したように2,000～3,500円未満階層に約5割のものが集中している。住込者の食費及び居住費については不明であるが、通勤者の場合と比較してみても、食費、居住費は3,000～4,000円程度とみられる。6,000円ないし、7,000円を超えるような高所得のものが相当数に及んでいるが、この中には、賃金支給前に食費、居住費が控除されないものも含んでいるものと思われる。それにしても通勤者で5,000円未満の低所得階層が12.2%であったのに対し、住込者で2,000円未満の低所得者が8.3%（34人）であるということは、住込者が全体的に僅かながら所得水準が通勤者よりも高いように思われるが、これは住込者に時間外労働が多いということの結果ではなからうか。

全体の1人当り平均手取賃金は3,582円で、業種を合計したそれぞれの規模の平均手取賃金は規模

が大きくなる程多くなっており、通勤者の場合とわずかな相違点を示している。すなわち、通勤者では月間延時間外労働の最も多い10～29人規模のものが手取賃金が最も多くなっていたが、住込者ではそうになっていない。これは、住込者が通勤者よりも時間外労働、休日労働は恐らく長時間であろうし、そのため通勤者における程には時間外労働時間の規模間にあらわれる差は大きくないであろうと予想せられること、また、すでにふれたように、事業場規模の小なるにつれて、月給制のものが多く時間外労働に対する割増賃金の支給状況は悪くなっており、したがって、10～29人規模の年少者が30～99人規模のものより長時間の時間外労働に従事してはいるが、それをそのまま手当の面までは反映されていないために、基本賃金の規模間の格差がそのまま手取賃金に現われたものとみるのが至当ではなかろうか。

したがって、業種別にみても、それぞれの業種内の規模間の状況をみても、当然と思われる結果が出ているように思われる。ただここでも製本業の9人以下規模のものが、10～29人規模のものより手取賃金が高くなっているが、通勤者の場合と同様、勤続年数が影響していると思うよりほかない。(第39表)

(ロ) 控除費目

賃金を受取る前に、事業場によって、何らかの理由で現金を控除されている年少者は、624人(86.5%)——全然控除されないものが57人(7.9%)いた。不明のものが40人(5.5%)と相当多数いる。このような、賃金の内訳の不明のものが多いいうことは、中小企業に多くみられる現象ではないかと思われるが、確かに不明のものの割合は小規模のものが高率である。

控除費目別にみると、社会保険料の控除が最も多く436人、つぎに食費(必ずしも住込者のみではなかつた)の329人が多かった。積立貯金として控除されているものも僅かながらいる。その他に労働組合費とか、事業場内の旅行会、クラブ等の費用として控除されているものも71名いた。

注意すべき点は社会保険料を控除されているものが、規模が大きくなる程多くなるということである。これは恐らくは、社会保険の加入率が規模の大きい程高いことの反映とみられよう。(第40表)

第40表 賃金控除費目(個人)

規 模	調査年少 労働者数	控 除 の ある年少 労働者数	控 除 費 目				控除され ないもの	不 明
			食 費	保 険 料	貯 蓄 金	そ の 他		
計	721	624	329	436	35	71	57	40
1 ～ 9人	167	140	89	84	7	11	13	14
10 ～ 29人	313	259	158	160	7	25	32	22
30 ～ 99人	241	225	82	192	21	35	12	4

(注)「控除費目」の数は延数である。

(ハ) 賃金支給状況

事業場の賃金支給状況をみると、20事業場(4.9%)において、過去1年間に1回以上の賃金遅払いがあった。これら20事業場の総延遅払回数は83回で、1事業場当たり約4回にのぼる。

遅払いの理由は、売掛金回収不能というものが多く9事業場、資金繰りが4事業場、営業不振が3事

業場、その他の理由によるものが4事業場となっている。売掛金回収不能という理由によるものが多いのは、発受元である出版社の多くのものが、不安定な経営状態にあることの反映であろう。他方、この産業の受注の大部分が加工賃を対象としていることを考えると、資金繰りを理由とするものがあるということは、さきの売掛金回収不能の理由によるものも含めて、企業の資本蓄積が少いことを物語るものといえよう。

規模別にみると、さすがに30～99人規模の事業場では、遅払のあった事業場は極めて少い。種業別にはさほど異った傾向はみられない。(第41表)

第41表 業種別、規模別資金支給状況(事業場)

業 種	規 模	調 査 事業場数	遅払なし	遅払あり	遅 払 の 理 由					延 滞 払 回 数
					売 掛 金 回収不能	営 業 不振	資金繰 り困難	その他		
合 計	計	411	391	20	9	3	4	4	83	
	1 ～ 9人	106	100	6	3	1	—	2	24	
	10 ～ 29人	177	177	12	4	2	4	2	55	
	30 ～ 99人	106	104	2	2	—	—	—	4	
印 刷 業	計	267	254	13	5	3	2	3	58	
	1 ～ 9人	74	70	4	1	1	—	2	20	
	10 ～ 29人	124	116	8	3	2	2	1	36	
	30 ～ 99人	69	68	1	1	—	—	—	2	
製 本 業	計	136	129	7	4	—	2	1	25	
	1 ～ 9人	32	30	2	2	—	—	—	4	
	10 ～ 29人	72	68	4	1	—	2	1	19	
	30 ～ 99人	32	31	1	1	—	—	—	2	
印 刷 製 本 業	計	8	8	—	—	—	—	—	—	
	1 ～ 9人	—	—	—	—	—	—	—	—	
	10 ～ 29人	3	3	—	—	—	—	—	—	
	30 ～ 99人	5	5	—	—	—	—	—	—	

年少労働者の場合、第34表にあるように遅払のあったことのあるものは27人(3.7%)で、その全部が印刷業のものであり、さらに、そのうちの25人が10～29人規模のものであった。

事業場にくらべて少いのは、賃金水準の低い年少者には事業主が遅払いをなるべく避けるためである。

(9) 賞 与

賞与を支給している事業場は379(92.2%)であった。そのうちの8割以上が年2回支給している。

年間を通じての賞与の支給額はまちまちであるが、大別して、賃金の1ヶ月以下のものが247事業場で6割5分を占め、1ヵ月分以上のものが78事業場と約2割である。残りの54事業場は、支給額が不定であるとか、不明であるものである。半月分以下の中にはもち代程度というものも相当あった。

支給する事業場の割合をみると、規模が大きい程高くなっていることがわかる。業種間には特筆すべき差異はない。(第42表)

なお、上記の状況はそれぞれの事業場における一般的な賞与についてであり、勤続年数の少い、技能水準の低い年少労働者にも必ずしも上記のような賞与が支給されているとは限らない。

第42表 業種別、規模別賞与の支給状況（事業場）

業 種	規 模	調査事 業場数	支給す る事業 場数	一年間の回数		支 給 額					支給し ない事 業場数
				1 回	2 回	賃金の半 月分以下	～1月分 以下	～2月分 以下	2月分を 超えるもの	不 詳	
合 計	計	411	379	61	318	108	139	67	11	54	32
	1～9人	106	93	27	66	28	36	12	3	14	13
	10～29人	199	185	23	162	58	64	28	5	30	14
	30～99人	106	101	11	90	22	39	27	3	10	5
印 刷 業	計	267	246	33	213	60	98	52	8	28	21
	1～9人	74	65	14	51	18	27	9	3	8	9
	10～29人	124	115	14	101	32	44	22	3	14	9
	30～99人	69	66	5	61	10	27	21	2	6	3
製 本 業	計	136	125	28	97	46	37	14	3	25	11
	1～9人	32	28	13	15	10	9	3	—	6	4
	10～29人	72	67	9	58	25	18	6	2	16	5
	30～99人	32	30	6	24	11	10	5	1	3	2
印製 本 刷業	計	8	8	—	8	2	4	1	—	1	—
	1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10～29人	3	3	—	3	1	2	—	—	—	—
	30～99人	5	5	—	5	1	2	1	—	1	—

（注）支給額の不詳の中には支給額不定のものも含まれる。

4. 労働契約

これまで、事業場及びそこに働く年少者に具体的にあらわれている労働条件の主要なものについて述べてきた。

ところで、入職するものは必ず事業主と労働契約を結ぶのであるが、その際、労働基準法では、使用者は必ず労働条件を明示しなければならず（ただし労働基準法に定める基準に達しないものについては無効となる）、また、1年以内の契約期間を設けることはできることとなっている。したがって、労働契約は、これまで述べてきた具体的な労働条件の根拠となるものといえる。以下に契約期間と労働条件にわけて労働契約の内容をあげ、さらに現実との相違について述べよう。

（1）契約期間

個人調査結果によると、雇入れの際に、契約期間を約されたものは14人である。これは、調査年少労働者の約2%に当る。ところで、1名を除いて他の13名は契約期間が2年以上になっている。当然1年を超える期間については無効の契約となるわけである。これらの契約が正式な文書によるものか、単なる口約束であるものか、また年少労働者の任意の意思によってなされたものであるかは不明

第43表 契約期間（個人）

規 模	契約期間の ある年少者	契 約 期 間			
		1 年 以 下	～3 年 以下	～5 年 以下	5 年 を 超えるもの
計	14	1	5	7	1
1 ～ 9人	3	—	1	2	—
10 ～ 29人	10	1	3	5	1
30 ～ 99人	1	—	1	—	—

である。ただ、契約期間のある殆どどの年少者が、事業主の縁故者であることから、5年、極端な例では10年といった長期の契約が結ばれ、その条件として、これら年少者の将来における独立営業に対する援助とか、「のれんわけ」といった約束がなされているものと思われる。(第43表)

契約違反に対する違約金を設定しているもの、また、事業主からの前借金の返済のために契約期間を設けた、という例は認められなかった。

(2) 労働条件の明示状況

雇入の際、または雇入後に労働条件を明示された年少者は516人(71.2%)である。明示されていないものが200人(27.7%)で、残りの5人は不明である。

ここに調査した労働条件は、賃金、労働時間、休日、仕事の内容の4項目であるが、この4項目全部を明示されたものは376人で、調査総年少労働者の52.1%であった。

それぞれの項目に分けて明示されたものの延数を示すと、賃金について明示されたものが474人(65.7%)、労働時間が429人(59.2%)、休日が451人(62.6%)、仕事の内容が445人(61.7%)となっており、労働時間の明示率が最も低く、より多くの事業主が労働時間については曖昧にしていることが看取される。

仕事の内容、ないしは、休日のみについて明示されたものが僅かづついるが、これらは、何らの明示がなかったものと大差ない。

第44表 業種別、規模別労働条件の明示状況(個人)

業 種	規 模	調 査 年 少 者 数	明 つ 示 た の も の あ	明 示 事 項																明 つ 示 の な か	不 詳
				賃 金 の 内 容 時 間 仕 事 容	休 日 の 内 容 休 日 仕 事 容	賃 金 の 内 容 休 日 仕 事 容	賃 金 の 内 容 休 日 仕 事 容	賃 金 の 内 容 休 日 仕 事 容	賃 金 の 内 容 休 日 仕 事 容	賃 金 の 内 容 休 日 仕 事 容	賃 金 の 内 容 休 日 仕 事 容	賃 金 の 内 容 休 日 仕 事 容	賃 金 の 内 容 休 日 仕 事 容	賃 金 の 内 容 休 日 仕 事 容	賃 金 の 内 容 休 日 仕 事 容	賃 金 の 内 容 休 日 仕 事 容	賃 金 の 内 容 休 日 仕 事 容	賃 金 の 内 容 休 日 仕 事 容			
合 計	計	721	516	376	17	13	10	10	14	26	15	2	1	13	5	6	8	200	5		
	1～9人	167	108	81	2	2	2	3	2	6	3	1	—	4	1	1	—	56	3		
	10～29人	313	223	153	3	8	5	5	11	15	6	1	—	7	3	2	4	90	—		
	30～99人	241	185	142	12	3	3	2	1	5	6	—	1	2	1	3	4	54	2		
印 刷 業	計	441	312	236	7	6	7	4	6	13	12	1	1	8	3	4	4	126	3		
	1～9人	105	69	53	1	1	1	1	1	3	3	1	—	3	—	1	—	34	2		
	10～29人	189	128	91	—	3	3	3	5	7	5	—	—	5	2	1	3	61	—		
	30～99人	147	115	92	6	2	3	—	—	3	4	—	1	—	1	2	1	31	1		
製 本 業	計	258	190	131	8	7	3	6	7	13	2	1	—	5	2	2	3	66	2		
	1～9人	62	39	28	1	1	1	2	1	3	—	—	—	1	1	—	—	22	1		
	10～29人	119	92	61	2	5	2	2	5	8	1	1	—	2	1	1	1	27	—		
	30～99人	77	59	42	5	1	—	2	1	2	1	—	—	2	—	1	2	17	1		
印 製 本 業	計	22	14	9	2	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	1	8	—		
	1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	10～29人	5	3	1	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—		
	30～99人	17	11	8	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	6	—		

事業場の規模別に、一つ以上の項目について明示のあった年少者の比率をみると、規模が大になる程高く、予想された結果があらわれている。業種別では、印刷業より製本業の方が高い比率を示していた。(第44表)

労働条件の明示状況は以上のごとくであるが、明示された労働条件が年少者に対して遵守されてい

るかどうかをみてみよう。

労働条件を明示された516人の年少者の85.8%を占める443人は守られていると答えている。他の73人(14.2%)のものは、大かれ少なかれ明示された労働条件と、実際の労働条件との間に相違があったものである。

相違した項目別では、明示の最も少なかった労働時間が23人で最も多く、あとは賃金が18人に、休日が15人に、仕事の内容が6人に、というように、明示の多かった項目順になっている。なお相違内容の不明のものが15人いた。規模別では、10～29人規模で相違していたものの比率が他の規模より僅か高くなっている。

業種別にみると、相違していたと答えた年少者が製本業において、比率においても、絶対数においても印刷業より多くなっており、労働時間の相違が他の項目より圧倒的に多くなっていることは注目すべきである。(第45表)

第45表 明示労働条件の相違の有無(個人)

業 種	規 模	労働条件を明示されたもの	明示労働条件の相違のあったもの	相 違 の 内 容					明示労働条件の相違のないもの
				賃 金	労働時間	休 日	仕事の内容	不 明	
合 計	計	516	73	18	23	15	6	15	443
	1 ～ 9人	108	14	—	5	3	—	8	94
	10 ～ 29人	223	34	9	9	8	2	7	189
	30 ～ 99人	185	25	9	9	4	4	—	160
印 刷 業	計	312	33	9	8	9	3	6	279
	1 ～ 9人	69	7	—	3	3	—	2	62
	10 ～ 29人	128	16	4	3	4	1	4	112
	30 ～ 99人	115	10	5	2	2	2	—	105
製 本 業	計	190	38	7	15	6	3	9	152
	1 ～ 9人	39	7	—	2	—	—	6	32
	10 ～ 29人	92	18	5	6	4	1	3	74
	30 ～ 99人	59	13	2	7	2	2	—	46
印 刷 製 本 業	計	14	2	2	—	—	—	—	12
	1 ～ 9人	—	—	—	—	—	—	—	—
	10 ～ 29人	3	—	—	—	—	—	—	3
	30 ～ 99人	11	2	2	—	—	—	—	9

(注) 1) 「明示労働条件の相違」とは雇入れの際に明示された労働条件と雇用後の実際の労働条件との相違のことである。

2) 「相違の内容」の数字は延数であるので「相違のあったもの」の数と一致しない。

5. 職 場 環 境

つぎに、年少労働者の広範囲な職場環境について、所与の条件、それからうける年少者の感じ等を項目を分けて考察してみよう。

(1) 作 業 環 境

まず、年少者が、かれらが働いている作業場の環境をどう考えているかをみてみよう。

「あなたの作業場はせまくないか」という問いに対して、約6割の431人のものは、「せまくない」と答え、4割を占める290人が「せまい」と回答している。もちろん、これは労働安全衛生規則にあ

る気質の定めによって出されたものではなく、年少者の感じによるものであるので、適格な判断は下しえないが、4割のものがせまいと感じているということは、一般的に中小企業に労働災害が比較的多くなっているということと通ずるものがあるであろう。せまいと答えている年少者は、製本業より印刷業に相対的に多かった。

作業場の整理整頓については、164人(22.7%)のものが「よい」と解答し、461人(63.9%)のものは「普通である」といっている。残りの81人(11.2%)は「やや悪い」もの、15人(2.1%)は「悪い」といっている。ここでも、「やや悪い」とか「悪い」といっているものの比率が製本業より印刷業で高いが、作業の性質が影響しているものと思われる。

採光、照明の状況については、593人(82.2%)のものが「丁度よい」と答え、「明る過ぎる」ものが24人(3.3%)、「暗い」といっているものが104人(14.4%)いた。

印刷業の植字工等においては、採光、照明は、仕事の性格上非常に重要なものであり、したがって「丁度よい」と回答するものが当然印刷業で多くなるものと期待していたが、年少者の感じ方にあらわれた結果は、印刷業、製本業とも殆んど変わらなかった。

第46表 年少労働者の職場環境(個人)

業 種	規 模	調 査 年 少 労働者 数	作業場		整 理 整 頓				採 光 ・ 照 明			機 械 カ バ ー			ほ こ り ガ ス		暑 さ		気分が悪く なったこと	
			せま くない	せま い	よい	普通	やや 悪い	悪い	丁度 よい	明る 過ぎ る	暗い	かか つて いない	かか つて いる	かか つて いない	危険 でない	ひど くない	暑 くない	暑 い	ある	ない
合 計	計	721	431	290	164	461	81	15	593	24	104	281	93	347	187	534	395	326	71	650
	1～9人	167	103	64	47	102	16	2	139	6	21	58	21	88	41	126	84	83	11	156
	10～29人	313	183	130	73	204	29	7	258	15	41	132	39	142	79	234	167	146	24	289
	30～99人	241	145	96	44	155	36	6	196	3	42	91	33	117	67	174	144	97	36	205
印 刷 業	計	441	259	182	102	277	53	9	362	17	62	169	72	200	87	354	235	206	38	403
	1～9人	105	65	40	29	65	11	—	87	5	12	38	19	48	18	87	51	54	8	97
	10～29人	189	106	83	44	120	21	4	160	9	21	91	29	69	36	153	98	91	10	179
	30～99人	147	88	59	29	92	21	5	115	3	29	40	24	83	33	114	86	61	20	127
製 本 業	計	258	158	100	58	171	23	6	212	7	39	106	17	135	94	164	144	114	29	229
	1～9人	62	38	24	18	37	5	2	52	1	9	20	2	40	23	39	33	29	3	59
	10～29人	119	72	47	26	82	8	3	94	6	19	40	9	70	42	77	66	53	13	106
	30～99人	77	48	29	14	52	10	1	66	—	11	46	6	25	29	48	45	32	13	64
印 製 本 業	計	22	14	8	4	13	5	—	19	—	3	6	4	12	6	16	16	6	4	18
	1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10～29人	5	5	—	3	2	—	—	4	—	1	1	1	3	1	4	3	2	1	4
	30～99人	17	9	8	1	11	5	—	15	—	2	5	3	9	5	12	13	4	3	14

採光、照明は明る過ぎても、暗くても悪く、特に成長過程にある年少者にとっては、視力に与える影響が大きいと思われるが、これが悪いというものが2割近くもいるということは問題である。

作業場で使用されている機械の危険な部分にカバーをすることは労働災害を防ぐため当然必要なことであるが、カバーが「かかってない」というものが93人(12.9%)いる。「かかっている」と答えたものは281人(39%)、「危険な機械を使っていない」というものが347人(48.1%)となっている。「危険な機械を使っていない」ものが多いことは、雑用、走り使いなどに従事している年少者が相当多数いる結果であろう。

カバーが「かかってない」と解答しているものが印刷業では72人(16.3%)、製本業では16人

(6.6%)、印刷製本兼業で4人(18.2%)と、印刷業あるいは印刷製本兼業で高い割合を示しているのは、これらの業種では機械の使用が多いことの反映であろうか。

作業場のほこりとかガスの状態についてみると、「ひどい」というものが187人(25.9%)いる。ガスを特に掲げたのは、印刷業の原版鋳造の場合や、刷版に際してベンゾール等を使用する場合に排気装置が不備のため、ガスが充満する例があることを想定して設問したわけであるが、ほこりとガスとを分けた回答が得られなかった。そればかりか、「ひどい」と答えたものが、印刷業より製本業において比率においても、実数においても多くなっている。これは製本業の作業工程が、紙の移動が激しく、断裁のような作業があることからきているものであろう。

つぎに、作業場の暑さについてみると、「暑い」といっているものが395人(54.8%)占めている。これは、紙を主に扱い、したがって、作業場を解放することが不可能な場合が多いためであるが、ここからうかがえることは、作業場の換気装置が充分でないということである。

年少労働者が伝える作業環境は以上のようなものである。ところで、このような作業環境の中で働きながら、気分が悪くなったことが「ある」ものは71人(9.8%)いた。これによって業種別には目立った差異はでていない。ところが、環境の個々の項目についての年少者の感じでは、規模間に際立った相違がなかったにも拘らず、環境から受けた結果として、気分が悪くなったことがあるものが、より大きい規模の事業場のものに多くなっているが、これについての理由は全然不明である。(第46表)

(2) 諸 設 備

直接作業に使用するものではないが、作業場に附設してある諸設備についてみてみよう。

従業員のための休憩所がある事業場は、154 事業場で、全事業場数の4割弱である。手洗所(洗面所)があるのは374 事業場で、全体の9割以上を占めているが、他の37事業場では手洗所を設けていない。

食堂は、3割を上回る139 事業場にあった。設備の内容はまちまちで、零細規模の事業場では、家

第47表 業種別、規模別休憩設備等の状況(事業場)

業種	規 模	事業場総数	休 憩 所	手 洗 所 (洗面所)	食 堂	浴 室	保 護 具
合 計	計	411	154	374	139	62	22
	1 人	106	31	97	26	13	5
	10 人	199	73	181	68	30	10
	30 人	106	50	96	45	19	7
印 刷 業	計	267	95	250	78	38	12
	1 人	74	21	68	15	9	3
	10 人	124	41	119	37	18	5
	30 人	69	33	63	26	11	4
製 本 業	計	136	59	116	58	22	10
	1 人	32	10	29	11	4	2
	10 人	72	32	59	30	12	5
	30 人	32	17	28	17	6	3
印 製 本 刷 業	計	8	—	8	3	2	—
	1 人	—	—	—	—	—	—
	10 人	3	—	3	1	—	—
	30 人	5	—	5	2	2	—

族と同一食卓で食事をするのが多くみられ、また作業場の片隅に簡単な区画を設け、椅子を並べた程度のものもある。したがって、いわゆる食堂という概念には達していないようなものが相当みうけられた。このような食堂すら持たない事業場が約7割近くを占めている。

労働者が使用できる浴室の設備がある事業場は62と、全体の1割5分にすぎなかった。

さらに、ほこりガスがひどいと答えた年少者が相当いたにも拘らず、保護具（マスク）を備えている事業場はわずか22であった。（第47表）

(3) 機械設備等への年少者の要望

以上のような諸設備のもとにおかれる年少労働者が、これら諸設備に対してどのような要望を抱いているであろうか。

設備について何かしらの要望を表示した年少者は、121人と意外なほど少い。年少者の職場経験が浅いこと、積極的な意志表示をしないものが多いこと等を物語っているものと思われる。

要望の内容をみると、換気装置を要望しているものが27人で最も多く、冷房装置を要望するものも19人と、比較的多数いた。

機械の改善及び新設を要望するものも25人と、多かったが、機械設備に対する関心が強いであろうか。

この他に、作業場の改善拡充、休憩所を要求しているものがそれぞれ13、4人いた。更衣室またはロッカーを欲しているものも10人いたが、これは女子に多かった。作業場の椅子とか、運搬車、食堂、寝室の拡充、手洗所、暖房装置等々、要望事項が多岐に亘り、絶対数が少いため、業種別の、ないしは規模別の傾向の差異を捉えることは困難であるが、強いていえることは、印刷業では換気装置、冷

第48表 職場の機械設備等に関する要望事項（個人）

業 種	規 模	調 査 年 少 者 数	要 望 の 内 容	要 望 の 内 容																そ の 他	
				換 気 装 置	暖 房 装 置	冷 房 装 置	機 械 の 改 善 及 新 設	機 械 の 新 設	機 械 の 改 善 及 新 設	機 械 の 新 設	機 械 の 改 善 及 新 設	機 械 の 新 設	機 械 の 改 善 及 新 設	機 械 の 新 設	機 械 の 改 善 及 新 設	機 械 の 新 設	機 械 の 改 善 及 新 設	機 械 の 新 設			
合 計	計	721	121	27	3	19	25	1	14	2	2	2	5	13	8	10	6	3	5	1	4
	1～9人	167	16	3	—	1	9	1	3	—	—	—	—	—	1	2	—	—	—	—	3
	10～29人	313	57	9	1	9	14	—	5	1	1	1	2	9	3	4	4	—	3	—	1
	30～99人	241	48	15	2	9	2	—	6	1	1	1	3	4	4	4	2	3	2	1	—
印 刷 業	計	441	92	21	2	16	14	1	9	2	2	1	3	10	5	7	4	1	3	1	4
	1～9人	105	11	2	—	1	6	1	2	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	3
	10～29人	189	43	9	—	8	6	—	4	1	1	—	—	9	2	4	3	—	3	—	1
	30～99人	147	38	10	2	7	2	—	3	1	1	1	3	1	3	1	1	1	—	1	—
製 本 業	計	258	21	2	1	—	11	—	3	—	—	1	2	1	2	—	1	—	2	—	—
	1～9人	62	5	1	—	—	3	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—
	10～29人	119	13	—	1	—	8	—	1	—	—	1	2	—	1	—	—	—	—	—	—
	30～99人	77	3	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	1	—	2	—	—
印 刷 製 本 業	計	22	8	4	—	3	—	—	2	—	—	—	—	2	1	3	1	2	—	—	—
	1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10～29人	5	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
	30～99人	17	7	4	—	2	—	—	2	—	—	—	—	2	1	3	—	2	—	—	—

（注）「要望の内容」は延数である。

房装置等、排気、通風に関連した設備の要望が比較的多く、製本業では機械の改善及び新設を要望するものが多かった。(第48表)

(4) 年少労働者の仕事の程度

年少労働者の職種についてはすでにふれたが、ここでは仕事の程度を5段階に分けて調査した結果を述べてみよう。

自分の仕事は「中ぐらい」だと答えているものが最も多く、286人で、全体の39.6%を占め、「簡単」または「補助的」な仕事だといっているものが、それぞれ179人(24.8%)及び159人(22.1%)いる。「簡単」な仕事というのは、技術的には極めて低位なものであるが、一応独立した職種と認められるようなものをさし、「補助的」な仕事とは、独立した各職種の補助的な仕事、あるいは雑役といわれるものを含んでいる。

「むづかしい」、または「専門的」な仕事だというものは、それぞれ40人(5.5%)、57人(7.9%)と少数であり、両者合せても1割を僅かに上回る程度である。

規模別にみると、9人以下規模で、「中ぐらい」というものが少く、「簡単」、「補助的」ないし「むづかしい」、「専門的」という、両極の仕事の程度のものが比較的多い。特に「むづかしい」というものが、割合においてはもちろん、実数においても他の規模のものより多くなっている。これは、零細規模事業場の作業が、機械技術によるよりも、むしろ、労働者の技能に依存することが多く、しかも、労働者の絶対数が少いため、年少者でもある程度の技能を要する仕事に従事させられるということを示すものではなかろうか。

印刷業と製本業とを較べると、両業種とも「中ぐらい」と答えているものが多いことには差異がないが、「むづかしい」とか「専門的」だというものの割合が、印刷業では16.6%であるに対し、製本業では9.3%にすぎない。他方、同様に低技能水準しか要求されない、「簡単」ないしは「補助的」な

第49表 年少労働者が感じた仕事の程度(個人)

業種	規 模	調 査 年 少 労 働 者 数	業 務 内 容				
			簡 単	むづかしい	中ぐらい	補 助 的	専 門 的
合 計	計	721	179	40	286	159	57
	1	167	41	16	54	44	12
	10	313	74	15	127	70	27
	30	241	64	9	105	45	18
印 刷 業	計	441	95	26	155	118	47
	1	105	24	12	27	33	9
	10	189	36	6	71	52	24
	30	147	35	8	57	33	14
製 本 業	計	258	80	14	124	30	10
	1	62	17	4	27	11	3
	10	119	36	9	54	17	3
	30	77	27	1	43	2	4
印 製 本 刷 業	計	22	4	—	7	11	—
	1	—	—	—	—	—	—
	10	5	2	—	2	1	—
	30	17	2	—	5	10	—

仕事のもののうち、印刷業では「補助的」と答えている年少者が多いのに反し、製本業では「簡単」というものが多くなっている。以上のような現象は、それぞれの業種の作業工程あるいは作業内容によって要求される技能水準の差が表われているものと思われる。すなわち、印刷業の方がより高い技能水準を必要とし、そのために「むづかしい」とか「専門的」と答えるものが多くなり、反面、「補助的」という答えも多くなるのである。他方、製本業には、契印押し、穴あけ、目通し、差込み、帯かけ等の一定の職種とは認め難いような簡単ではあるが、一応独立した作業工程があるため、「簡単」な仕事と答えているものが多くなっているのであろう。(第49表)

(5) 業務の習得方法

「あなたはどのようにして仕事を覚えますか」という問に対して、「事業主や先輩に教わる」というものが542人と圧倒的に多く、全体の75.2%を占めている。「見よう見まね」という、いわば徒弟制的な習得方法で覚えるというものが169人(23.4%)、「技能者養成制度」を利用しているものが3人、残りの7人は、親元にいた時に覚えたとか、不明のものとなっている。

規模別にみるとさしたる差異はないが、業種別にみると、製本業では「事業主や先輩に教わる」というものが9割を占めているのに、印刷業では7割に達していない。「見よう見まね」で覚えるというものは、逆に、印刷業では3割の多きにのぼり、製本業では1割強である。しかし、これを以ってただちに印刷業により徒弟制度の残滓が多いということは断定できない。むしろ、印刷業においては仕事の習得期間がより長期に及ぶこと、技術というよりも、むしろこつといわれる技能により多く負っていること等が影響しているものと思われ、その限りで徒弟制的な関係がより強くあらわれたものであろう。したがって、このことは印刷業に雑用的な仕事に従事する年少者も多いことと関係なしとしないのである。(第50表)

(6) 職場における人間関係

第50表 業務の習得方法(個人)

業 種	規 模	調 査 年 少 労 働 者 数	習 得 方 法			
			事業主や先 輩に教わる	技 能 者 養成制度	見 よ う 見 ま ね	そ の 他
合 計	計	721	542	3	169	7
	1	167	132	—	33	2
	10	313	237	2	72	2
	30	241	173	1	64	3
印 刷 業	計	441	296	3	136	6
	1	105	77	—	26	2
	10	189	126	2	59	2
	30	147	93	1	51	2
製 本 業	計	208	231	—	26	1
	1	62	55	—	7	—
	10	119	108	—	11	—
	30	77	68	—	8	1
印 刷 製 本 業	計	22	13	—	6	—
	1	—	—	—	—	—
	10	5	3	—	2	—
	30	17	12	—	5	—

職場における人間相互の関係は、単に作業能率に対する影響が大であるばかりか、成長過程にある年少労働者の精神面に与える影響は特に大きい。そこで、以下に、複雑な人間関係の結果として、年少者に反映されたことについての調査結果を述べよう。

まず、「事業主に親しみを感じるか」という設問に対して、「感じる」と答えたものが487人で67%、「感じない」と答えたものは204人で28.3%であった。残りの30人は「わからない」といっている。

つぎに「事業主や上役は、あなたを公平に扱ってくれるか」の問に対しては、「くれる」というものが630人で87.4%、「くれない」というものが76人で10.5%、不明が15人となっている。

3割近い事業主が年少者に親近感を抱かれていないのであるが、事業主や上役の年少者に対する扱いは比較的よい結果がでている。

以上二つの設問に対する回答では、さきの親しみを「感じない」ものも、公平に扱って「くれない」ものも、30～99人規模のものに多くあらわれ、それが特に印刷業で明確にあらわれている。これは、一般的に規模が大きくなるにつれて、年少者が直接事業主に接する機会が少くなるであろうし、また、作業工程に応じた人間の配置がより判然となる結果ではなかろうか。

「事業主や上役は仕事のことで希望や意見を尊重するか」という問には、「する」というものが486人(67.4%)、「しない」というものが133人(18.4%)、他の102人(14.1%)は「わからない」といっている。「しない」というものが2割近くいるが、年少者の仕事上の経験が浅いことも原因してゐるものと思われる。「しない」というものが、製本業に多くあらわれているが、これについての理由はわからない。「わからない」というものが多いのは、問題の性質上やむを得ない結果であろう。

上役や先輩に何でも相談できる人が「いる」ものは553人(76.7%)で、168人のものは、相談できる人が「いない」といっている。

仲間との関係は、殆んど大部分を占める656人(92.2%)のものが「よい」と答えている。

第51表 年少労働者の職場における人間関係(個人)

業種	規 模	調査年 少労働 者数	事業主に親し みを感じるか			事業主や上役 は公平に扱つ てくれるか			事業主や上役は仕 事のことで希望や 意見を尊重するか			上役や先輩に何 でも相談出来る 人がいるか		仲間と の間		私用に使 れること	
			感じ る	感じ ない	不明	く れ る	く れ ない	不明	する	しない	不明	い る	い ない	よ い	悪 い	あ る	な い
合 計	計	721	487	204	30	630	76	15	486	133	102	553	168	665	56	383	338
	1～9人	167	123	39	5	155	11	1	116	33	18	130	37	154	13	81	86
	10～29人	313	221	82	10	277	29	7	205	55	53	242	71	287	26	167	146
	30～99人	241	143	83	15	198	36	7	165	45	31	181	60	224	17	135	106
印 刷 業	計	441	302	127	12	392	43	6	311	58	72	354	87	412	29	262	179
	1～9人	105	77	25	3	96	8	1	77	14	14	82	23	97	8	58	47
	10～29人	189	140	42	7	174	12	3	129	23	37	154	35	176	13	104	85
	30～99人	147	85	60	2	122	23	2	105	21	21	118	29	139	8	100	47
製 本 業	計	258	174	66	18	222	29	7	162	71	25	185	73	234	24	107	151
	1～9人	62	46	14	2	59	3	—	39	19	4	48	14	57	5	23	39
	10～29人	119	78	38	3	99	16	4	73	31	15	84	35	106	13	60	59
	30～99人	77	50	14	13	64	10	3	50	21	6	53	24	71	6	24	53
印製 本 業	計	22	9	19	—	16	4	2	13	4	5	14	8	19	3	14	8
	1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10～29人	5	3	2	—	4	1	—	2	1	1	4	1	5	—	3	2
	30～99人	17	8	9	—	12	3	2	10	3	4	10	7	14	3	11	6

以上のような人間関係の諸相が、具体的にまた集約的にあらわれる結果として、私用に使われることがどうかをみると、383人(53.1%)のものは「ある」と答えている。業種、規模の内容についてみると、私用に使われるものの割合は、印刷業では59.4%、製本業では41.5%と、印刷業が大部多くなっている。また特に印刷業の中でも30～99人規模で68%と高率を示しており、約7割のものが私用に使われている。これは、より高い技能水準を必要とされる印刷業に、それ故に先輩、後輩の技能格差が著しいため、年少者の技能習得過程に、より多く徒弟制的関係が入り込み得る可能性が強いわけであり、規模の大きい事業場では、職種別の人員配置がより判然としており、加えて年少者の相対数が少ないこと、手あきの年少者がより多いであろうことなどの諸要因が手伝って、私用に使われるものが多くなるのであろう。(第51表)

私用の内容は、タバコ買いとか、パン買いといった、時間的にも、労働としても比較的軽微なものが大部分であるが、中には休憩時間でも休めないほど使われるというものもいた。

(7) 仕事に関する年少者の要望

自分の仕事等についての自由な意見を求めたところ、回答したものは非常に少く61人であったが、

第52表 仕事に関する年少者の望要(個人)

規 模	要望のある 年少者数	要 望 の 内 容	
		早く一人前の 仕事につきたい	労働時間の 短 縮
計	57	34	23
1～9人	10	4	6
10～29人	25	13	12
30～99人	22	17	5

そのうちでは、早く一人前の仕事につけさせて欲しいというものが34名で最も多く、特に規模の大きい事業場のものに多かった。労働時間の短縮を望んでいるものは23人であるが、これは30人未満の事業場のものに比較的多くいた。(第52表)

なおこのほかに人間関係についての意見も

求めたが、回答の内容が前項の回答と重複しているものが多かったので、特に表示しなかったが、ここでは、事業主や上役の年少者に対する態度に不満を抱いているものが多く、かれらが些事で叱りすぎるとか、仕事を親切に教えて欲しいというものが多い。

(8) 住込年少者の環境

住込年少者には通勤者と異った特有の環境があり、また事業主の家族との間にも特殊な人間関係が結ばれるのである。以下に住込者のみについての環境を述べる。

(イ) 住込年少者の寝室の状況

住込年少者の寝室状況を、個人調査の結果でみると、1人当たり2.5平方米(約1.5畳)以上の広さのものは、306人で、全体の75.4%を占めている。他の100名は1人当たり2.5平方米以下のもので、4名は不明であった。

全住込年少者の1人当たり平均畳数は、1.9畳で事業場附属寄宿舎規程の1人当たり2.5平方米(約1.5畳)より僅かに上廻っている。しかし、30人以上規模事業場を対象とした、33年12月の労働省労働統計調査部「企業直営福利施設調査報告」中にある、単身者の寄宿者の1人当たり平均畳数2.9畳に較べると大部狭い。狭いものの例としては、2畳に6人、3畳に6人、4畳に8人というものがあつた。(第53表の1)

第53表の1 住込年少労働者の寝室の状況（個人）

人 員	計	2 畳	3 畳	4 畳	4.5 畳	6 畳	8 畳	10 畳	不 明
計	410	4	35	26	69	118	77	77	4
1 人	38	3	17	6	8	2	1	1	—
2 人	93	—	12	16	29	29	6	1	—
3 人	75	—	3	2	24	28	12	6	—
4 人	72	—	2	1	6	39	19	4	1
5 人	37	—	—	—	—	8	20	9	—
6 人	37	1	1	—	2	8	12	12	1
7 人	15	—	—	—	—	—	3	12	—
8 人	16	—	—	1	—	2	4	9	—
9 人	2	—	—	—	—	—	—	2	—
10 人	24	—	—	—	—	2	—	21	1
不 明	1	—	—	—	—	—	—	—	1
1人当り 畳 数	1.9								

（注）点線内は1人当り2.5平方メートルを上廻っているもの。

ところで、住込年少者の寝室が、事業主の家族と区別されているものが376人で、全体の91.7%占めているが、残りの8.3%のものは区別されていない。

また、354人（86.3%）のものは熟睡できると答えているが、56人（13.7%）のものは熟睡できないといっている。熟睡できない理由は、南京虫がいるためというもの23人、騒音によるというものが11人で、寝室がせまいためというものも6人いた。（第53表の2）

第53表の2 住込年少労働者の寝室の状況（個人）

住 込 年 少 勞 働 者	寝 室 の 状 況		熟 睡							
	区別され ている	区別され ていない	可	不 可						
				計	の み	だ に	南京虫	騒 音	せまい	その他
410	376	34	354	56	1	2	23	11	6	13

ロ) 住込年少者の人間関係

つぎに、住込年少者と事業主の家族との間にあらわれた人間関係の二事項の調査結果について述べよう。

「事業主の家族は、差別なく扱ってくれるか」という問に、差別なく扱って「くれる」と答えているものが328人で住込年少者総数の8割を占めている。「くれない」というものは2割である。

ところで、ここでは、前項の職場における人間関係の二、三のものに明確にあらわれていた業種、規模間の傾向とは全く反対である。すなわち、差別なく扱って「くれない」ものの割合は、印刷業で10.3%であるに対して、製本業では32.8%にのぼっている。また、規模別では、「くれない」というものの割合は、規模が小さい程高率になっている。

製本業において、印刷業におけるよりも、家族との差別を受けている住込年少者が多いということ

の、特に指摘すべき理由は見当らない。小規模事業場の住込年少者により多く差別待遇されているものがあるということは、小規模事業場では、家族従業員の比重が大きく、したがって、就業時間そのものも明確さに欠け、就業時間後もいわば家事使用人的雑用に使用される場合が多いためであろう。もちろん、この他に、食事や人間的な扱いの面などでも家族との差別を受けている年少者は相当いるものと思われるが、小規模事業場では、生活そのものが家族と確然と分離されていないため、一層差別が際立つということも考えられよう。

第54表 住込年少労働者の家事労働の状況（個人）

業種	規 模	住込年少 労働者数	事業主の家族は差別 なく扱ってくれるか		家 事 労 働						
			く れ る	く れ な い	使われる	掃 除	使 走 り	雑 用	その他	使われない	
合 計	計	410	328	82	122	31	27	32	32	288	
	1～9人	112	84	28	43	9	6	15	13	69	
	10～29人	198	157	41	55	19	12	7	17	143	
	30～99人	100	87	13	24	3	9	10	2	76	
印刷業	計	223	200	23	73	18	13	16	26	150	
	1～9人	69	62	7	31	6	5	9	11	38	
	10～29人	99	89	10	28	10	4	1	13	71	
	30～99人	55	49	6	14	2	4	6	2	41	
製本業	計	177	119	58	46	13	13	14	6	131	
	1～9人	43	22	21	12	3	1	6	2	31	
	10～29人	94	64	30	25	9	7	5	4	69	
	30～99人	40	33	7	9	1	5	3	—	31	
印刷製本業	計	10	9	1	3	—	1	2	—	7	
	1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	10～29人	5	4	1	2	—	1	1	—	3	
	30～99人	5	5	—	1	—	—	1	—	4	

（注）「その他」は、炊事、食事の後片づけ等である。

「事業主の家の家事に使われるか」という問に対しては、住込年少者の約3割を占める122人のものが「使われる」と答えている。比率をみると、9人以下規模のものではその約4割が、10～29人規模のものでは、約3割のものが、30～99人規模のものでは約2割5分のものが「使われる」といっており、明らかに規模が小さい事業場のものほど家事に使用されている。

家事使用の内容は、主に掃除に使われるもの31人、使走りに使われるというもの27人、雑用に使われるというもの32人、その他が32人となっている。その他には、炊事、食事の後片づけなどに使われるものもいた。（第54表）

6. 健康管理、災害、疾病

(1) 健康管理の状況

事業場調査結果で健康診断の実施状況をみると、全事業場の8割を占める332事業場で、年1回ないし2回健康診断を実施している。実施率は、規模が大きいほどよく、30～99規模事業場で実施しないのは1事業場あったのみである。

実施回数は、実施している事業場の86.7%が年1回、他は年2回のものであった。

また、定期健康診断を実施している事業場は、60.3%で、規模が大きいほど定期健康診断を実施している事業場の割合が高くなっている。

実施の方法を事業場単独のものと共同のものに分けると、単独のものが40.1%、共同でする事業場が59.9%である。なお、定期健康診断をしているものに、共同で実施しているという事業場が多かった。

健康診断の項目を、ツベルクリン検査、レントゲン検査、身長、体重、視力等の検査、打診、触診聴診による検査、その他に分けてみると、これら全部を実施している事業場は 238 (71.7%)、上の項目のうちから胸部関係の診断のみを実施しているものが94事業場 (28.3%) であった。これらの健康診断の全事業場平均受診率は95.5%と良好であった。

第55表 健康診断の実施状況(事業場)

業種	規 模	調査事業場数 (A)	実施事業場数 (B)	回 数		時 期		方 法		項 目		受診率 %	実施率 (B/A) %	採用時に健康診断を実施している事業場(C)	実施率 (C/A) %
				1回	2回	定期	不定期	単独	共同	全部	一部				
合 計	計	411	332	288	44	200	132	133	199	238	94	95.5	80.8	104	25.3
	1～9人	106	68	62	6	38	30	31	37	41	27	98.1	64.2	8	7.5
	10～29人	199	159	137	22	86	73	59	101	112	47	94.3	79.9	50	25.1
	30～99人	106	105	89	16	76	29	43	62	85	20	95.8	99.1	46	43.4
印刷業	計	267	214	188	26	135	79	89	125	149	65	95.1	80.1	74	27.7
	1～9人	74	45	43	2	26	19	21	24	25	20	98.4	60.8	6	8.1
	10～29人	124	100	87	13	57	43	36	64	66	34	93.2	80.6	36	29.0
	30～99人	69	69	58	11	52	17	32	37	58	11	95.6	100.0	32	46.4
製本業	計	136	110	94	16	61	49	41	69	83	27	96.8	80.9	27	24.5
	1～9人	32	23	19	4	12	11	10	13	16	7	97.4	71.9	2	6.7
	10～29人	72	56	48	8	27	29	21	35	43	13	96.2	77.8	13	23.2
	30～99人	32	31	27	4	22	9	10	21	24	7	97.4	96.9	12	38.7
印刷製本業	計	8	8	6	2	4	4	3	5	6	2	91.3	100.0	3	37.5
	1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10～29人	3	3	2	1	2	1	2	1	3	—	96.7	100.0	1	33.3
	30～99人	5	5	4	1	2	3	1	4	3	2	88.0	100.0	2	40.0

つぎに、採用時に健康診断を実施している事業場数は、104 事業場で全体の25.3%である。この実施率は事業場の規模が大きくなるにつれて高くなっている。

健康診断以外の健康管理に関するものとしては、50人以上規模の事業場で衛生管理者を選任している事業場が12あった。ただし特定の医師の衛生管理者及び主任衛生管理者をも選任している事業場は、6事業場にすぎなかった。

この外に、休養室を設けているもの4事業場、時々衛生講座を開くというのが2事業場、従業員に栄養剤を投与している事業場が4あったが、大部分の事業場では救急箱の備付がみられる程度である。(第55表)

(2) 災 害、疾 病

個人調査によって、年少者が就業してから調査時まで、業務上であると否とに拘らず、災害、疾病のあった件数は279件である。このうち4割を上廻る113件は風邪で、外傷の67件(24%)がこれにつづいている。

規模別にみた、災害、疾病件数は、大略、人員に比例して発生している。

休業日数別にみると、8日未満休業が圧倒的に多く、77.4%を占め、14日未満、30日未満の休業をしたものがそれぞれ、6.8%、4.7%あった。休業30日を超える災害、疾病件数は10件で3.6%である。

休業14日以上のは、外傷で7件、盲腸炎7件、風邪が5件、その他となっている。なお、災害、疾病にかかって1日も休業しなかったものも21件あった。

災害、疾病の発因が、業務上であったか、業務外であったかをみると、19.4%を占める54件は業務上であり、特に外傷では73%が業務上であった。

医療費の負担についてみると、健康保険または労災保険によるものが147件(52.7%)で最も多く、事業主負担が68件(24.4%)、自己負担が38件(13.6%)とつづいている。保険と事業主負担によるもの、保険と自己負担によるものが若干づつあった。医療費の全然かからなかったものも17件ある。これで見ると、業務上災害、疾病の医療費は大方、保険あるいは事業主負担とみてよいであろう。ただ僅かではあったが自己負担したというものもいた。

災害、疾病による休業期間中の賃金の一部ないしは全部を控除されたものは85件(30.5%)ある。このうち、控除率が4割以下のものは20件で、これについては、全然控除されない194件とともに、かりに業務上災害による休業であっても法的には問題がない。

第56表 年少労働者の災害疾病状況(個人)

疾病別	疾病 件数	規 模 別			休 業 日 数					業務上・ 外の別		費 用 の 負 担 者					賃 金 控 除			
		1~ 9人	10~ 29人	30~ 99人	不 休	8日 未 満	14日 未 満	30日 未 満	30日を超 えるもの	業務 上	業務 外	自己 主	事業 主	保 険	自己 保 険	事業 主 保 険	なし	40% 以下	40%~ 100%	なし
計	279	58	136	85	21	216	19	13	10	54	225	38	68	147	2	7	17	20 (3)	65 (8)	194
結膜炎	3	2	—	1	2	1	—	—	—	3	—	—	1	2	—	—	—	—	1	2
ひょうそ	2	—	—	2	1	1	—	—	—	—	2	—	—	2	—	—	—	—	—	2
歯槽膿漏	1	—	—	1	—	1	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	1
皮膚病	4	—	4	—	1	3	—	—	—	—	4	1	2	1	—	—	—	—	—	4
耳炎	3	—	1	2	—	2	—	—	1	—	3	—	—	3	—	—	—	1	1	1
鼻炎	2	—	—	2	—	1	—	—	1	—	2	1	—	1	—	—	—	1	1	—
脚気	2	—	1	1	2	—	—	—	—	—	2	—	—	2	—	—	—	—	—	2
神経痛	1	—	1	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	1
淋病	1	—	1	—	—	1	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	1	—	—
扁桃腺炎	2	1	1	—	—	2	—	—	—	—	2	—	—	1	—	—	1	—	1	1
盲腸炎	11	5	3	3	—	2	2	4	3	—	11	1	5	3	1	1	—	2	—	9
ジフテリア	1	—	1	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	1	—
肺炎	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	1
肺結核	1	—	1	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—
貧血	1	—	—	1	1	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	1
風邪	113	23	58	32	2	99	7	4	1	—	113	15	33	51	1	2	11	7	27	79
胃腸病	37	9	16	12	1	31	4	1	—	—	37	7	8	21	—	—	1	4	9	24
頭痛	21	3	7	11	2	19	—	—	—	—	21	3	3	12	—	—	3	—	7	14
歯痛	4	1	3	—	1	3	—	—	—	—	4	—	—	4	—	—	—	—	—	4
腫瘍	1	—	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—
外傷	67	14	37	16	8	47	5	4	3	49	18	9	16	37	—	4	1	3 (3)	16 (8)	48

(注) () 内の数字は業務上災害の件数。

控除率が4割を超えるものが65件(23.3%)あるが、この殆んどは金額控除のものであった。この中に業務上災害による休業のものが外傷で8件あり、これは労基法上違法のものである。(第56表)

つぎに、事業場調査によって、呼吸器系の結核及び鉛中毒、ベンゾール中毒患者の発生状況をみてみよう。

すでにふれたように印刷、製本業には呼吸器系の結核の発生が多くみられるのであるが、この調査時に呼吸器系結核のため休業しているものの数は116人で、全従業員の1.22%を占めている。労働基準局の定期健康診断結果報告によって、50人以上規模の衛生管理者を選任している事業場についてみると、32年の印刷、製本業では、呼吸器系の結核による休業者の受診者総数に占める割合は1.15%で、製造工業中最高率を示している。われわれの調査結果においても以上の如き高率を示していた。

業種別には、印刷業で休業者が1.44%、製本業で0.84%で、印刷業の方が多くなっている。

第57表 呼吸器疾患、鉛中毒等の発生状況(事業場)

業 種	規 模	総 従 業 者 数 (A)	呼吸器系の結核 による休業者数 (B)	B A
合 計	計	9,545	116	1.22%
	1	720	2	0.28
	10	3,502	38	1.09
	30	5,323	76	1.43
印 刷 業	計	6,094	88	1.44
	1	490	—	0.00
	10	2,143	27	1.26
	30	3,461	61	1.76
製 本 業	計	3,101	26	0.84
	1	280	2	0.87
	10	1,298	11	0.85
	30	1,523	13	0.83
印 刷・製本業	計	350	2	0.57
	1	—	—	—
	10	61	—	0.00
	30	289	2	0.69

(注) 調査事業場411事業場には鉛中毒及びベンゾール中毒の発生はみられなかった。

規模別では、労働時間が長く、衛生管理の面からもより多くの問題を包蔵している小規模事業場に多いものと予想していたが、結果は反対に規模の大きい事業場に多かった。ただこの調査では休業者を対象としていたため、大規模の事業場では罹病後早期に休業させるのに反し、小規模事業場では休業中の生活権に関する保障の問題、後任者の問題等の解決が困難なため、休業を要する程度の罹患者でも就業しているというようなことがあるのではなかろうか。

鉛中毒、ベンゾール中毒患者の発生は一件もみられなかった。(第57表)

7. 保 障

(1) 社会保険等の加入状況

厚生年金、健康保険、失業保険、労災保険は原則として5人以上の労働者を使用する事業場がそれぞれ法の適用を受けるが、労災保険は5人以下であっても、原動機の馬力数等の関係で強制適用事業

場となり得る。印刷製本業の場合は原動機3馬力以上使用していれば、労災保険に関しては強制適用事業場となる。厚生年金、健康保険、失業保険の非適用事業場はそれぞれ16事業場、労災保険は14事業場が保険加入義務のない非適用事業場である。

以上の4種の保険のうち、いずれか一種以上に加している事業場は、調査事業場411のうち259事業場である。このうち任意加入事業場は労災保険に2、失業保険に1、計3件みられる。30～99人の規模では、ほぼ4種の保険全部について加入しているが、9人以下の小規模では全部加入の事業場は殆んどみられない。

各種保険の加入状況を個別にみると、労災保険の加入率が最も高い。それにしても加入を要すべき事業場（法で適用を強制される事業場）397のうち245事業場（任意加入2）61.2%で好ましい状況ではない。厚生年金が61%、健康保険が60.3%で、この三者の加入率は概ね均衡している。失業保険の加入が一番悪く43.5%である。

規模の小なるにつれて加入率が低くなることは、肯定すべきものがあるとしても、特に失業保険では9人以下の小規模事業場の加入率が悪い。（第59表）

等59表 社会保険等の加入状況

規 模	調 査 事業場総数	加人事業場数	種 別 加 入 状 況			
			厚生年金	健康保険	失業保険	労災保険
計	411	259	238	241	172 (1)	245 (2)
1 ～ 9人	106	66	49	51	19 (1)	55 (2)
10 ～ 29人	199	124	121	122	85	121
30 ～ 99人	106	69	68	68	68	69

(注) 1) () 内は任意加入の事業場数である。

2) 厚生年金、健康保険、失業保険の非適用事業場数はそれぞれ16、労災保険の非適用事業場数は14であった。

3) 加人事業場数は、厚生年金、健康保険、失業保険、労災保険のうちいずれか1以上に加している事業場の数である。

(2) 退職金制度の有無

最近中小企業の退職金制度、或は退職金共済制度の声が澎湃として起きてきているが、退職金共済制度は商店連合会、または同業組合等が中心となって、労使共同して退職金の積立を行っており、33年8月現在では全国で133単位の結成をみている。全産業の退職金制度の状況を31年度の労働省労働統計調査部の抽出調査によってみると、30～99人の規模（30人以上が調査対象）で退職金制度を有する事業場は56.4%であって過半数を占める。今回の調査では411事業場中、退職金制度を有するものは134事業場あり、32%の率となる。9人以下の規模では12%、10～29人のところは26%、30～99人の規模では65%となり、全産業の同規模のものより高い率を示している。印刷業だけでは35.6%で、製本業の26%よりも退職金制度を有する割合が高い。特に印刷業の10～29人の規模は、製本業の同規模に比して一段とその率が高い。

ここでいう退職金制度とは、就業規則等に退職金規定があるものを始めとし、成文化していなくても、明確にその支給基準等が存し、慣行化されているものも含むから、退職金規定を有する事業場のみを対象とした労働統計調査部の調査より退職金制度の率が良くても、直に印刷製本業の様態を断定することはできない。さらに時期的な隔りもあることを考慮に入れねばならない。

退職金制度の具体的内容についてはわからないが、この業種とは限らず中小企業は人に依存する面が多く、その定着性を高めることが事業成績を決定する一つの要因であるから、退職金制度の有無は労働福祉の面は言うに及ばず、事業主の経営に対する感覚を表現するものと考えられる。大体労働者30人以下の事業場の、退職金制度の内容は、のれん分的なものから、のれん分制度を近代化したものの、或はほんの恩恵的な支給基準を有するものが多いように調査の過程で見受けられた。(第60表)

第60表 業種別、規模別退職金制度の有無

業 種	規 模	調 査 事 業 場 数	退 職 金 制 度 有 り
合 計	計		
	1 人	411	134
	10 人	106	13
	30 人	199	52
印 刷 業	計		
	1 人	267	95
	10 人	74	10
	30 人	124	38
製 本 業	計		
	1 人	136	35
	10 人	32	3
	30 人	72	14
印 刷・製本業	計		
	1 人	8	4
	10 人	—	—
	30 人	3	—
		5	4

8. 福 利、厚 生

(1) 施設および行事

事業場の単独のものであるか、共同のものであるかを問わず、福利、厚生施設をもっているか、ないしはそれに関連した行事を行っている事業場は385で、全体の93.7%を占めている。

まづ、事業場が単独でもっている施設についてみると、教養施設が16事業場で、娯楽施設が86事業場で、体育施設が204事業場にあった。施設とはいってもその内容は、教養では雑多な図書、娯楽ではテレビ、マージャン、碁、将棋等、体育では野球道具、ピンポン、バドミントン、バレーボール等といったように、殆んどが施設というよりはむしろ備品ないし道具程度のものである。

現代の風潮を反映してか、体育関係のものが多かった(就中野球具が多かった)が、上の3部門それぞれと、事業場規模との関係をみると、教養施設、体育施設は規模の大きい事業場に比較的多く、この程度の娯楽施設は住込者が比較的多いためか規模の小さい事業場に比較的多く備えられている。これは、それぞれの人員に応じた利用価値からくる結果であろう。いずれにせよ、教養施設に関して

は、業主も従業員も関心が薄いのか、施設のある事業場が非常に少い。

業者が共同でもっている施設は極めて少い。すなわち、技能者養成所が6事業場で、保養所（ある時期を限って従業員が低額で利用できるように施設を借りるものである）が4事業場で、診療所、運動場がそれぞれ1事業場にあった。技能者養成所を共同施設としてもっている事業場6のうち5事業場は印刷業事業場であった。

つぎに、行事についてみると、事業場が単独で行う行事では慰安旅行を行う事業場が353で、全事業場の85.9%を占めている。慰安旅行の回数は年2回のものも相当あった。また半数以上の事業場では、費用の負担は事業主と従業員の共同持ちであった。

等 61 表 教養、娯楽、体育施設及び行事の状況（事業場）

業種	規 模	調査事業場数	施設等のある事業場数	単独施設			共同施設				単独行事			共同行事					
				教養	娯楽	体育	技能者養成所	保養所	診療所	運動場	旅行	観劇	運動会	表彰	旅行	観劇	運動会	講習会	表彰
合 計	計	411	385	16	56	204	6	4	1	1	353	13	35	13	15	3	49	2	45
	1 ～ 9人	106	103	2	30	24	3	—	—	1	94	2	7	—	6	—	9	—	5
	10 ～ 29人	199	186	5	38	97	8	2	1	—	164	6	17	6	8	2	26	1	26
	30 ～ 99人	106	96	9	15	83	—	2	—	—	95	5	11	7	—	1	14	1	14
印刷業	計	267	249	10	53	127	5	3	—	—	227	8	26	10	9	3	30	1	31
	1 ～ 9人	74	71	1	21	18	3	—	—	—	63	1	6	—	2	—	4	—	1
	10 ～ 29人	124	116	3	22	58	2	1	—	—	103	5	13	5	7	2	18	1	20
	30 ～ 99人	69	62	6	10	51	—	2	—	—	63	2	7	5	—	1	8	—	10
製本業	計	136	128	6	33	69	1	1	1	1	116	5	9	3	6	—	16	—	12
	1 ～ 9人	32	32	1	9	6	—	—	—	1	31	1	1	—	4	—	5	—	4
	10 ～ 29人	72	67	2	16	36	1	1	1	—	58	1	4	1	1	—	7	—	5
	30 ～ 99人	30	29	3	8	27	—	—	—	—	27	3	4	2	1	—	4	—	3
印刷製本業	計	8	8	—	3	8	—	—	—	—	8	—	—	—	—	—	3	1	2
	1 ～ 9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10 ～ 29人	3	3	—	2	3	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	1	—	1
	30 ～ 99人	5	5	—	1	5	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	2	1	1

(注) 1) 施設等のある事業場数とは単独、共同を問わず何らかの施設又は行事が1以上ある事業場数である。

2) 単独の施設は殆んど備品に等しいものである。

3) 慰安旅行にはハイキング、海水浴、釣り等も含まれる。

4) 運動会には野球大会、卓球大会等も含まれる。

事業場単独で運動会（野球大会、ピンポン大会等）をしている事業場が35、観劇、優秀従業員の表彰をする事業場が13つあった。

共同の行事としては、運動会をする事業場が49、従業員の表彰をするもの45、慰安旅行が15事業場あり、観劇、講習会をしているものもそれぞれ3事業場及び2事業場あった。

以上の福利、厚生施設及び行事について一般的にいえることは、9人以下の零細規模事業場が、10人以上の規模事業場に比べ、施設においても、行事においても、数的にはやや劣っていることが明らかである。業種別には特にあげらるべき差異はない。（第60表）

(2) 年少者の余暇状況及び利用施設等に関する要望

個人調査によると、余暇があると答えている年少者は676人（93.8%）である。あとの45人は夜学に通っているためとか、終業が遅くなる等の理由で余暇がないと答えている。余暇がないものが、比較的の小規模のところに多く、また印刷業より製本業に多いということは、概していうならば、それだけ事業場の拘束時間が長いことを表すものであろう。

ところで、余暇に何らかの利用施設を希望している年少者が355人（49.2%）いた。残余の366人は余暇利用施設を希望していない。

希望する利用施設を項目別にみると、運動用具を希望するものが最も多く150人、ついで運動場が欲しいというものが123人いた。その他はずっと少くなって、集会場、文庫が各26人、娯楽場24人、映画割引20人、読書室18人、テレビ15人、ラジオ、旅行会、技能者養成所が7～2人、その他5人となっている。

調査対象が年少者であるだけに、運動用具とか運動場を要求しているものが圧倒的に多いのは当然であろう。また読書室、文庫を望んでいるものがわずかながらいるが、健全な余暇利用のための声として注目すべきであろう。

さきにあげた事業場の娯楽施設にはラジオは除いたが、年少者の希望では7人がラジオを望んでいる。これは恐らくは住込者であると思われるが、いまだに住込者にラジオさえ与えてない事業場があるわけである。

第62表 年少労働者の余暇状況及び余暇利用施設等に関する希望意見（事業場）

業 種	規 模	調 査 年 少 者 数	余 暇		余暇利用施設等 の希望	余暇利用施設等に関する希望意見														希 望 し な い
			あ り	な し		運 動 場	運 動 具	集 会 場	映 画 引	娯 楽 場	テ レ ビ	ラ ジ オ	旅 行 会	技 能 者 養 成 所	読 書 室	文 庫	そ の 他	不 明		
合 計	計	721	676	45	354	123	150	26	20	24	15	7	5	2	18	26	5	22	366	
	1～9人	167	157	10	84	23	37	6	5	5	5	—	1	1	6	6	2	8	83	
	10～29人	313	291	22	152	59	66	10	6	9	4	5	2	1	3	12	1	5	161	
	30～99人	241	228	13	119	41	47	10	9	10	6	2	2	—	9	8	2	9	122	
印 刷 業	計	441	424	17	208	82	99	19	9	8	8	3	4	1	4	21	1	7	233	
	1～9人	105	100	5	48	13	26	2	2	3	3	—	1	—	4	4	—	—	57	
	10～29人	189	181	8	96	41	42	8	5	1	3	1	2	1	—	11	1	4	93	
	30～99人	147	143	4	64	28	31	9	2	4	2	2	1	—	—	6	—	3	83	
製 本 業	計	258	232	26	137	36	48	7	11	13	7	4	1	1	14	5	2	14	121	
	1～9人	62	57	5	36	10	11	4	3	2	2	—	—	1	2	2	2	8	26	
	10～29人	119	105	14	54	16	23	2	1	8	1	4	—	—	3	1	—	1	65	
	30～99人	77	70	7	47	10	14	1	7	3	4	—	1	—	9	2	—	5	30	
印製 本 刷業	計	22	20	2	10	5	3	—	—	5	—	—	—	—	—	—	2	1	12	
	1～9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	10～29人	5	5	—	2	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	
	30～99人	17	15	2	8	3	2	—	—	3	—	—	—	—	—	—	2	1	9	

（注）余暇利用施設等に関する希望意見欄の数は延数である。

何も希望しないものが半数以上占めているが、これらの年少者の事業場で必ずしも余暇利用施設が充分であるということではないであろう。この中には、通勤者であるため、事業場に附設された余暇利用設備では利用できないためのものが相当いるものと思われる。（第61表）

9. 年少者の将来に対する感想

ここで、年少者の将来についての感想の調査結果を述べよう。

この項目は、いままで分析してきた、業態、労働条件、人間関係、保障、福利厚生等から年少者が受ける総合的な感じの結果がどのようなものであるかをみるために掲げたのであるが、「あなたの将来について不安なことがあれば記入して下さい」という自由記入の形式をとったため、形式的な浅い内容の結果しか得られなかった。

自分の将来に不安を感じている年少者は、115人で、全体の16%である。不安を感じているものの割合を規模ごとにみると、9人以下規模では22.8%、10~29人規模では14.7%、30~99人規模では12.9%と、規模が小さい事業場ほど不安を感じている年少者が多くなっており、総合的な条件、環境の状況を反映しているものといえる。また、印刷業よりも製本業に不安を感じている年少者が相対的に多くなっているが、これもいままでの分析の結果からみて当然といえよう。

第63表 年少者の将来に関する感想（個人）

業 種	規 模	調 査 年 少 者 数	不 安 な も の	不 安 の 理 由													不 安 で な い の	不 詳
				低 賃 金	企 業 弱 い	技 能 が 修 得 し な い	独 立 し な い	保 障 が な い	退 職 金 が な い	性 格 が あ い わ ぬ	事 業 主 の 感 情 が あ い わ ぬ	機 械 化 に よ る	職 業 病	待 遇 が あ い わ ぬ	国 籍 が あ い わ ぬ	不 明		
合 計	計	721	115	24	22	5	36	3	2	28	2	1	2	1	1	6	576	30
	1~9人	167	38	3	4	3	11	—	—	8	—	—	—	—	—	1	116	13
	10~29人	313	46	11	12	2	11	1	—	14	1	1	1	1	1	4	253	14
	30~99人	241	31	10	6	—	14	2	2	6	1	—	1	—	—	1	207	3
印 刷 業	計	441	67	15	9	1	19	3	1	14	—	1	2	1	1	6	350	24
	1~9人	105	28	2	2	—	7	—	—	5	—	—	—	—	—	1	66	11
	10~29人	189	21	6	4	1	6	1	—	7	—	1	1	1	1	4	158	10
	30~99人	147	18	7	3	—	6	2	1	2	—	—	1	—	—	1	126	3
製 本 業	計	258	43	9	11	4	14	—	—	12	1	—	—	—	—	—	209	6
	1~9人	62	10	1	2	3	4	—	—	3	—	—	—	—	—	—	50	2
	10~29人	119	23	5	7	1	4	—	—	7	1	—	—	—	—	—	92	4
	30~99人	77	10	3	2	—	6	—	—	2	—	—	—	—	—	—	67	—
印 製 本 業	計	22	5	—	2	—	3	—	1	2	1	—	—	—	—	—	17	—
	1~9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10~29人	5	2	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—
	30~99人	17	3	—	1	—	2	—	1	2	1	—	—	—	—	—	14	—

（注）「独立」というのは、将来独立自営ができるか、または生活の自立ができるかについての不安であり、「機械化による」というのは、機械化による失業を懸念するもの。

不安の理由は多様であるが、中で最も多いのは「将来独立できるか」どうかについてのもので36人いた。この独立には、将来印刷業なり製本業なりを自営するという意味のものと、自己の生活の独立というものと二通りあるが、前者が多くみられた。

つぎは、この仕事が自分の「性に合はぬ」という理由のものが28人いる。この中には真に性に合はぬものが当然多いであろうが、環境、条件、人間関係等から何となくいやになったというものもあるのではなかろうか。「低賃金」を理由としているものは24人いるが、小規模事業場のものより、規模

の大きい事業場のものに多くあらわれている。また、現在就業している「事業場の基盤がぜい弱」だからというものが22人いた。

この事業場では「技能の習得ができない」からというものが5人、「保障がない」「退職金がない」というものがそれぞれ2、3人いた。この他に、「事業主の感じが悪い」とか「職業病がある」ことを聞いたため、「機械化が進むと失業する」「待遇が悪い」「国籍が違う」という理由のものも1、2名づついる。

概して経済生活に結びついた理由から不安を抱くものが多いが、すでにみたように、貧困家庭の子弟と思われる年少者が多かっただけに当然の結果といえる。(第62表)

10. 労働時間、休日及び賃金協定に関する事業主の意見

この業態において労働保護上最も重視される労働時間、休日、賃金について、どのような方法が最も効率的にその適正化を期し得るかを、これまでに表われた産業の特殊性、労働態様の状況から検討して、その仮説を、事業主が結束して相互に業務の調整、労働条件の水準化を図るという業者間の協定に置き、事業主の意見を求めてみた。

第64表をみると、同業者間の時間、休日の協定は、「是非必要である」と積極的意見を述べた事業主が、116名で、総数の28%である。「あった方がよい」と消極的に賛意を表するものが97名で23%。兎も角労働時間、休日に関する協定実施に賛成する事業主は51%を占め、僅かに過半数を超え残りの49%が「必要がない」と反対意見を述べている。

賛意を表したものを業種別に分けると印刷業で58%を占め、必要であると答えたもの57名、あった方がよいと述べたものが68名である。製本業が39%で、積極的なものが56名、消極的な賛成者が28名である。残り3%が印刷製本を兼業する事業主である。業種別の総数に占める割合からすると、寧ろ製本業に協定実施を肯定する事業主が多く、積極的意見を持つもの41%、消極的な賛意者21%、計62%みられる。印刷業では47%で、必要であると回答したもの21%、あった方がよいと答えたもの26%の内訳になる。

必要であると回答したものは9人以下の規模では15%、10～29人の規模では35%、30～99人の規模の事業主が28%で、10～29人の規模における事業主が最も協定の必要性を痛感しているようである。

印刷業では10～29人、30～99人の規模が両者とも、25%と同率であるが、製本業においては10～29人の規模に53%と、一段と必要性を求める意見が多くなっている。

次に協定があった方がよいとするものは、9人以下では25%、10～29人で24%、30～99人の規模に23%、規模が大なるにつれて少くなるが殆んどその差はない。印刷業では9人以下に、製本業では30～99人の規模に最っとも率が高い。

以上の協定に同意するもの全体を規模別にみると9人以下40%、10～29人で59%、30～99人では51%で、やはり10～29人の規模に多くの賛意者がみられる。従って必要でないと反対態度をとるものはこの逆に9人以下に一番多く、30～99人、10～29人の規模の順になる。

協定を必要であるとするものの理由は第一に「労働条件の改善」(労働保護)が挙げられ、47(41%)

を数える。次に「過当競争の防止」のために必要とするものが32(28%)みられ、業界の過当競争が時間外、休日労働にしわ寄せされることを意味し、労働時間、休日の協定を業者間で結ぶことは、とりも直さず、労働条件の改善ともなり、次にみられる「製品単価の維持」(9)と関連して過当競争を防止することにもなる。

「労働者の移動及び引抜き防止」(11)は、この業界に熟練工(職人)の移動、引抜きが盛んであることを表示すると共に、労働条件が低劣なために労働者の定着性がないことをものがたるものである。「事業主の健康のため」必要であるとするものが、4名みられるのは注目される。

「あった方がよい」とするものでは、やはり「労働保護のため」31(32%)、「過当競争防止のため」29(30%)が圧倒的に多い。たゞ漠然とあった方がよいと思う、「理由なし」のものが43名もいるのも注目される。

こゝでも「事業主の健康のため」を理由とするものが3名みられ、労働者の「余暇利用のため」2名、「求人難緩和のため」1名が新たに挙げられた意見である。

協定は「必要である」「あった方がよい」の意見を総じて業種別、規模別によって特に異なるものはなかったが、過当競争、製品単価、労働者の移動引抜きに関して、その理由とするものが10人～29人の規模に一段と多く認められ、この規模が過当競争からの逃避を最っとも必要としておることを示唆するものである。

必要がないとするものゝ理由では「業態が異なるから」が33(20%)で一番多く、協定しても「遵守不可能」と述べるものが30(18%)、「現在のままでよい」が26(16%)、「受注関係や納期」の都合によるものが25、等が主なる意見である。

「業態が異なるから」と「受注や納期の関係」は大体同様な理由で、取扱品(製品)の別によって受注関係、繁閑時期が異なり、一律的な規制が困難であるからである。そして「遵守不可能」とあるとの理由と結びつくものであるが、反面遵守不可能であるということは、協定を肯定した上での意見であるとも解せられる。これ等の協定に対する反対意見は「企業経営上不可能」(8)とする理由と相俟って、9人以下の零細企業に比較的多くみられることは注目されることで、零細企業の多くは労働条件の切下げ、自家労働の強化等によって、非近代的な異常な生活力を発揮して、競争に耐えようとするのであらうと思われ、零細企業を一つの組織化に引き込むことは、そこに抵抗が予想される。

協定を「実施中であるから」と述べるものは後に触れる賃金協定と混合したものか、(東京印刷協同組合は調査当時最低賃金協定の一部を実施中)或は基準法36条による労使間の時間外、休日協定と誤ったものと思われ、素直に受取れないが、「労働者の生活が苦しくなるから」(4)「仕事がないから」(1)「自由競争が建前であるから」(2)の理由と共に見逃せない意見である。

それでは賃金協定についての必要性の如何を求めると、「必要である」と回答した事業主は時間、休日協定の場合よりやや多く、411名中122名で30%を占める。

各規模毎の割合は9人以下で18%、10～29人で33%、30人～99人では35%、賃金協定を是非必要とする積極的な意見は規模が大きくなる程多い傾向がみられる。業種では、総数からすると印刷業が製本業よりやや上廻るが、率で示めすと製本業では42%、印刷業では23%で、製本業の事業主に遙かに

第64表 労働時間、休日賃金に関する業

業 種	規 模	調 査 事 業 場 数	必 要 で あ る									あ つ た 方				
			必 した もの 必要 である と回答	理 由								あ 回 答 した もの あつた 方が よいと	理 由			
				苦 勞 働 条件 の改 善 (勞働 保護)	製 品 単 価 の維 持	過 当 競 争 の防 止	及 び 引 拔 防 止 勞働 者の 移動	事 業 主 の健 康	の ため の健 康	求 人 難 緩和 の ため	理 由 な し		勞 働 保 護 の た め	製 品 単 価 の維 持	過 当 競 争 防 止	の ため の健 康
時 間 ・ 休 日 協 定	合 計	411	116	47	9	32	11	4	—	18	97	31	3	29	3	
	1 ～ 9人	105	16	5	1	9	1	1	—	3	26	6	—	4	1	
	10 ～ 29人	199	70	34	7	18	8	2	—	10	47	18	3	19	2	
	30 ～ 99人	106	30	8	1	5	2	1	—	5	24	7	—	6	—	
	印 刷 業	267	57	28	5	17	6	3	—	10	68	21	3	21	3	
	1 ～ 9人	74	9	3	—	5	1	1	—	2	20	4	—	4	1	
	10 ～ 29人	124	31	22	4	9	4	1	—	3	33	13	3	12	2	
	30 ～ 99人	69	17	3	1	3	1	1	—	5	15	4	—	5	—	
	製 本 業	136	56	17	4	14	5	1	—	8	28	9	—	6	—	
	1 ～ 9人	32	7	2	1	4	—	—	—	1	6	2	—	—	—	
	10 ～ 29人	72	38	12	3	8	4	1	—	7	13	4	—	7	—	
	30 ～ 99人	32	11	3	—	2	1	—	—	—	9	3	—	1	—	
	印 刷 ・ 製 本 業	8	3	2	—	1	—	—	—	—	1	1	—	—	—	
	1 ～ 9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	10 ～ 29人	3	1	—	—	1	—	—	—	—	1	1	—	—	—	
	30 ～ 99人	5	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
賃 金 協 定	合 計	411	122	36	5	21	48	—	2	22	103	14	3	23	—	
	1 ～ 9人	106	19	4	2	6	7	—	—	5	30	3	—	4	—	
	10 ～ 29人	199	66	17	2	11	33	—	2	11	52	6	3	15	—	
	30 ～ 99人	106	37	15	1	4	8	—	—	6	21	5	—	4	—	
	印 刷 業	267	61	16	1	9	30	—	—	13	76	8	3	19	—	
	1 ～ 9人	74	12	1	—	2	7	—	—	3	24	3	—	4	—	
	10 ～ 29人	124	29	10	—	5	19	—	—	6	38	2	3	11	—	
	30 ～ 99人	69	20	5	1	2	4	—	—	4	14	3	—	4	—	
	製 本 業	136	57	17	4	11	18	—	2	9	26	5	—	4	—	
	1 ～ 9人	32	7	3	2	4	—	—	—	2	6	—	—	—	—	
	10 ～ 29人	72	36	7	2	5	14	—	2	5	13	3	—	4	—	
	30 ～ 99人	32	14	7	—	2	4	—	—	2	7	2	—	—	—	
	印 刷 ・ 製 本 業	8	4	3	—	1	—	—	—	—	1	1	—	—	—	
	1 ～ 9人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	10 ～ 29人	3	1	—	—	1	—	—	—	—	1	1	—	—	—	
	30 ～ 99人	5	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

者間協定についての事業主の意見

が　よ　い				必　要　が　な　い															不 詳	
由				必回 答が ない もの	理　　由															
余暇利用のため	労働者のため	労働者のため	労働者のため		現在 の ま ま で	遵守 不可 能	企業 経営 上 不 可 能	受注 や 納 期 の 関 係	業態 が 異 な る か	実施 中 で あ る	労働 者の 生 活 が 苦 し く な る	基 準 法 遵 守 で 足 り な い	仕事 が な い	賃 金 が 異 な る か	自由 競争 が 建 つ て	労働 者 が 成 熟 し な い	理 由 な し			
2	—	1	43	166	26	30	8	25	33	10	4	4	1	—	2	—	62	32		
1	—	—	14	52	5	13	6	4	10	2	1	—	—	—	1	—	18	12		
1	—	1	20	67	16	9	1	13	11	2	1	4	1	—	1	—	28	15		
—	—	—	9	47	5	8	1	8	12	6	2	—	—	—	—	—	16	5		
1	—	1	29	116	21	24	6	18	22	9	3	4	1	—	2	—	40	26		
—	—	—	11	33	4	10	5	1	7	2	—	—	—	—	1	—	8	12		
1	—	1	14	49	14	8	1	12	8	1	1	4	1	—	1	—	21	11		
—	—	—	4	34	3	6	—	5	7	6	2	—	—	—	—	—	11	3		
1	—	—	14	46	4	5	2	7	9	1	1	—	—	—	—	—	21	6		
1	—	—	8	19	1	3	1	3	3	—	1	—	—	—	—	—	10	—		
—	—	—	6	17	1	1	—	1	3	1	—	—	—	—	—	—	7	4		
—	—	—	5	10	2	1	1	3	3	—	—	—	—	—	—	—	4	2		
—	—	—	—	4	1	1	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	1	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	3	—	1	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	1	—		
—	40	1	33	153	43	23	8	—	16	9	—	3	—	10	1	2	70	33		
—	12	—	12	44	15	11	3	—	4	1	—	—	—	3	—	2	23	13		
—	22	1	14	67	19	7	4	—	4	4	—	2	—	6	—	—	32	14		
—	6	—	7	42	9	5	1	—	8	4	—	1	—	1	1	—	15	6		
—	34	1	26	104	39	18	7	—	10	9	—	3	—	6	1	—	44	26		
—	11	—	10	25	14	8	2	—	1	1	—	—	—	2	—	—	12	13		
—	18	1	13	48	18	6	4	—	3	4	—	2	—	4	—	—	21	9		
—	5	—	3	31	7	4	1	—	6	4	—	1	—	—	1	—	11	4		
—	6	—	7	46	3	5	1	—	5	—	—	—	—	4	—	2	26	7		
—	1	—	2	19	1	3	1	—	3	—	—	—	—	1	—	2	11	—		
—	4	—	1	18	—	1	—	—	1	—	—	—	—	2	—	—	11	5		
—	1	—	4	9	2	1	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	4	2		
—	—	—	—	3	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	2	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

積極的賛意者が多いことがわかる。

印刷では30～99人規模に、製本では10～29人の規模に顕著である。

「あった方がよい」とするものも103名で、時間、休日協定の場合よりも6名総数において上回る。25%がその率で、規模別では今度は小なるなど高く、9人以下で28%、10～29人で26%、30～99人で20%がそれぞれ認められる。

業種別には印刷業が高い。

「必要である」「あった方がよい」の賃金協定の在り方に賛同するものの合計は、225名で約55%である。そして10～29人の規模にその率が高く、59%を占める。業種別では製本業に積極的意見が圧倒的に多かったために、総体的にみても、製本業（61%）が印刷業（51%）を凌駕する。

「必要がない」と賃金協定を否定する事業主が153名で37%を占める。

賃金協定について必要であるとする理由の第一は、「労働者の移動及び、引抜き防止」であって、48名の約40%、「労働条件の改善」が36名（30%）、これは賃金水準を引上げ一定さすことをいっているものと思われる。「過当競争の防止」を理由とするものが21名（17%）で、以上が主なるものである。労働者の移動及び引抜き防止が最も強く賃金協定と索引関係を持つのは、如何にこの業界の事業主が、労働者の定着性や、賃金の多寡によって移動する労働者の防止に腐念していることをうかがえると同時に、事業の性格と競争の激しさの一面を予想させる。

「製品単価の維持」(5)「求人緩和のため」(2)の理由もこの間の事情をものがたる。

「あった方がよい」の意見の中でも「労働者の移動及び引抜き防止のため」とするものが第一位を占め40名（39%）、次いで「過当競争防止のため」が23名（22%）が主なる理由である。

以上両者の賃金協定を肯定する意見をまとめると、「労働者の移動及び引抜き防止」のためとするものが抜きんでて多く、「過当競争の防止」「労働条件の改善（労働保護）」がこれに次ぐ。

印刷、製本の、業種別によった特別な理由は認められないが、規模別では9人以下、10～29人のところに上記の意見が多く、製本業では特に10～29人の規模に、「労働者の移動及び引抜き防止」「過当競争の防止」を理由とする事業主が多くみられる。

必要がないと答えるものには、「現在のままでよい」とするものが43名で総数の28%を占める。現在のままでよいということは一定の賃金水準を維持しているということ、逆に水準以上にあるという両面を意味するもので、どちらとも解し難いが、その双方であるとするのが妥当であると思う。次に「遵守不可能」23名、「業態が異なるから」16名、「技能によって賃金が異なるから」10名、「実施中であるから」9名の順になる。

実施中であるということは、調査当時東京都の印刷工業組合で、最低賃金の業者間協定を実施中であつたため、印刷業に限られている。

「理由なし」と漠然と表現する事業主が70名もあり、事業主の労務管理に対する態度が想像される。

この労働時間、休日、賃金に関する同業者間協定に対する、事業主の意見から、事業の後進性、労働保護の低位性を自ら肯定し、なんとか現状を打開して歩一歩を進めようとする、真しな事業主が過半数も認められ、そのあらわれが協定に対する賛意となり、解決策をそれに求めていることが例証さ

れた。

そして印刷業より労働条件等が劣悪とみられる製本業に、一段とそれを希求する声が強くなり、調査事業場中、中規模に位する10～29人の規模により多くそれが看取される。

かかる零細企業の中でも規模の較差によって利害関係を異にするようである。30人以上の規模はこの産業では大企業に属し、業務量も一定し、この産業なりの機械設備の合理化が行われているから、労働条件も一応水準化している。従って敢えて組織化してやっていく必要性は一般に薄いと見做される。10人以下の小規模事業場は、小さいなりに自家労働の強化等によって事業の維持だけではでき、頼るのは労働者の労働力のみであって、労働条件等の協定には過当競争に苦しめられながらも反発するものが多い。加うるにいわゆる職人的な事業主が多数を占めるから、労働管理には理解を欠くものと考えられる。10～29人の規模はこの間にあって半ば近代化された経営と、半ば未分化な性格とを有し、或る程度の労働条件を維持するがため一方に偏することができず、業界の競争から最っとも深刻な影響を受けるものとみられ、それだけに労働条件の向上、是正を強く願うものと推考される。このような規模上の較差による傾向に、既に何度も繰返して述べてきた宿命的なこの業種の性格が加味し、一層統一的行動を困難ならしめる。

法で認可された過当競争の調整を目的とする、この業種の商工組合の事務でさえみるべきものがなく、折角設けられた一部の標準価格料金も、へい覆の如くかえりみられない現状では、労働条件の自主的協定等は、仕事を機械化、技能の高度化によって計画化、平均化することのできないところにあるのは、殆んど実行不可能なものだという声も聞かれる。また協定を待つまでもなく、三交替制を実施すれば労働者——年少者の時間外、休日労働、深夜業等は起り得ないという、安易な言を述べる事業主もいるが、それは発注者及び業務量が固定した大企業の系列化下にある極めて少数な事業場に限り、業務の変動が激しい資本の弱体な一般事業場で、それだけの人員をかゝえることは経営上許さるべきもない。繁忙期を産業予備軍的な渡り職人の採用によって消化するものもみられるが、それとてもび縫的なもので一部の業態に限られ、その存在は労務管理の質を低下させ、事業の発展を妨げることになる。

さらに協定に踏切るに一つの大きな障害となっているものは、家内工業の存在である。これが法の適用や、協同組合等の域外に立って不公正な競争を一層激化させることになる。

11. 結 語

これまでの調査結果を概約すると、印刷、製本産業の業態は、既に幾度か述べた通り原料を殆んど持たずに、若しくは発注者より提供を受け、注文があって始めて生産に移るという賃仕事の性格を帯び、一般に計画生産は困難であり、製品はその性質上特に納期が厳格である。この傾向は印刷部門よりも最終工程に置かれる製本部門に顕著である。

業務に繁閑の変動が甚だしく、取扱品別によってその時期、態様を異にする。

有機的資本構成が、低く誰にでも手軽に事業を始められるから、中小企業が多く、特に10人以下の零細、家内工業的企業の占むる率が高い。印刷業に対し製本業はその工程順からして下請的役割を有

し、事実下請工場となっているものが多い。印刷、製本産業全体からみても下請関係の存在が顕著であり、寄生的な性格を一層強め、就中製本業にはその一部の単純な工程を荷担する家庭内職者の群が附随して、零細性を支持する。

この産業の賃仕事の性質はまた附加価値率に劣り、過当競争を激化させる。平均利潤すら得られない不安定な事態は、協同組合等をつくり相互の競争から逃れようとするが必ずしも成功しない。従って、いきほい、中小規模では量をこなして操業することになり、全面的に労働力に依存する。そしてこれ等の諸要因が錯綜して労働管理の不規制、労働条件の低位性を招来する。すなわち年少者の長時間労働、休日労働、深夜業が相当数みられる一方、休業、時間短縮等の事態が生じ、賃金形態の特殊性と相俟って賃金面に平衡を失わすこととなり、機械設備を改良拡充して合理化を計る余裕はなく、また量産するほどの仕事量はないから、職場の機械や施設は非能率、不完備なものが多く、安全衛生の見地からも大いに検討を要するものがある。

殊に結核患者の発生状況は労働時間、休日等との関連性もさることながら、換気、採光、通風、休養、食事等の職場環境設備の改善に、殆んど考慮が払われていないことに大いに由来するものである。さらに福利厚生施設の状況や労働者の要求等からみても同様なことがいえる。またこの業種の労働態様は住込労働、縁故関係年少者の多数の存在を要求し、職場及び住込生活に伴う人間関係、技能の習得、家事労働等に特別な事情と関連性を与え、これらの年少者は徒弟的なつながりによって家族員化し、労働者としての意識を失い、低労働条件に甘んずる結果を招いている。

以上の諸点は人的労働力の依存度の高い、30人以下の小規模事業場により強くうかがわれるのである。その細部にわたっては、各項目において挙げられてきているから、今更言を要すまでもないが、これ等年少者の労働保護や福祉の点に関しては、成年労働者の場合よりも格別な配慮と強力な措置が要請される。しかしそれがために単に年少労働問題のみを取り上げて、その違反の是正、在り方、または理念を強調しても、それ自体は遊離して所期の目的を果たすに至らない。

年少者は雇用労働者として一つの企業の組織のうちにあるから、企業全体のすがたから捉らえられねばならず、その保護も福祉も、産業の性格、企業の特長性に対応し、その体質を改善する施策がとれない限り、向上が望まれないものであるが、斯様な産業の構造、業態の特長性をそのまま容認し、低位な労働条件等を放置するならば、一層自壊作用を強めることになり、低労働条件を固定させ労働力の質を低下し、生産性の向上及び雇用の健全化を妨げることになるであろう。既に事業主等は前項にみられるが如く、労働条件の改善、労働者の定着性の保持、求職難の緩和、過当競争の防止、製品単価の維持等々を挙げ、このことに充分気付いており、それに対する協同的な動きに賛意を表するものが多いから、既成の協同組合等の組織を通じ、また組織化に伴う困難を克服して労働条件等の協同化を計り、労働条件の是正、向上、労務管理の近代化に積極的な努力を傾注することが現下において一番望ましい方法と思われる。この際法または組織の圏外にある家内工業にも何等かの規制を要求されるが、それ等を含めた強力な組織態勢を作ることが前提となろう。

他方事業の内部に合理的な労働慣行の受け入れ体制が必要であって、前近代的な労働関係を払拭し、設備の合理化、技能水準の向上、福利厚生施設の拡充、社会保障の充実等に使用者は言うに及ば

ず、労働者及び労働組合もその意慾をたかめねばなるまい。

これが実施のためには監督機関を始め、関係機関の、業態の特殊性に立脚した懇切なる指導、啓発の援助が段階的に必要であり、さらには監督機関の適正な監督によって、一層効果を期し得るものと考えられる。

最後に一部の地域において、自主的に業者間の賃金協定、休日協定が実施されつつあり、今後に多大の期待を持てることを附記する。

正 誤 表

(見出し、図表等は行数に入れてない)

頁	行・図・表	誤	正
表 紙		年少労働調査資料第33集	年少労働調査資料第46集
1	5	調査対策	調査対象
7	15~16	有り ない 得	有り 得 ない
7	21	年少働問題	年少 労働 問題
9	5	「刷版」製版部門	「刷版」部門
14	6	措 処 で対置	措置で対 処
16	9	するの だ がそうで	するの が そうで
21	第3図	(□の部分)	(■の部分)
23	7	労働組(単位)	労働組合(単位)
28	第5図	第5図入職経 別 別構成	第5図入職経路 別 別構成
36	第24表	(注)平均休時 意 間	(注)平均休憩 意 時間
41	第28表の1	第28表の1業 程 別	第28表の1業 種 別
45	25	製 造 業	製 本 業
45	33	割増資 金	割増 資 金
46	17	年少 者 労働者	年少労働者
48	7	第12 表	第18 表
50	19	みられ と いう	みられ る という
60	6	年少 者 労働者数	年少労働者数
63	2	発 受 元	発 注 元
66	第45表	明示労働条件の相違の ない ったもの	明示労働条件の相違の な かったもの
73	2	とが ど うか	とが あ る か どうか
78	1	金額控 除	全額控 除

